

令和7年度

(2025)

学 生 便 覧

神戸大学医学部保健学科
神戸大学大学院保健学研究科

目 次

I 概要

1 神戸大学医学部保健学科学位授与の方針	1
2 神戸大学医学部保健学科の概要	3
3 医学部保健学科各専攻の概要	5
4 神戸大学大学院保健学研究科学位授与の方針	7
5 神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻の概要	13
6 沿革	14

II 教学規則等

1 神戸大学教学規則	17
2 神戸大学共通細則	44
3 神戸大学大学教育推進機構規則等	
(1) 神戸大学大学教育推進機構規則（抄）	46
(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則	49
(3) 神戸大学大学教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する 内規	53
(4) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規	54
(5) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規	55
(6) 協定に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の定期試験の取扱いに 関する申合せ	56
(7) 神戸大学日本語等授業科目履修規則	58
(8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時 における授業、定期試験の休講措置について	59
(9) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	61

III 学部規則等

1 神戸大学医学部規則	63
2 教育課程・卒業要件等の概要	
(1) 教育課程	81
(2) 授業	81
1) 学期（授業期間）	
2) 授業の方法	
3) 各授業科目の単位数	
4) 授業時間	
5) 履修届の提出・履修上の一般的注意事項	
6) 試験等についての諸注意	

7) 交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難指示・緊急安全確保の発令時 における授業, 定期試験の休講措置について	
(3) 単位の授与・成績評価・卒業の要件	84
1) 単位の授与	
2) 成績評価基準・GPA	
3) 卒業の要件	
(4) 臨地実習	86
(5) 授業科目の履修及び試験に関する内規	89
(6) 神戸大学医学部保健学科成績評価基準等に関する内規	92
(7) 神戸大学医学部保健学科における学生の進級に関する申合せ	94
(8) 神戸大学医学部保健学科の臨地実習授業科目の履修に関する修得単位の 申合せ	96
(9) 既修得単位の認定に関する内規	98
(10) 医学部保健学科における転学部に関する申合せ	99
3 神戸大学医学部科目等履修生規程	100
4 神戸大学医学部聴講生規程	102
5 神戸大学医学部研究生規程	103
6 神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領	105

IV 国家試験

1 学部	107
2 大学院	109

V 大学院規則等

1 神戸大学大学院保健学研究科規則	111
2 教育課程・修了要件等の概要	126
3 神戸大学大学院保健学研究科成績評価基準等に関する内規	129
4 神戸大学大学院保健学研究科長期履修規程	131
5 保健学研究科博士課程前期課程保健学専攻C N S コース実施要領	134
6 保健学研究科保健学専攻I C H S 実施要領	139
7 保健学研究科博士課程前期課程保健学専攻 デジタル医工創成学コース実施要領	143
8 保健学研究科保健学専攻がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース 実施要領	148
9 保健学研究科博士課程前期課程保健学専攻ウェルビーイング教育 プログラム(発達・保健)コース実施要領	153
10 保健学専攻(博士課程前期課程)における修業年限の特例に関する申合せ	158
11 保健学専攻(博士課程後期課程)における修業年限の特例に関する申合せ	159
12 保健学研究科ティーチング・アシスタント実施要領	160
13 神戸大学大学院保健学研究科外国人特別学生入学選考規程	161

14	神戸大学大学院保健学研究科研究生規程	163
15	神戸大学大学院保健学研究科科目等履修生規程	165

VI 学位関係規則等

1	神戸大学学位規程	167
2	神戸大学学位規程保健学研究科細則	176
3	修士論文の提出及び審査について	178
4	修士論文作成要領	180
5	博士論文審査に関する内規	182
6	神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻課程博士論文に関する内規	183
7	神戸大学大学院保健学研究科博士課程学生の研究指導に関する申合せ	188
8	課程博士学位論文作成要領	194
9	神戸大学大学院保健学研究科における博士課程を経ない者の学位に関する申合せ	197
10	博士課程を経ない者の学位申請に係る外国語試験に関する申合せ	200
11	神戸大学大学院保健学研究科学位論文評価基準	201

VII 学生の日常周知事項

1	学生に対する諸連絡事項	203
2	証明書類の交付・発行等（証明書自動発行機により交付するもの）	203
3	証明書類の交付・発行等（上記以外）	205
4	通学定期乗車券の購入（通学証明書の発行）	205
5	身上異動・住所変更届の提出	206
6	休学、復学、退学等の願い出	206
7	授業料の納付	206
8	授業料免除	206
9	学内掲示	207
10	学校施設の使用（名谷キャンパス施設）	207
11	アルバイトの紹介	207
12	学生アカウント利用上の注意（情報基盤センター）	207
13	車両による通学について（学部生・大学院生共通）	207
14	学生更衣室・ロッカーについて	207
15	自習室について	208
16	各種の届出・願出書類及び発行証明書類の概要	209

VIII 奨学金制度

(1)	日本学生支援機構奨学金	211
(2)	その他の育英奨学団体奨学金	212

IX 心身の健康管理

- (1) 保健管理センターの利用方法と手続き……………213
 - 1) 健康診断と再検査・精密検査
 - 2) 健康診断証明書の発行
 - 3) 救急処置
 - 4) 健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）
 - 5) 保健指導
 - 6) T H P（Total Health promotion Plan：心と身体健康づくり運動）
 - 7) 健康教育
 - 8) その他
- (2) 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に対する感染予防措置について……………217
 - 1) 麻疹・風疹のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について
 - 2) 流行性耳下腺炎・水痘のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について
- (3) キャンパスライフ相談窓口……………219
- (4) 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程……………220

X 学生教育研究災害傷害保険等

- (1) 学生教育研究災害傷害保険……………227
- (2) 学研災付帯賠償責任保険……………228

XI 学内利用施設、その他学生関係規則等

- (1) 神戸大学附属図書館保健科学図書室の利用について……………229
- (2) 神戸大学学生健康診断規程……………232
- (3) 神戸大学学生表彰規程……………234
- (4) 神戸大学学生懲戒規則……………236

XII 保健学科建物配置図等……………239

I 概 要

1 神戸大学医学部保健学科学位授与の方針

神戸大学医学部保健学科は、「真摯・自由・協同」の精神の下、高い倫理観と科学的視点を持ち、高度な専門的知識・技能を身につけた医療人を養成するために、保健医療・健康科学に関する卓越した教育を提供することを基本理念としている。また、旺盛な探究心と創造性を身につけ、将来、それぞれの専門領域における指導者として、国際的に活躍できる人材の育成を目的とする。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

(1) 看護学専攻

学位：学士（看護学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、医学部保健学科看護学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科看護学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーが定める能力に加え、卒業までに、本学部保健学科看護学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・豊かな人間性と教養を持ち、保健医療における高い倫理性、柔軟性、協調性、当事者性を身につけた看護専門職者となるための基礎的能力。
- ・ひととして、看護専門職者として生涯成長していく能力。

「創造性」

- ・論理的に事象を解釈し、ケアリングの視点を持ち、よりよいケアを創造する能力。
- ・主体的・自律的に行動し、看護の独自性・専門性を探求する能力。

「地域性・国際性」

- ・多様な文化・価値観を尊重し、地域・国際社会で活躍する基礎的能力。
- ・地域・国際社会における多彩な Well-being と健康課題に関心をもち探求する能力。

「専門性と協働」

- ・人々の生活の質（QOL）の向上をめざし、幅広い知識と確かな技術・豊かな感性を備えて看護実践する能力。
- ・医療の基礎学力と専門知識を習得した看護専門職者として、保健医療福祉チームにおいて協働する能力。
- ・科学的・論理的思考力、実行力、コミュニケーション能力を持ち、リーダーシップを発揮する能力。

(2) 検査技術科学専攻

学位：学士（保健衛生学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、保健学科検査技術科学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科検査技術科学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得

すること。

- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学部保健学科検査技術科学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・医療チーム・研究チーム・教育チームの一員として卓越した人間性を備え、高い倫理観にもとづいた行動により、社会の第一線で活躍しうる臨床・研究・教育活動の能力。

「創造性」

- ・進取の気質と問題解決に対する柔軟な想像性を身につけ、社会に貢献できる新たな技術や機器開発に取り組む能力。

「地域性・国際性」

- ・疾病の診断・早期発見・治療評価や健康状態の把握に対して、地域医療の中心を担う能力。
- ・国際的な視野から検査技術と医療を俯瞰し、英語を用いて学術的に適切な情報収集と発表を行い、第三者と良好な意思疎通がはかれる能力。

「専門性と協働」

- ・医療検査技術についての高度の専門知識と検査技能を得るための主体的学習能力。
- ・医療従事者・自然科学研究者と協調して人間福祉の向上に寄与する能力。

(3) 理学療法学専攻

学位：学士（保健学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、医学部保健学科理学療法学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科理学療法学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学部保健学科理学療法学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・豊かな人間性と保健医療における高い倫理性を身につけた保健医療専門職者として臨床に携わる能力。

「創造性」

- ・標準的な理学療法の理論と技術を修得し、旺盛な探究心と創造力に加えて、課題を設定し解決することにより、理学療法とその関連分野の未来を創造する能力。
- ・先人の知識を尊重し、基礎・臨床研究を通じてエビデンスを創造する能力。

「地域性・国際性」

- ・多様な地域課題を把握し、貢献するための社会性を備えた能力。
- ・理学療法の理論と技術を通じて、国際的に活躍できるための基礎的な能力。

「専門性と協働」

- ・医療の基礎学力と高度な専門知識を習得した専門職として、対象者や他専門職と相互に信頼し、良好な人間関係を築くことにより保健医療福祉チームにおいて協働できる能力。

(4) 作業療法学専攻

学位：学士（保健学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、医学部保健学科作業療法学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科作業療法学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・作業療法専門職としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけ、社会の発展に積極的に寄与する能力。
- ・個々人の人権を尊重し、深い共感性を持って、対象となる方々の特性を理解し、自立に向けた支援を提供する能力。

「創造性」

- ・探究心と創造力を持って課題を設定し、解決できる実践的な能力。
- ・問題を解決するために、科学的な分析・考察をし、論理的に考える能力。

「地域性・国際性」

- ・幅広い視野を持ち、作業療法に関わる専門的知識を活用して多職種連携により地域社会へ貢献できる能力。
- ・グローバルな視点で自らの課題を整理・理解するとともに、的確なプレゼンテーション、円滑なコミュニケーションをする能力。

「専門性と協働」

- ・医療・保健・福祉など各分野における高度な作業療法学の専門的知識および技術を習得するために主体的かつ継続的に学習する能力。
- ・高度な医療専門職として、チーム医療の現場で関連職種との優れたコーディネート能力を発揮し、協働する能力。

2 神戸大学医学部保健学科の概要

神戸大学は、「学理と実際の調和」を理念として、前身の神戸高等商業学校時代から「実学」と「自立自治」を重視した輝かしい歴史を刻んできた。今日では、11学部（15研究科）、学生12,000人（大学院生を含めると約16,000人）を有する日本有数の総合大学に発展している。実学とは、書物からの知識と現場の経験を組み合わせて実践する学問を意味しており、社会性を意識し、社会や時代のニーズに応じて紡がれた学問である。神戸大学は、国際都市神戸を代表する大学として、進取と自由の精神、そして豊かな国際性をそのバックボーンとして受け継いできており、将来に向けても「真摯・自由・協同」

という建学以来の精神を基軸として、“普遍的価値を有する知を創造し人間性豊かな人材を養成する”ために、神戸大学ビジョン2015を策定し、Toward Global Excellence in Research and Education（世界トップクラスの教育研究機関を目指して）を掲げた。2021年には「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」として進化・発展し続けることを神戸大学長期ビジョンに掲げてKU VISION 2030を策定し、神戸大学のさらなる発展に向け産官学連携をさらに強化するとともに個々の研究教育活動の活性化することを推進している。

神戸大学医学部は、臨床医学と基礎医学の融合を目指して、これまでに世界に誇れる様々な学問的成果をあげてきた。iPS細胞研究をリードする山中伸弥教授など優秀な人材を輩出し、卒業生の活躍の場は、京都大学、大阪大学、慶応大学をはじめとする他大学にも及んでいる。また、アジアを中心とした世界中の国々から大学院生・研究生を活発に受け入れており、卒業生は各国の研究・臨床面でのリーダーとして活躍している。

神戸大学医学部は、医学科、医療創成工学科と保健学科から構成される。「保健学」は、健康、疾病予防、あるいは疾病からの回復までを俯瞰する、人の健康と疾病に関わる幅広い分野を対象とした学問であり、遺伝子レベルから人の行動解析にまで至る、ミクロからマクロの世界を網羅している。少子・超高齢社会が進行する我が国において、これから最も成長が期待される学問領域の一つである。すでに、保健学を起点に、システム情報学、医療経済・経営学、保健行政、発達科学、医工創成、地域連携、食・栄養学、災害・防災分野など全学的な研究が推進されており、「アジア健康科学フロンティアセンター」「認知症予防推進センター」「ウェルビーイング先端研究センター」では、保健学科・保健学研究科が、神戸大学の中心となる役割を担っている。これらを通じた最新の優れた研究成果を踏まえて、保健学に関する高いレベルの教育が実践されている。

神戸大学医学部保健学科には、看護学、検査技術科学、理学療法学、作業療法学の4専攻がある。共通科目などを通じて互いに切磋琢磨しながら学習が進められ、多職種間連携（Interprofessional Education：IPE）は本学科の特徴の一つとなっている。卒業後、国家試験に合格すると、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士の資格が与えられる。卒業生は医療機関において医療専門職者として働く以外にも、医療や健康に関連した企業や国際機関に勤務する者も多い。「ヒトの健康と疾病を知る専門家」として、医学や保健学の枠組みを超えて、多くの一般企業、またJICA、WHOなどの国際機関にもその活躍の場が広がっている。また、大学院に進学し、将来それぞれの専門領域を中心とした医療系教育職を担う人材育成に向けた教育体系も整備されている。2022年度入学生からは、看護学専攻は深い病態理解に立脚した臨床判断や倫理的判断を行うための基礎的能力の強化、情報通信技術（ICT）活用に向けたデータサイエンスのリテラシー強化を目指すカリキュラムに変更がなされた。また、学部教育では高度化する医療への対応やグローバル人材育成のために看護師免許のみを目指すカリキュラムとなっており、保健師・助産師を目指す学生は、卒業後大学院に進学し、保健師コース・助産師コース（2016年開設）の教育体系のなかで、より専門的かつ学際的な教育を受けることができる。多くの学部卒業生が進学する神戸大学大学院保健学研究科は4領域（看護学、病態解析学、リハビリテーション科学、パブリックヘルス）を有し、本邦屈指の規模と研究レベルを誇っている。大学院卒業生の多くは、その後、高度医療専門職者、大学教員として活躍している。

社会人としての根本は、「自立自治」にある。現代社会が大学卒業生に求めるものは単なる知識ではなく、困難な状況に出会っても、周囲の人々と協働して状況に応じた方策を考え、実行していく強靱かつ柔軟な精神である。神戸大学医学部保健学科では、自己の誇りを持ち、幅広い視野の中で自由な発想を持てる学生を育てるために、教職員、構成員一同が日々研鑽を積んでいる。本学科の学生には、神戸大学建学以来の精神を踏まえて高い志を涵養するとともに、高次元の知識と実践力を身につけ、その成果を社会に還元してほしいと願っている。

3 医学部保健学科各専攻の概要

(1) 看護学専攻

看護学は、あらゆる「ひと」の「Life/生きること」の質を向上するため、人間の尊厳と権利を尊重し、ひとの「生命・生活・人生」と、共に影響しあう「環境」、そして、それらすべてを対象として包括的にとらえ、支援するための実践科学である。

本学では、人間の尊厳と権利を重視する看護専門職の基盤となる人間性、倫理性、創造性、専門性を育成するために、ケアリングを軸として、経験学習を重視した、卓越した看護学教育を提供する。さらに、地域性・国際性および協働の能力を培うために、保健学ならびに関連諸学間についての教育を提供する。

看護学専攻の教育の目的は、次のとおりである。

○看護専門職者として豊かな人間性と高い倫理性を身につけ、看護学の知とスキルを駆使し、対象ならびに対象を取り巻く環境と相互に作用しながら、最良のケアを創造し実践する人材を輩出する。

○保健医療福祉の領域において、看護専門職者として他職種と協働しながら看護の独自性・専門性を発揮し、地域・国際社会に貢献できる人材を輩出する。

○ひととして、看護専門職者として生涯成長し続ける人材を輩出する。

看護学専攻が目指す教育の目標は、次のとおりである。

○ひととして、看護専門職者として、倫理性、柔軟性、協調性、当事者性を身につけ、真摯かつ誠実な態度で責任ある行動をとることができる。

○看護実践に関する幅広い知識と確かな技術を獲得することができる。

○科学的・論理的思考および旺盛な探究心と創造力を獲得することができる。

○ひとのLifeの質の向上をめざし、看護を実践（ケアリング）するために必要な能力を獲得することができる。

- ・ 対象の状況（空間・時間）と共に存在すること（Being）ができる。
- ・ 影響しあう自らと対象、およびそれらを取り巻く環境の中で「気づき」を得ることができる。
- ・ 主体的・自律的に、知とスキルを駆使し、思考、思い、感性をはたらかせて、対象を包括的に理解し、実践へと展開することができる。
- ・ ケアリングの視点から、これらの体験を意味づけ（経験化）し、よりよいケアを創造することができる。

○保健医療福祉の領域において、看護職種間および多職種間で協働することの意義を理解し、看護の独自性・専門性を探究することができる。

○地域・国際社会における多彩な Well-being と健康のあり様に関心をもち、多様な価値観・文化を尊重し、看護専門職者の役割ならびに独自性・専門性を探究することができる。

○ひととして、看護専門職者として生涯成長するためのリフレクション能力を獲得することができる。

本教育課程の実施にあたっては、学生の経験と自己決定性を重んじ、経験に基づくリフレクション（reflection）を促す教育、科学的・論理的思考に基づいた看護実践に必要な批判的思考力を培う教育を実践する。そして、学生が創造的探究心をもって主体的かつ能動的に学び、人々との相互作用の中で看護専門職者として成長できる教育を目指す。

(2) 検査技術科学専攻

近年の医学を含む生命科学の革新は、その基礎的・応用的な分野における高度技術に支えられてきた。医学及び医療の分野においては、優れた臨床検査技術の開発・応用が、その発展に大きく寄与してきたことも事実である。病気の早期発見、診断および治療や健康状態の把握に必要な臨床検査は、今やまさ

に医療の中核的役割を担う1つの分野として位置付けられ、チーム医療においても中心的な立場に立つ。臨床検査技術がこのような役割を広げ、人間福祉の向上に寄与するための重要な責務を負うようになった現在、その人材養成においても、より高度な基礎・専門知識及び技術と研究開発能力を持たせる教育が必要である。

検査技術科学専攻が目指す教育の目標は、次のとおりである。

- 高度の専門的知識と検査技術を習得する
- 高度化・多様化する医療技術分野に柔軟に対応できる
- 生体情報を科学的に解釈し、それを診療へ最大限に提供できる
- 医療人としての自覚と倫理観を持ち、調和がとれる
- 臨床検査学・医学に関する研究的視点をもつ
- 国際学術交流に貢献できる

(3) 理学療法学専攻

超高齢社会及び疾病構造の変化、さらに障害者に対する環境等の社会状況の変化に伴って、リハビリテーションの担う役割は大きくなってきている。理学療法はリハビリテーションの中で特に医学的リハビリテーションの中核を担うもので、心身の機能障害の回復、生活能力の向上、さらに社会参加への促進等に携わる。このために医学や障害学を基本として関連分野の幅広い知識と技術の提供が要求される。また、リハビリテーションはチーム医療であり、他のすべての医療分野と直結しているため、医師及び看護師などの他のチーム・スタッフとの密接な連携と相互の協調が必要となる。さらに、理学療法の機器及び技術の開発・進歩は目覚ましいものがあり、早急に対応できる人材が求められている。一方では、理学療法を科学として捉え、理学療法の科学的根拠を構築し、新しい理学療法の開発に務めることが理学療法学を発展させるために重要である。

このように医療における重要な役割と高度な技術への対応が要請される理学療法学の分野であるが、高等教育による人材の養成機関は少なく、医学及び医療の変化に必ずしも対応できるとは言いがたい。

理学療法学専攻では、理学療法学の知識と治療技術を学び、科学的視点から思考する能力を養いながら、将来、科学的根拠に基づいた効果的な理学療法を実践し、創造できる専門家の育成を使命とする。

(学部卒業時の到達目標)

- 標準的な理学療法の理論と技術を修得し、実践できる
- 対象者や他専門職と相互に信頼し、良好な人間関係を築き上げることができる
- 科学的視点から思考し、臨床に即した研究の志を持つことができる
- 対象者を生活機能から見る視点を修得することができる

(理学療法学専攻カリキュラムの理念、設計基準)

1. 幅広い領域にわたる医学と理学療法関連科学の基礎を学び、標準的な理学療法学の理論と技術を修得する
2. 最新の理学療法領域関連やリハビリテーションに関する情報を学び、それらに関わる歴史的経緯や科学的検証・根拠を理解する
3. 理学療法学および関連領域に対する向学心と探究心を養い、大学院での深い学びを望むことができる

(4) 作業療法学専攻

我が国の保健医療福祉の動向は、少子高齢化、疾病構造の変化などの社会的変遷にあわせて、ノーマライゼーションすなわち人権の尊重と自立支援という方向を目指している。作業療法士は、これらの分野において活躍が大きいと期待される職種であり、そのおもな役割は医学の知識を十分に有したうえで、

対象者のもつ作業特性を理解し、環境や個人因子に配慮した治療技術と支援を提供することである。

作業療法に要請されることは、対象者の病期に応じた機能障害の回復、生活手段の（再）獲得、社会復帰への支援などの作業療法技術である。さらには対象者を中心とした、関連職種との優れた調整能力も必要とされる。

作業療法の専門領域は、身体障害、発達障害、精神障害、老年期障害など広く、働く場所も医療機関（病院）、保健（保健所等）、福祉施設、地域（学校、デイサービス等）、行政、企業と領域が拡大している。さらに、大学院教育の拡充とともに研究機関もその対象となる。

このような時代の要請に伴って、本作業療法学専攻は、既存の作業療法学を学び、科学的視点で思考する能力を養い、将来的に、科学的根拠に基づいた効果的な作業療法を実践・研究できる専門家の育成を使命とする。

（学部卒業時の到達目標）

- 標準的な作業療法の理論と技術を修得し、実践できる。
- 対象者を生活機能の視点でとらえることができる。
- 対象者および他専門職種と信頼関係を構築でき、良好な支援チームが形成できる。
- 科学的視点での思考と臨床に即した研究の視点をもつことができる。

（作業療法学専攻の教育指針）

- 作業療法士の育成：標準的な作業療法学はもとより、各分野における高度の専門的知識と技術を有した人材を育成する。
- 優れたコーディネーターの育成：各分野における調整能力を有した人材を育成する。
- 指導者の養成：優れた学生を育成することのできる指導者・教育者を養成する。
- 研究者の養成：基礎および臨床分野などのあらゆる分野において、世界に通用する学際的な研究ができる研究者を養成する。

4 神戸大学大学院保健学研究科学位授与の方針

博士課程前期課程

神戸大学大学院保健学研究科博士課程前期課程は、臨床实践能力、直面する問題を多角的に分析する能力と問題の解決に必要な研究能力を身につけ、研究・教育・地域医療を柱とする総合保健医療の中で活躍できる教育・研究・医療専門職者を養成することを目標としている。この目的を達成するため、以下に示した方針に従って修士の学位を授与する。

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

(1) 看護学領域

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、保健学研究科看護学領域は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に所定の期間在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を習得すること。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科の掲げる総合保健医療（total health care）の基本理念のもと修了までに、本研究科学生が身につけるべき能力は次のとおりである。

・人間性

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した看護専門職者として、人々の健康を守るために行動できる能力

・創造性

伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに、これらの知識を批判的に継承し、受け継いだ思考や方

法の中に新たな課題を発見して創造的に解決できる能力

問題意識をもち、現場を改革するための看護実践方法を開発する能力

- ・国際性

多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーションを図る能力

国際的な視点から、各々の地域の状況に最も相応しい形で知識・技術を創造し、国際社会へ発信できる能力

看護学分野の人材として、国際社会で活躍できる能力

- ・専門性

Evidence based nursing を基盤とした深い学識と高度実践能力

スペシャリストとして、直面する問題を多角的に分析し、解決する能力

専門領域を超え、医療保健福祉チームの一員として協働して働くことができる能力

看護の役割拡大に適応できる深い学識と卓越した専門的能力

(2) 病態解析学領域

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、保健学研究科病態解析学領域は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・保健学研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して審査に合格すること。

- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

- ・人間性

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した医療専門職者として、人々の健康を守るために行動できる能力

- ・創造性

伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに、これらの知識を批判的に継承し、受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して創造的に解決できる能力

- ・国際性

多様な価値観を尊重し、異文化の理解に努め、コミュニケーション能力を発揮できる。国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに、各々の地域の状況に相応しい形で適用することができる能力

- ・専門性

それぞれの職業や学問分野において、深い学識と専門的能力を備え、さらに、専門領域を超え、医療保健福祉チームの一員として協働して働くことができる能力

(3) リハビリテーション科学領域

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、保健学研究科リハビリテーション科学領域は以下に示した方針に従って修士（保健学）の学位を授与する。

- ・保健学研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して審査に合格する。

- ・修了までに、保健学研究科のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

- ・人間性

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、人々の健康を守るために行動

できる能力

- ・創造性

伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに、これらの知識を批判的に継承し、受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して創造的に解決できる能力

- ・国際性

多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努める優れたコミュニケーション能力を発揮し、国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに、各々の地域の状況に最も相応しい形で適用することができる能力

- ・専門性

リハビリテーション科学において、深い学識と卓越した専門的研究能力を備える。さらに、専門領域を超え、人々の健康を守り行動するチームの一員として協働できる能力

(4) パブリックヘルス領域

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、保健学研究科パブリックヘルス領域は以下に示した方針に従って修士（保健学）の学位を授与する。

- ・保健学研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、保健学研究科パブリックヘルス領域の学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

- ・人間性

豊かな教養と高い倫理性を身につけた保健医療専門職者として自立できる能力

幅広く深い教養と総合的な判断力を持ち他分野の人々と協働して地域や国際社会の健康課題を解決する能力

公衆衛生活動の理念、公衆衛生活動の実施に必要なコミュニケーションおよびマネジメント能力

- ・創造性

保健・医療・福祉の現場において地域の健康課題を創造的に解決する能力

地域社会を基盤とした医療・保健システムの開発と科学的根拠に基づいて新しく健康維持をデザインする能力

専門知識・技術を基本として、国際保健の現場における課題を見い出し、柔軟に対応できる能力

- ・国際性

異文化の多様性を受容するとともに、多分野にまたがる地球的課題を理解する能力

国際的な視野をもち、世界各国における健康水準格差を把握し、その要因を解明する能力

国際的な諸問題に積極的に取り組み、共同研究や活動に参画できる能力

- ・専門性

科学的思考力と倫理観に根ざす地域保健及び国際保健の実践を展開できる能力

地域保健及び国際保健に従事する上で必要な高い学識・技術・応用力を備え研究活動を行う能力

博士課程後期課程

神戸大学大学院保健学研究科博士課程後期課程は、これまでに修得した分析能力、問題解決能力、研究能力をさらに高度化し、創造的・開発的研究を通して、研究・教育・地域医療を柱とする新しい総合保健医療を創造・実践できる独創的かつ自立した教育・研究・医療専門職者を養成することを目標としている。この目的を達成するため、以下に示した方針に従って博士の学位を授与する。

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

(1) 看護学領域

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、保健学研究科看護学領域は以下に示した方針に従って当該学位を授与する

- ・本研究科に所定の期間在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を習得すること。
- ・神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科の掲げる総合保健医療（total health care）の基本理念のもと修了までに、本研究科学生が身につけるべき能力は次のとおりである。

- ・人間性

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した看護専門職者として、人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力

- ・創造性

看護学の学術的基盤を発展させるために、グローバルスタンダードを踏まえ、看護学の深い知識や技術に裏付けされたイノベーションをもたらす能力

多（他）職種と連携し、政策過程に参画し、総合保健医療システムの開発や変革をもたらす能力

- ・国際性

多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーションを通して国際的な課題を解決する能力

国際的に普遍的な価値をもつ知識・技術を自ら創造するとともに、各々の地域の状況に最も相応しい形で適用することができる能力

看護学分野の中核人材として、国際社会でリーダーシップを発揮できる能力

- ・専門性

専門領域を超え、医療保健福祉チームと協働するための指導的役割を果たす能力

看護の役割拡大に適応できる深い学識と卓越した専門的能力

最先端のエビデンスを創造するための先駆的な研究能力

看護界を牽引し、次世代の看護専門職者を養成するための教育能力

(2) 病態解析学領域

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、保健学研究科病態解析学領域は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・保健学研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

- ・人間性

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した医療専門職者として、人々の健康を守るために行動できる高い能力

- ・創造性

伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに、これらの知識を批判的に継承し、受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して創造的に解決できる優れた能力

- ・国際性

多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を発揮できる。国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに、各々の地域の状況に最も相応しい形で適用することができる能力

- ・専門性

それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、深い学識と高度で卓越した専門的能力を備え、さらに、専門領域を超え、医療保健福祉チームの一員として協働して働くことができる能力

(3) リハビリテーション科学領域

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、保健学研究科リハビリテーション科学領域は以下に示した方針に従って博士（保健学）の学位を授与する。

- ・保健学研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して審査に合格する。
- ・修了までに、保健学研究科のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

- ・人間性

豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、人々の健康を守るために率先して行動できる能力

- ・創造性

伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに、これらの知識を批判的に継承し、受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して独自の・創造的に解決できる能力

- ・国際性

多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を発揮し交流できる。国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに、各々の地域の状況に最も相応しい形で提案・適用することができる能力

- ・専門性

リハビリテーション科学において、これまでに修得した分析能力、問題解決能力、研究能力をさらに高度化し、創造的・開発的研究を通して、指導的役割を担えるように、深い学識と高度で卓越した専門的能力を備える。研究・教育・健康・地域医療を柱とする新しい総合保健医療を独創的かつ自立して創造・実践できる能力

(4) パブリックヘルス領域

神戸大学大学院のディプロマ・ポリシーにもとづき、保健学研究科パブリックヘルス領域は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・保健学研究科に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して審査に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに保健学研究科パブリックヘルス領域の学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

- ・人間性

論理的考察力と客観的判断力を持ち他分野の人々と協働して地域の健康課題を解決する能力
豊かな教養と高い倫理性を身につけた保健医療専門職者として自立し、指導できる能力
国際保健活動の理念、国際保健活動の実施に必要なコミュニケーションおよびマネジメント能力

- ・創造性

地域の潜在的な健康課題を新たに見出し、エビデンスとニーズに基づき、高い創造性を持って解決する能力
研究・教育・地域保健を柱とする新しい総合保健医療を創造する能力
高度な専門知識・技術を基盤にして、国際保健の現場における課題を見い出し、高度で卓越した対応ができる能力

- ・国際性

文化、思想、価値観の多様性を受容するとともに、多分野にまたがる地球的課題を解決する能力
国際的な視野をもち、異文化の多様性を受容するとともに、世界各国における健康水準格差を把握し、その要因を解明する能力
国際的な諸問題に積極的に取り組み、共同研究や活動を推進する能力

- ・専門性

科学的思考力と高い倫理観に根ざし、高度で卓越した地域保健及び国際保健の実践を展開できる能力
地域保健学・国際保健学の学問体系の確立と発展に寄与し、学際的研究を積極的に推進する能力
地域保健・国際保健に関する諸課題を科学的・理論的に分析し社会に発信する能力

5 神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻の概要

神戸大学は、すべての研究科が大学院大学となっており、保健学研究科においても、教員は大学院に所属し、学部教育と共に大学院教育を担当している。このことは本大学の教育・研究が大学院の高いレベルの教育・研究を基盤としていることを意味している。

神戸大学は建学以来「実学」と「自立自治」を重視して輝かしい歴史を刻んで今日に至っている。実学とは、書物からの知識と現場の経験を組み合わせて実践する学問を意味している。実学は、社会性を意識し、社会や時代のニーズに応じて紡がれた学問である。社会の要請から乖離せず、しかも社会に必ずしも迎合しない高いレベルの学問の実践には不断の努力が必要である。我々は、この先人の努力と英知を引き継いでいく義務を負っている。また、神戸大学は、国際都市神戸を代表する大学として、設立当初から豊かな国際性と自由で進取な精神をそのバックボーンとして受け継いできている。

神戸大学は、現在、学部・研究科の数、在学生数、研究レベルなど、どの面から見ても、全国で屈指の総合大学である。しかも、文系、理系のバランスが取れており、すべての領域において優れた業績をあげている。東京大学、京都大学などの旧帝国大学に比べると、確かに規模や伝統においては後塵を拝している面もあるが、これらの旧帝国大学等と共に世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進する大学と位置付けられている。また、本学は、学部間の垣根が低く、自由で国際性豊かな伝統を有するなどの優れた特徴を持っており、新しい学問領域を生み出すための潜在的な能力は極めて高いとの自負がある。

神戸大学は、実学をその基本精神とするが、それは既存の知識・現場の経験を単に追従することを意味しているわけではなく、保健学研究科においては、“世界最先端”を追い求めるとともに、最先端の医療・知識をいかに多くの人々のもとへ、普遍的、効率的に届けるかを考えていくことが必要であると考えている。神戸大学における建学の「自立自治」の精神とは、どのような社会・国際情勢下においても、その状況に最も適した対応法を考え、時にはデメリットと考えられていた状況をメリットに変えていく強さと英知に基づいている。

研究における独創は単なる「思いつき」からは生まれるものではない。「独創」は、過去から現在に至る英知の蓄積を背景として、その既存の英知を進化・発展させようとする強い意志のもと、いくつもの失敗と、それを謙虚に振り返り、そこから新たな真理を見出していく不断の努力から生まれるものである。すなわち、蓄積した多くの英知と多数の経験の中から新たな可能性を抽出し、検証していく地道な作業の中から独創的な成果が生まれるのである。知識に裏付けられた基礎が大切で、無から有が生まれる訳ではなく、既存の知識・現場の経験から生じる疑問が重要である。しかし、その疑問が果たして“価値ある疑問”なのかを、過去の文献や論文などをもとに確認する作業が必要である。これまでに発表された多くの文献や論文の中から可能性を積み上げ、自らの仮説を実験・調査で検証し、その結果を偏見のない目で再検証する作業が重要である。このことは、量的研究のみならず、質的研究でも同様である。また、他国でなされた研究や制度を知ることが重要であるが、ある一定の地域の中で应用するためには、環境や歴史的状況の違いを踏まえて検証していく必要がある。このような検証の中からより普遍的で実用的で社会実装可能な価値が発見されるのだと考える。

「神戸大学大学院保健学研究科で学ぶ」ということは、多くの優れた先輩の努力の上にさらに努力を重ねて新しい真理・価値を見出すことである。また、多くの先輩の研究成果や研究過程で生じた失敗の上に、自らの研究成果や失敗を重ねることにより新しい可能性を見つけることができるのである。しばしば、保健学は新しい学問であると言われるが、それは、全く新しく見出された学問ではない。ヒトは、生まれ、成長し、働き、年老い、やがて死んでいくということを何万年も繰り返してきた。それらの経験は長い歴史の中で様々な知識を我々に与えてきた。保健学という学問には、自然科学的な素養だけではなく、人々の価値観、恐れや不安、希望や欲望、経済的効率や制度など社会科学的・哲学的な要素も含まれている。少子・超高齢社会の我が国においては、保健学は最も可能性を秘めた学問領域である。

幸いにして、神戸大学は、学内に様々な研究科を有し、また、世界中の様々な大学と交流を持っている。保健学研究科では、2012 年度より ASEAN 諸国とのグローバル展開事業を開始し、その後「アジア健康科学フロンティアセンター」を部局内に設立してさらなる交流を図っており、2013 年度からは、独立行政法人 情報通信機構、2023 年度より国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所との連携大学院をスタートさせ、現在も連携を継続している。また、2018 年度より「認知症予防事業」を開始し、2019 年度には部局内に「認知症予防推進センター」を設立して神戸大学の認知症予防に関する研究、教育、社会実装の中心となる役割を担っている。2021 年度には、医工融合を実現する創造的教育の場としてデジタル医工創成学コースが開設された。これは医療機器開発を主題とした新しい機器のコンセプトデザインやものづくりについて、医療現場を意識した実践を通じて学修するものである。更に、人生 100 年時代のいずれのステージにおいても、疾病や障害の有無に関係なく、心豊かで幸せを実感できる社会の実現をミッションとした「ウェルビーイング先端研究センター」が、2022 年度に全学センターとして設立された。保健学研究科は、人間発達環境学研究科と共に同センターの設立に中心的な役割を果たし、持続可能な社会を築き、生涯にわたるウェルビーイングを実現するため、人を総合的に捉え、環境との相互作用を考慮した学際的な研究を今後推進する。健康・発達・環境の領域から生涯にわたるウェルビーイングを掲げ、2024 年度には少子高齢化社会での深刻な課題解決に資する専門的能力を修得するためのウェルビーイング教育プログラムコースが開設された。また、2024 年度に近畿大学を主管校とした 5 大学連携による、がん医療における専門的知識を基に、がん患者・サバイバーとその家族の QOL の向上を図る看護支援に資する能力を修得するためのがんプロフェッショナル（がん看護）養成コースが開設された。

神戸大学は、2021 年に「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」として進化・発展し続けることを神戸大学長期ビジョンに掲げて KU VISION 2030 を策定した。保健学研究科には、多くの研究を志す若者や研究指導者が集まっており、異分野の人々との交流、不断の努力の中から、そこに集う人々と共にその強みを生かして、神戸大学における異分野共創型「健康長寿創造」および「ウェルビーイング研究」の拠点として貢献していきたいと考えている。なお、保健学研究科は、2026 年春に医学研究科と合併し、新しく「医学系研究科」として再出発し、発展・進化する予定である（詳細は順次 HP をご参照ください）。

6 沿革

- | | |
|--------------|---|
| 昭和 56 年 10 月 | 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 23 号）により、神戸大学に神戸大学医療技術短期大学部併設・国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和 56 年文部省令第 31 号）により、看護学科（入学定員 80 人）、理学療法学科（入学定員 20 人）、作業療法学科（入学定員 20 人）設置 |
| 昭和 57 年 4 月 | 看護学科を保健婦助産婦看護婦法第 21 条第 1 号に規定する学校として指定（昭和 56 年文部省告示第 49 号）理学療法学科を理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 1 号に規定する学校として指定（昭和 56 年文部省告示第 51 号）作業療法学科を理学療法士及び作業療法士法第 12 条第 1 号に規定する学校として指定（昭和 56 年文部省告示第 52 号）看護学科、理学療法学科及び作業療法学科の第 1 回入学式を举行 |
| 8 月 | 校舎（北棟・講義棟）竣工 |
| 昭和 58 年 4 月 | 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和 58 年文部省令第 9 号）により、衛生技術学科（入学定員 40 人）設置
衛生技術学科を臨床検査技師、衛生検査技師に関する法律第 51 条第 1 号に規定する学校として指定（昭和 58 年文部省告示第 50 号）
衛生技術学科の第 1 回入学式を举行 |

昭和59年	3月	校舎（南棟）・福利厚生施設，体育館，課外活動共用施設及び図書館竣工
	11月	屋外リハビリテーション訓練施設竣工
昭和60年	3月	看護学科，理学療法学科及び作業療法学科の第1回卒業証書授与式を挙
昭和61年	3月	衛生技術学科の第1回卒業証書授与式を挙
平成 元年	5月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令の規定により主事の名称を部長に改称
平成 6年	5月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する法律（平成6年法律第32号）により，神戸大学医療技術短期大学部を廃止する。（施行期日平成9年4月1日）
	10月	文部省令第41号国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令が公布され，神戸大学医学部保健学科に看護学専攻（入学定員80人），検査技術科学専攻（入学定員40人），理学療法学専攻（入学定員20人）作業療法学専攻（入学定員20人）を設置
	11月	検査技術科学専攻の科目が臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行令第12条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目に指定される。
平成 7年	4月	看護学専攻を保健婦助産婦看護婦法第19条第1号，第20条第1号及び第21条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第55，56及び57号） 理学療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第59号）作業療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第60号） 第1回入学式を挙
平成10年	7月	校舎（E棟・F棟）竣工
平成11年	4月	大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）設置
平成13年	4月	〃（博士課程）設置〔博士課程前期課程（修士課程），博士課程後期課程（博士課程）となる〕
平成16年	4月	国立大学法人法の施行に伴い，設置者が「国」から「国立大学法人神戸大学」となる
平成20年	4月	大学院保健学研究科保健学専攻設置〔博士課程前期課程（修士課程），博士課程後期課程（博士課程）からなる〕
平成28年	4月	大学院保健学研究科保健学専攻博士課程前期課程に保健師コース及び助産師コースを設置。

II 教学規則等

1 神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
最終改正 令和 7 年 3 月 24 日

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条―第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条―第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条―第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条―第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条―第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条―第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条―第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条―第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生
(第 78 条―第 83 条)

第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学料及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科
 理学部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科
 医学部 医学科，医療創成工学科，保健学科
 工学部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科
 システム情報学部 システム情報学科
 農学部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
 海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

- 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは、神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。))による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
(早期入学)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成 13 年文部科学省告示第 167 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

- 2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
 - (6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者
- 第13条の2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (転入学)
- 第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (再入学)
- 第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (入学志願)
- 第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。
- 2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ適切な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。
- 3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部は、学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

- 2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 27 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

- 2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義については、15 時間の授業をもって1 単位とする。
 - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって1 単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1 単位とする。
- 3 日本語等授業科目については、30 時間の授業をもって1 単位とする。
- 4 第1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第33 条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。
- 3 前2 項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和5 年9 月26 日制定)で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3 項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4 項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34 条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学科等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
 - (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。
- 2 修学支援法第12条第1項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件として
いる場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位(医学部医学科にあつては、128 単位)
以上を修得しているときは、60 単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与
する。

第 6 節 授業料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付し
なければならない。

期別	納付期間
前期(4 月から 9 月まで)	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期(10 月から 3 月まで)	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せ
て納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可
されるときに納付することができる。
- 4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付
しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納
付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知
した日から起算して 14 日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の
各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付す
るものとする。

- (1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第 45 条
の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合
入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日から
の休学を申し出、第 41 条第 1 項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期
分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別
な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期の中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された

国際連合大学（第 74 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 30 年文部省告示第 39 号)

(7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第 60 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は, 関係の研究科規則で定める。

(進学)

第 61 条 本学大学院の修士課程, 前期課程又は専門職学位課程を修了し, 引き続き後期課程又は医学研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については, 当該研究科の定めるところにより, 選考の上, 進学を許可する。

(入学者選抜)

第 62 条 大学院の入学者の選抜は, 学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき, 公正かつ妥当な方法により, 適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は, 各研究科において別に定める。

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

(標準修業年限)

第 63 条 修士課程の標準修業年限は, 2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず, 修士課程においては, 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて, 教育研究上の必要があり, かつ, 昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは, 各研究科の定めるところにより, 専攻又は学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科, 専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は, 次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1 年履修コース)1 年

4 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学研究科医療創成工学専攻, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は, 前期課程 2 年, 後期課程 3 年の 5 年とする。

5 医学研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は, 4 年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は, 2 年とする。ただし, 教育研究上の必要があると認められるときは, 研究科の定めるところにより, 学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は, 3 年とする。

(教育課程)

第 63 条の 2 大学院(専門職大学院を除く。)は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
(教育方法等)

第 64 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1 年履修コース)にあっては、1 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第 3 項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えない範囲で研究科が認め

る期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

- 6 認定連携法曹基礎課程（本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

- 2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生その他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数

に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 74 条の 2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第 34 条の 2 を準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第 3 項中「60 単位」とあるのは、「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第 4 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第 74 条の 3 第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第 35 条を準用する。この場合において、同条第 1 項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第 56 条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第 2 項中「第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「第 74 条の 3 において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」と、「60 単位」とあるのは「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第 3 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第 36 条(第 2 項を除く。)を準用する。この場合において、同条第 1 項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項」と、「第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位」とあるのは、「15 単位を超えないものとし、かつ、第 74 条において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 74 条の 2 において読み替えて準用する第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 74 条の 3 において読み替えて準用する前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては 15 単位、法科大学院学生にあつては 30 単位(第 74 条、第 74 条の 2 及び第 74 条の 3 の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第 36 条(第 2 項を除く。)を準用する。この場合において、同条第 1 項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、「科目等履修生又は特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と、同条第 3 項中「第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34

条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、また、第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

- 第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。
- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

- 第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
 - 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
 - 4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
 - 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
 - 6 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
 - 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第8章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和7年3月24日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定中、文学部に係る部分は令和8年4月1日から、工学部及び医学部医療創成工学科に係る部分並びに第13条の2の改正規定は令和9年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第26条及び第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 工学部情報知能工学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 令和7年度から令和9年度までのシステム情報学部及び医学部医療創成工学科並びに別表の改正規定により入学定員又は編入学定員を改める学科の総定員、令和7年度から令和12年度までの医学部医学科の入学定員及び総定員並びに全学部の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和7年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410
		子ども教育学科	50	204
		学部計	370	1,500
	医学部	医学科	113	698
		医療創成工学科	25	25
		保健 学科	70	—
			—	630
		学部計	288	1,353
	工学部	建築学科	90	369
		市民工学科	60	249
		電気電子工学科	90	369
		機械工学科	100	409
		応用化学科	103	421
		情報知能工学科	—	321
		学部計	443	2,178
	システム 情報学部	システム情報学科	150	150
		学部計	150	150
	全学部合計		2,574	10,683

令和 8 年度	国際人間 科学部	発達コミュニティ学科		100	410
		子ども教育学科		50	204
		学部計		370	1,500
	医学部	医学科		100	686
		医療創成工学科		25	50
		保健 学科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	620
		学部計		275	1,356
		工学部	建築学科		90
	市民工学科		60	246	
	電気電子工学科		90	366	
	機械工学科		100	406	
	応用化学科		103	418	
	情報知能工学科		—	214	
	学部計		443	2,056	
	システム 情報学部	システム情報学科		150	300
学部計		150	300		
全学部合計		2,561	10,714		
令和 9 年度	国際人間 科学部	発達コミュニティ学科		100	407
		子ども教育学科		50	202
		学部計		370	1,495
	医学部	医学科		100	674
		医療創成工学科		25	80
		保健 学科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	610
		学部計		275	1,364
		工学部	建築学科		90
	市民工学科		60	243	
	電気電子工学科		90	363	
	機械工学科		100	403	
	応用化学科		103	415	
	情報知能工学科		—	107	
	学部計		443	1,931	
	システム 情報学部	システム情報学科		150	453
学部計		150	453		
全学部合計		2,561	10,745		
令和 10 年度	医学部	医学科	100	662	
		学部計	275	1,372	
	全学部合計		2561	10,776	
令和 11 年度	医学部	医学科	100	650	
		学部計	275	1,360	
	全学部合計		2,561	10,764	
令和 12 年度	医学部	医学科	100	638	
		学部計	275	1,348	
	全学部合計		2,561	10,752	

別表

収容定員

1 学部

区分			入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科		100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科		140	370					560	1,490
	発達コミュニティ学科		100				2	2	404	
	環境共生学科		80				3	3	326	
	子ども教育学科		50						200	
法学部	法律学科		180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科		270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科		260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科		28	153			学科 共通	25	112	662
	物理学科		35						140	
	化学科		30				25		120	
	生物学科		25						100	
	惑星学科		35						140	
医学部	医学科		100	275	5	5			625	1,335
	医療創成工学科		25				5	5	110	
	保健学科	看護学専攻	70						600	
		検査技術科学専攻	40							
		理学療法学専攻	20							
		作業療法学専攻	20							
工学部	建築学科		90	443			3	3	366	1,806
	市民工学科		60				3	3	246	
	電気電子工学科		90				4	4	368	
	機械工学科		100				4	4	408	
	応用化学科		103				3	3	418	
システム情報学部	システム情報学科		150	150			3	3	606	606
農学部	食料環境システム学科		36	160			学科 共通	10	144	660
	資源生命科学科		55						220	
	生命機能科学科		69				10		276	
海洋政策科学部	海洋政策科学科		200	200			10	10	820	820
合計				2,561		5		135		10,739

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻			17	44	8	20							34	88	24	60				
	社会動態専攻			27		12								54		36					
国際文化学研究科	文化関連専攻			18	47	6	15							36	94	18	45				
	グローバル文化専攻			29		9								58		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻			51	91	11	17							102	178	33	51				
	(1年履修コース)			4										4							
	人間環境学専攻			36		6								72		18					
法学研究科	法学政治学専攻			37	37	18	18							74	74	54	54				
	実務法律専攻									80	80								240	240	
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20							166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	32	32							102	102	96	96				
	現代経営学専攻									69	69								138	138	
理学研究科	数学専攻			22	122	4	27							44	244	12	81				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		6								48		18					
	惑星学専攻			24		6								48		18					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻								120	120									480	480	
	医学創成工学専攻				15	15	8	8						30	30	24	24				

保健学研究科	保健学専攻		79	79	25	25				158	158	75	75		
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126		
	市民工学専攻		42		6					84		18			
	電気電子工学専攻		64		8					128		24			
	機械工学専攻		76		10					152		30			
	応用化学専攻		70		10					140		30			
システム情報学研究科	システム情報学専攻		95	95	12	12				190	190	24	24		
農学研究科	食料共生システム学専攻		26	120	5	23				52	240	15	69		
	資源生命科学専攻		42		8					84		24			
	生命機能科学専攻		52		10					104		30			
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33		
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69		
	国際協力政策専攻		22		7					44		21			
	地域協力政策専攻		22		8					44		24			
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30		
合計		25	1,285		303		120	149	50	2,566		909		480	378

2 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 3 年 9 月 15 日

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和3年9月15日)

この細則は、令和4年4月1日から施行し、様式8号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成30年4月1日から適用する。

(様式1号～様式9号については掲載略)

3 神戸大学大学教育推進機構規則等

(1) 神戸大学大学教育推進機構規則（抄）

（平成 17 年 4 月 1 日制定）

最終改正 令和 7 年 3 月 24 日

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

（組織）

第 3 条 機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 教養教育院
- (2) グローバル教育センター
- (3) 国際コミュニケーションセンター
- (4) 異分野共創型教育開発センター
- (5) 大学教育研究センター
- (6) みらい開拓人材育成センター

2 教養教育院、グローバル教育センター、国際コミュニケーションセンター、異分野共創型教育開発センター、大学教育研究センター及びみらい開拓人材育成センターの業務内容は、次の表に掲げるとおりとする。

組織名称	業務内容
教養教育院	・全学共通授業科目の企画運営に関すること。 ・全学共通授業科目の実施及び担当教員に関すること。 ・全学共通授業科目の内部質保証及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。 ・大学院教養教育に関すること。 ・その他教養教育院の業務を実施するために必要なこと。
グローバル教育センター	・神戸大学（以下「本学」という。）が受け入れる外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）の教育及び本学学生の海外派遣教育並びにその推進に関すること。 ・外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣に係る教育プログラムの企画運営に関すること。 ・日本語教育、留学生教育、国際教育等に係る調査研究に関すること。 ・外国人留学生に対する修学及び研究に必要な日本語・日本事情教育並びに異文化理解教育に関すること。 ・外国人留学生に対する修学上及び生活上の支援に関すること。 ・外国人留学生の学内外における交流推進に関すること。 ・海外留学を希望する本学学生に対する異文化理解教育に関すること。 ・海外留学に係る修学上及び生活上の支援に関すること。 ・その他グローバル教育センターの業務を実施するために必要なこと。
国際コミュニケーションセンター	・外国語に関する研究・調査に関すること。 ・グローバル・コミュニケーションに係る研究・調査に関すること。 ・全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関すること。 ・外国語教育環境の整備に関すること。 ・外国語教育に係る支援に関すること。 ・その他国際コミュニケーションセンターの業務を実施するために必要なこと。

異分野共創型教育開発センター	・ 本学の特色を活かした教育プログラムの開発に関する事。 ・ グローバル教育の開発に関する事。 ・ 課題解決型教育の開発に関する事。 ・ ステークホルダー連携教育の開発に関する事。 ・ その他異分野共創型教育開発センターの業務を実施するために必要な事。
大学教育研究センター	・ 大学教育の推進に係る調査・研究に関する事。 ・ 大学教育の全学的な取組の企画・立案及び支援に関する事。 ・ 大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する事。 ・ 教学 IR に係る調査・研究に関する事。 ・ その他大学教育研究センターの業務を実施するために必要な事。
みらい開拓人材育成センター	・ 小中高大接続、入学前教育、STEAM 教育等により卓越人材・博士人材(以下「みらい開拓人材」という。)を育成するためのプログラムの企画・実施に関する事。 ・ みらい開拓人材を育成するための入学者選抜方法の調査・研究及び企画・立案に関する事。 ・ 入学者選抜結果の分析及び評価に関する事。 ・ 入学前教育の企画・立案に関する事。 ・ 学生募集に係る国内外における広報に関する事。 ・ その他みらい開拓人材育成センターの業務を実施するために必要な事。

(職員)

第 4 条 機構に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 教養教育院長
- (4) グローバル教育センター長
- (5) 国際コミュニケーションセンター長
- (6) 異分野共創型教育開発センター長
- (7) 大学教育研究センター長
- (8) みらい開拓人材育成センター長
- (9) 教養教育院副院長
- (10) グローバル教育センター副センター長
- (11) 国際コミュニケーションセンター副センター長
- (12) 異分野共創型教育開発センター副センター長
- (13) 大学教育研究センター副センター長
- (14) みらい開拓人材育成センター副センター長
- (15) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (16) その他の職員

第 5 条～第 21 条 (略)

第 22 条 学部教養教育部門に、全学共通授業科目を担当する教員により組織する次に掲げる教育部会を設ける。

- (1) 教養
- (2) 情報学
- (3) 健康・スポーツ科学
- (4) 人間形成と思想
- (5) 文学と芸術
- (6) 歴史と文化
- (7) 人間と社会
- (8) 法と政治

- (9) 経済と社会
- (10) 数学
- (11) 物理学
- (12) 化学
- (13) 生物学
- (14) 地球惑星科学
- (15) 医学
- (16) 農学
- (17) 科学と技術
- (18) 社会と環境
- (19) 価値と創造
- (20) 国際
- (21) 外国語第 I
- (22) 外国語第 II

2 全学共通授業科目を担当する教員は，前項各号に掲げる教育部会のいずれかに所属するものとする。

3～5 (略)

第 23 条～第 25 条 (略)

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和 7 年 3 月 24 日)

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 7 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第 2 条 削除

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構教養教育院長が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和 7 年 3 月 24 日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 7 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)
全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	備 考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	
		多言語と多文化の世界	1	
		情報基礎	1	
		データサイエンス基礎学	1	
	人文系	哲学	1	
		論理学	1	
		倫理学	1	
		科学技術と倫理	1	
		心理学A	1	
		心理学B	1	
		教育学A	1	
		教育学B	1	
		教育と人間形成	1	
		言語科学A	1	
		言語科学B	1	
		文学A	1	
		文学B	1	
		芸術と文化A	1	
		芸術と文化B	1	
		芸術史A	1	
		芸術史B	1	
		美術史A	1	
		美術史B	1	
		科学史A	1	
		科学史B	1	
		日本史A	1	
		日本史B	1	
		東洋史A	1	
		東洋史B	1	
		アジア史A	1	
		アジア史B	1	
		西洋史A	1	
		西洋史B	1	
		考古学A	1	
		考古学B	1	
	社会系	法学A	1	
		法学B	1	
		社会生活と法	1	
		国家と法	1	
		政治学A	1	
		政治学B	1	
		政治と社会	1	
		経済学A	1	
		経済学B	1	
		現代の経済A	1	
		現代の経済B	1	
		経済社会の発展	1	
		経営学	1	
		社会学	1	
		教育と社会	1	
		地理学	1	
		社会思想史	1	
		文化人類学	1	
		現代社会論A	1	
		現代社会論B	1	
		越境する文化	1	
		生活環境と技術	1	

教養科目	自然系	数学A	1	
		数学B	1	
		数学C	1	
		数学D	1	
		統計学A	1	
		統計学B	1	
		物理学A	1	
		物理学B	1	
		現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	1	
		化学A	1	
		化学B	1	
		生物学A	1	
		生物学B	1	
		生物学C	1	
		生物学D	1	
		生命科学A	1	
		生命科学B	1	
		医学A	1	
		医学B	1	
		保健学A	1	
		保健学B	1	
		健康科学A	1	
		健康科学B	1	
		惑星学A	1	
		惑星学B	1	
		情報学A	1	
		情報学B	1	
	社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1	
		ESD論(持続可能な社会づくり)A	1	
		ESD論(持続可能な社会づくり)B	1	
		環境学入門A	1	
		環境学入門B	1	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		社会と人権A	1	
		社会と人権B	1	
		社会と人権C	1	
	総合系	ジェンダーとセクシュアリティA	1	
		ジェンダーとセクシュアリティB	1	
		阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
		ボランティアと社会貢献活動A	1	
		ボランティアと社会貢献活動B	1	
		地域社会形成基礎論	1	
		ひょうご神戸学	1	
		日本酒学入門	1	
		神戸大学史	1	
		神戸大学研究最前線	1	
		社会基礎学	2	
		職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
		価値創造論基礎	1	
		価値創造論A	1	
		価値創造論B	1	
		価値創造論C	1	
		アントレプレナーシップ入門	1	

教養科目	総合系	科学と技術	食と健康A	1	
			食と健康B	1	
			生物資源と農業A	1	
			生物資源と農業B	1	
			生物資源と農業C	1	
			生物資源と農業D	1	
			科学技術と社会A	1	
			科学技術と社会B	1	
			科学技術と社会C	1	
			科学技術と社会D	1	
			カタチの文化学	1	
			カタチの自然学A	1	
			カタチの自然学B	1	
			カタチの科学	1	
			放射線科学	2	
			データサイエンス概論A	1	
			データサイエンス概論B	1	
			データサイエンス基礎演習	1	
			データサイエンスPBL演習	1	
		世界と日本	外国語セミナーA(英語)	1	
			外国語セミナーB(英語)	1	
			外国語セミナーC(英語)	1	
			外国語セミナーD(英語)	1	
			外国語セミナーA(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーB(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーC(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーD(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーE(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーF(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーA(フランス語)	1	
			外国語セミナーB(フランス語)	1	
			外国語セミナーC(フランス語)	1	
			外国語セミナーD(フランス語)	1	
			外国語セミナーE(フランス語)	1	
			外国語セミナーF(フランス語)	1	
			外国語セミナーA(中国語)	1	
			外国語セミナーB(中国語)	1	
			外国語セミナーC(中国語)	1	
			外国語セミナーD(中国語)	1	
			外国語セミナーE(中国語)	1	
			外国語セミナーF(中国語)	1	
			外国語セミナーA(ロシア語)	1	
			外国語セミナーB(ロシア語)	1	
			外国語セミナーC(ロシア語)	1	
			外国語セミナーD(ロシア語)	1	
			外国語セミナーE(ロシア語)	1	
			外国語セミナーF(ロシア語)	1	
			多言語セミナー1(スペイン語)	1	
			多言語セミナー2(スペイン語)	1	
			多言語セミナー3(スペイン語)	1	
			多言語セミナー4(スペイン語)	1	
			多言語セミナー1(イタリア語)	1	
			多言語セミナー2(イタリア語)	1	
			多言語セミナー3(イタリア語)	1	
			多言語セミナー4(イタリア語)	1	
			多言語セミナー1(韓国語)	1	
			多言語セミナー2(韓国語)	1	
			多言語セミナー3(韓国語)	1	
			多言語セミナー4(韓国語)	1	
			多言語セミナー1(ラテン語)	1	
			多言語セミナー2(ラテン語)	1	

教養科目	総合系	世界と日本	多言語セミナー3(ラテン語)	1	
			多言語セミナー4(ラテン語)	1	
			複言語共修セミナー(タンデム)	1	
			複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1	
			グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
			多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	
			海外留学のすすめA	1	
			海外留学のすすめB	1	
			グローバルラーニングスキルズ	1	
			グローバルエキスパートセミナー	1	
			グローバルチャレンジ実習	1又は2	
			国際共修プロジェクト	1又は2	
			国際協力の現状と課題A	1	
			国際協力の現状と課題B	1	
			国際協力アクティブ・ラーニングA	2	
			国際協力アクティブ・ラーニングB	2	
			国際協力アクティブ・ラーニングC	2	
		外国語第Ⅰ	Academic English Communication A1	0.5	
			Academic English Communication A2	0.5	
			Academic English Communication B1	0.5	
			Academic English Communication B2	0.5	
			Academic English Communication B1 (ACE)	0.5	
			Academic English Communication B2 (ACE)	0.5	
			Academic English Literacy A1	0.5	
			Academic English Literacy A2	0.5	
			Academic English Literacy B1	0.5	
			Academic English Literacy B2	0.5	
			Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5	
			Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5	
		外国語第Ⅱ	ドイツ語初級A1	0.5	
			ドイツ語初級A2	0.5	
			ドイツ語初級B1	0.5	
			ドイツ語初級B2	0.5	
			ドイツ語初級A3	0.5	
			ドイツ語初級A4	0.5	
			ドイツ語初級B3	0.5	
			ドイツ語初級B4	0.5	
			ドイツ語初級SA3	0.5	
			ドイツ語初級SA4	0.5	
			ドイツ語初級SB3	0.5	
			ドイツ語初級SB4	0.5	
			ドイツ語中級C1	0.5	
			ドイツ語中級C2	0.5	
			フランス語初級A1	0.5	
			フランス語初級A2	0.5	
			フランス語初級B1	0.5	
			フランス語初級B2	0.5	
			フランス語初級A3	0.5	
			フランス語初級A4	0.5	
			フランス語初級B3	0.5	
			フランス語初級B4	0.5	
			フランス語初級SA3	0.5	
			フランス語初級SA4	0.5	
			フランス語初級SB3	0.5	
			フランス語初級SB4	0.5	
			フランス語中級C1	0.5	
			フランス語中級C2	0.5	
			中国語初級A1	0.5	
			中国語初級A2	0.5	
			中国語初級B1	0.5	
			中国語初級B2	0.5	

教養科目	外国語系	外国語第Ⅱ	中国語初級A3	0.5	
			中国語初級A4	0.5	
			中国語初級B3	0.5	
			中国語初級B4	0.5	
			中国語初級SA3	0.5	
			中国語初級SA4	0.5	
			中国語初級SB3	0.5	
			中国語初級SB4	0.5	
			中国語中級C1	0.5	
			中国語中級C2	0.5	
		外国語第Ⅲ	ロシア語初級A1	0.5	
			ロシア語初級A2	0.5	
			ロシア語初級B1	0.5	
			ロシア語初級B2	0.5	
			ロシア語初級A3	0.5	
			ロシア語初級A4	0.5	
			ロシア語初級B3	0.5	
			ロシア語初級B4	0.5	
			ロシア語中級C1	0.5	
			ロシア語中級C2	0.5	
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学講義A	1		
		健康・スポーツ科学講義B	1		
		健康・スポーツ科学実習基礎	1		
		健康・スポーツ科学実習1	0.5		
		健康・スポーツ科学実習2	0.5		
共通専門基礎科目	情報科学1	1			
	情報科学2	1			
	心と行動	2			
	線形代数入門1	1			
	線形代数入門2	1			
	線形代数1	1			
	線形代数2	1			
	線形代数3	1			
	線形代数4	1			
	微分積分入門1	1			
	微分積分入門2	1			
	微分積分1	1			
	微分積分2	1			
	微分積分3	1			
	微分積分4	1			
	数理統計1	1			
	数理統計2	1			
	物理学入門	1			
	力学基礎1	1			
	力学基礎2	1			
	電磁気学基礎1	1			
	電磁気学基礎2	1			
	連続体力学基礎	1			
	熱力学基礎	1			
	量子力学基礎	1			
	相対論基礎	1			
	物理学実験基礎	1			
	物理学実験	2			

共通専門基礎科目	基礎無機化学1	1	
	基礎無機化学2	1	
	基礎物理化学1	1	
	基礎物理化学2	1	
	基礎有機化学1	1	
	基礎有機化学2	1	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学概論A1	1	
	生物学概論A2	1	
	生物学概論B1	1	
	生物学概論B2	1	
	生物学概論C1	1	
	生物学概論C2	1	
	生物学概論D1	1	
	生物学概論D2	1	
	生物学各論A1	1	
	生物学各論A2	1	
	生物学各論C1	1	
	生物学各論C2	1	
	生物学各論D1	1	
	生物学各論D2	1	
	生物学各論E1	1	
	生物学各論E2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
資格免許のための科目	基礎地学1	1	
	基礎地学2	1	
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
	日本国憲法2	1	

(3) 神戸大学大学教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)

最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条及び神戸大学共通細則第 4 条の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構教養教育院(以下「教養教育院」という。)における成績評価基準について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目の成績評価は、当該授業科目の目的及び学修目標に基づき、定期試験の結果、学生の授業への参加状況、課題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の授業への取組状況と成果を用いて、総合的に行うものとする。

(成績評価の方法及び学修目標の公表)

第 3 条 各授業科目の成績評価の方法及び学修目標については、別に定める成績評価方針に基づき、当該授業担当教員が定め、教養教育院のシラバスに掲載し、公表するものとする。

(成績及び評価基準)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として以下の区分により評価し、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。なお、特別の理由により評点による成績評価を行わない一部の科目については、合・否により成績評価を行う。

評語名 (和文)	評語名 (英文)	評 点	評価基準
秀	S	90 点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成績を収めている。
優	A	80 点以上 90 点未満	学修の目標を達成し、優れた成績を収めている。
良	B	70 点以上 80 点未満	学修の目標を達成し、良好な成績を収めている。
可	C	60 点以上 70 点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60 点未満	学修の目標を達成していない。

ただし、再試験により合格した場合の成績は、可(C)60 点とする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

(平成16年4月1日 制定)

最終改正 令和6年11月28日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第3項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。

第2条 再試験制度とは、別紙に掲げる再試験できる授業科目の定期試験を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。
共通専門基礎科目の定期試験(医学部及び海洋政策科学部の学生にあつては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第3条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験した科目の成績が、50点(5割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- (3) 再試験実施時に休学していないこと。

第4条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。

- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。

- (4) 試験時間は、原則として45分とする。

- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。

- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第5条 再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

【(注意)保健学科の学生は、外国語(外国語第Ⅰ及び外国語第Ⅱ)のみ再試験制度が適用される。】

(5) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 6 年 11 月 28 日

- 第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。
- 第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構教養教育院教養教育委員会の議を経て行うことがある。
- (1) 急性の病気
 - (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
 - (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
 - (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
 - (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
 - (6) その他やむを得ない事由
- 2 前項第 1 号に規定する「急性の病気」については、医師の診断書(治療期間の明記されたものに限り)又は診断書に準ずるものが提出された場合、あるいは提出することを条件に、これを認めるものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
 - (2) 子 5 日以内
 - (3) 配偶者の父母 3 日以内
 - (4) 二親等の親族 3 日以内
- 第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。
- 第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。
- 第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。
- 第 6 条 定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。
- 第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の
定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)

最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

1. 協定に基づき留学(短期海外研修等を含む。)する学生または神戸大学の教育プログラム(海外で実施されるものに限る。)に参加する学生が、教養教育院開講科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の 10 日までに大学教育推進機構教養教育院長に別紙様式により申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書(様式自由)を添付し、その旨を申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、大学教育推進機構教養教育院教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
4. 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

大学教育推進機構教養教育院長 殿

学 部 名

学籍番号

氏 名

電話番号

協定等に基づく留学に伴う教養教育院開講科目の
定期試験実施日変更願

このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。

記

- 1. 留学先（国名・機関名）
- 2. 留学目的
- 3. 留学期間
自令和 年 月 日 ～ 至令和 年 月 日
（令和 年 月 日出国予定）

4. 教養教育院開講科目

開 講 曜 日／時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
／		
／		
／		
／		
／		

【所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者記入欄】
協定大学・教育プログラム欄にチェックを入れ、協定大学・教育プログラム名を記入の上、署名・押印をお願いいたします。

協定大学・教育プログラム	所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者 署名及び確認印
☐ 協定大学： 大学	所属：
☐ 教育プログラム：	印

(7) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最近改正 令和 4 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 28 条第 2 項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第 2 条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第 3 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 4 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、大学教育推進機構グローバル教育センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(単位の取扱)

第 5 条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、グローバル教育センター留学生教育部門長が定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語 IA	0.5	日本語 IIIB	0.5	日本語 VIA	0.5	日本語 VIIIB	0.5
日本語 IB	0.5	日本語 IVA	0.5	日本語 VIB	0.5	日本事情 IA	0.5
日本語 IIA	0.5	日本語 IVB	0.5	日本語 VIIA	0.5	日本事情 IB	0.5
日本語 IIB	0.5	日本語 VA	0.5	日本語 VIIB	0.5	日本事情 IIA	0.5
日本語 IIIA	0.5	日本語 VB	0.5	日本語 VIIIA	0.5	日本事情 IIB	0.5

(8) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保
の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
令和5年7月26日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、
下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

<2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

<3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

<4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを

適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
 3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
 5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
 6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
 7. この取扱いは、令和5年7月26日から適用する。

(9) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成 26 年 1 月 23 日 制定)
最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した教養教育院開講科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、学務課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに学務課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、教養教育院長に報告することとする。

附 則
(この間の附則は省略)

附 則
この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅲ 学部規則等

1 神戸大学医学部規則

平成16年4月1日 制定
最終改正 令和7年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学医学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(学科及び専攻)

第2条 本学部に次の表に掲げる学科及び学科目を置く。

学科	学科目
医学科	生理学・細胞生物学
	生化学・分子生物学
	病理学
	微生物感染症学
	地域社会医学・健康科学
	内科学
	内科系
	外科学
	外科系
医療創生工学科	医療機器学
保健学科	基礎看護学
	臨床看護学
	母性看護学
	地域看護学
	基礎検査技術科学
	病態解析学
	基礎理学療法学
	運動・代謝障害理学療法学
	基礎作業療法学
	身体・精神障害作業療法学
	医療基礎学

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

検査技術科学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育研究上の目的)

第2条の2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学科

広い知識を授けるとともに、医学・生命科学分野の教育研究を行い、高度な専門的知識・技術を身に付けさせ、高い倫理観並びに旺盛な探究心と想像力を有する「科学者」としての視点を持つ医師及び医学・生命科学における先端的・学際的研究を推進する研究者を養成することを目的とする。

(2) 医療創成工学科

広い知識を授けるとともに、医療機器開発に必要な高度な知識に加え、医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成することを目的とする。

(3) 保健学科

広い知識を授けるとともに、総合保健医療の創造及び実践に向けた研究を行い、保健医療福祉チームの中で協働して人々の健康を支え、国内外の医療及び人類の幸福に貢献することのできる高度な専門的知識、技術及び豊かな人間性を有する医療人並びに問題を発見し解決していくために必要な科学的・論理的思考、創造的探求心及び研究志向性を有する医療人の養成を目的とする。

(授業科目及び単位数)

第3条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。
- 3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。
- 5 教学規則第27条第2項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

(単位の基準)

第4条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 医療創成工学科における卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

(履修要件)

第5条 学生は、別表第2に定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 医学科においては、前項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第3条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、第3条第5項の授業科目を除く授業科目の履修により128単位以上を修得しているときは、76単位を超えないものとする。
- 3 医療創生工学科及び保健学科においては、前項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第3条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 4 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第6条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、医学科にあつては45単位、保健学科にあつては55単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学部に編入学又は転入学する者についての履修科目の登録の上限は、49単位とする。ただし、保健学科にあつては、55単位とする。
- 3 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 4 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする授業科目について所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。ただし、医学科の学生が、医学科の専門科目（共通専門基礎

科目を除く。次条から第9条までにおいて同じ。)の授業科目を履修する場合は、この限りでない。

- 2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 3 医学科及び保健学科においては、各学期末において所定の単位を修得していない場合には、次学期の履修を許可しないことがある。
- 4 医療創成工学科においては、卒業研究を履修しようとする者は、別に定める要件を満たさなければならない。

(他大学の授業科目の履修)

第8条 学生は、教授会の承認を得て、本学部と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位数は、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中の外国の大学における授業科目の履修)

第8条の2 学生は、教授会の承認を得て、休学期間中に本学部と協定している外国の大学の授業科目を履修することができる。

- 2 前項により修得した単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 教学規則第36条第1項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前8条第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

第10条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 5 医療創成工学科における卒業研究については、指定の期日までに卒業論文等を提出した者に卒業論文等試験を行い、合格した者には、10単位を与える。
- 6 前項において、指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第11条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第12条 所定の期間在学し、第5条に規定する要件を満たした者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項に定めるほか、医学科の学生にあつては、別に定める卒業試験に合格することを卒業の要件とする。

(特別聴講学生)

第13条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第14条 科目等履修生及び聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第15条 研究生に関する事項は、別に定める。

(数理・データサイエンス・AI教育プログラム)

第16条 数理的思考、データ分析・活用力及びAI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため、本学部に数理・データサイエンス・AI教育プログラムを置く。

2 数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和7年3月31日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数(第3条関係)

イ 医学科 (略)
 ロ 医療創成工学科 (略)
 ハ 保健学科共通科目

授業科目の区分等		授業科目	単位	備考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	必修
		多言語と多文化の世界	1	必修
		情報基礎	1	必修
		データサイエンス基礎学	1	必修
	人文系	哲学	1	
		論理学	1	
		倫理学	1	
		科学技術と倫理	1	
		心理学A	1	
		心理学B	1	
		教育学A	1	
		教育学B	1	
		教育と人間形成	1	
		言語科学A	1	
		言語科学B	1	
		文学A	1	
		文学B	1	
		芸術と文化A	1	
		芸術と文化B	1	
		芸術史A	1	
		芸術史B	1	
		美術史A	1	
		美術史B	1	
		科学史A	1	
		科学史B	1	
		日本史A	1	
		日本史B	1	
		東洋史A	1	
		東洋史B	1	
		アジア史A	1	
		アジア史B	1	
		西洋史A	1	
		西洋史B	1	
		考古学A	1	
		考古学B	1	
	社会系	法学A	1	
		法学B	1	
		社会生活と法	1	
		国家と法	1	
		政治学A	1	
		政治学B	1	
		政治と社会	1	
		経済学A	1	
		経済学B	1	
		現代の経済A	1	
		現代の経済B	1	
		経済社会の発展	1	
		経営学	1	
		社会学	1	
		教育と社会	1	
		地理学	1	
		社会思想史	1	
		文化人類学	1	
		現代社会論A	1	
		現代社会論B	1	
		越境する文化	1	
		生活環境と技術	1	

教養科目	自然系	数学A	1	
		数学B	1	
		数学C	1	
		数学D	1	
		統計学A	1	
		統計学B	1	
		現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	1	
		化学A	1	理学療法学専攻・作業療法学専攻のみ対象
		化学B	1	理学療法学専攻・作業療法学専攻のみ対象
		惑星学A	1	
		惑星学B	1	
		情報学A	1	
		情報学B	1	
	総合系（社会と環境）	ESD論（持続可能な社会づくり）基礎	1	
		ESD論（持続可能な社会づくり）A	1	
		ESD論（持続可能な社会づくり）B	1	
		環境学入門A	1	
		環境学入門B	1	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		社会と人権A	1	
		社会と人権B	1	
		社会と人権C	1	
		ジェンダーとセクシュアリティA	1	
		ジェンダーとセクシュアリティB	1	
	総合系（価値と創造）	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
		ボランティアと社会貢献活動A	1	
		ボランティアと社会貢献活動B	1	
		地域社会形成基礎論	1	
		ひょうご神戸学	1	
		日本酒学入門	1	
		神戸大学史	1	
		神戸大学研究最前線	1	
		社会基礎学	2	
		職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
		価値創造論基礎	1	
		価値創造論A	1	
		価値創造論B	1	
		価値創造論C	1	
		アントレプレナーシップ入門	1	
	総合系（科学と技術）	食と健康A	1	
		食と健康B	1	
		生物資源と農業A	1	
		生物資源と農業B	1	
		生物資源と農業C	1	
		生物資源と農業D	1	
		科学技術と社会A	1	
		科学技術と社会B	1	
		科学技術と社会C	1	
		科学技術と社会D	1	
		カタチの文化学	1	
		カタチの自然学A	1	
		カタチの自然学B	1	
		カタチの科学	1	
		放射線科学	2	
		データサイエンス概論A	1	
		データサイエンス概論B	1	
		データサイエンス基礎演習	1	
		データサイエンスPBL演習	1	

教養科目	総合系（多言語セミナー）	複言語共修セミナー（タンデム）	1	
		複言語共修セミナー（外国語としての日本語）	1	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	
		海外留学のすすめA	1	
		海外留学のすすめB	1	
		グローバルラーニングスキルズ	1	
		グローバルエキスパートセミナー	1	
		グローバルチャレンジ実習	1又は2	
		国際協力の現状と課題A	1	
		国際協力の現状と課題B	1	
		国際協力アクティブ・ラーニングA	2	
		国際協力アクティブ・ラーニングB	2	
		国際協力アクティブ・ラーニングC	2	
	外国語系	Academic English Communication A1	0.5	
		Academic English Communication A2	0.5	
		Academic English Communication B1	0.5	
		Academic English Communication B2	0.5	
		Academic English Communication B1 (ACE)	0.5	
		Academic English Communication B2 (ACE)	0.5	
		Academic English Literacy A1	0.5	
		Academic English Literacy A2	0.5	
		Academic English Literacy B1	0.5	
		Academic English Literacy B2	0.5	
		Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5	
		Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5	
		ドイツ語初級A1	0.5	
		ドイツ語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4	0.5	
		フランス語初級A1	0.5	
		フランス語初級A2	0.5	
		フランス語初級B1	0.5	
		フランス語初級B2	0.5	
		フランス語初級A3	0.5	
		フランス語初級A4	0.5	
		フランス語初級B3	0.5	
		フランス語初級B4	0.5	
		中国語初級A1	0.5	
		中国語初級A2	0.5	
		中国語初級B1	0.5	
		中国語初級B2	0.5	
		中国語初級A3	0.5	
		中国語初級A4	0.5	
		中国語初級B3	0.5	
		中国語初級B4	0.5	
		ロシア語初級A1	0.5	
		ロシア語初級A2	0.5	
		ロシア語初級B1	0.5	
		ロシア語初級B2	0.5	
		ロシア語初級A3	0.5	
		ロシア語初級A4	0.5	
		ロシア語初級B3	0.5	
		ロシア語初級B4	0.5	
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学実習基礎	1	看護学専攻・理学療法学専攻は必修

ニ 保健学科 看護学専攻（専門の◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	必修・選択必修・選択の別	備考
専 門 科 目	共通専門基礎科目	情報科学 1	1	○	
		情報科学 2	1	○	
		線形代数入門 1	1	○	
		線形代数入門 2	1	○	
		微分積分入門 1	1	○	
		微分積分入門 2	1	○	
		物理学入門	1	○	
		力学基礎 1	1	○	
		力学基礎 2	1	○	
		基礎有機化学 1	1	○	
		基礎有機化学 2	1	○	
		生物学概論 B 1	1	○	
		生物学概論 B 2	1	○	
		生物学各論 C 1	1	○	
		生物学各論 C 2	1	○	
	共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎	
		保健学概論	1	◎	
		初期体験実習	1	◎	
		I P W概論	1	◎	
		国際保健	1	◎	
		災害保健	1	◎	
		I P W統合演習	1	◎	
		緩和ケア論	1	◎	
		生化学	1	◎	
		薬と生体反応	1	◎	
		身体のしくみと働き I	1	◎	
		身体のしくみと働き II	2	◎	
		身体のしくみと働き III	1	◎	
		解剖学演習	1	◎	
		健康と栄養	1	◎	
		感染・免疫学	1	◎	
		感染看護論	1	◎	
		臨床心理学	1	◎	
		病理学	1	◎	
		症状マネジメント論	1	◎	
		看護学概論	2	◎	
		ひとと生活	1	◎	
		看護援助論	1	◎	
		生活援助技術演習	2	◎	
		治療援助技術演習	2	◎	
		看護実践基盤実習(援助関係)	1.5	◎	
		看護実践基盤実習(生活援助)	1.5	◎	
		病い論	1	◎	
		援助過程論	1	◎	
		慢性期看護学	1	◎	
		慢性期看護学演習	1	◎	
		治療・回復期看護学	1	◎	
		治療・回復期看護学演習	1	◎	
		老年看護学 I	2	◎	
		老年看護学 II	2	◎	
		小児看護学	2	◎	
		母性看護学概論	1	◎	
		母性看護学	2	◎	

専 門 科 目	精神看護論	2	◎	
	メンタルヘルス論	1	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅰ	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅱ	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅲ	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅳ(こども)	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅴ(精神)	2	◎	
	クリティカルケア論	1		
	セルフヘルプ論	1		
	治療的コミュニケーション論	1		
	新生児健康障害論	1		
	周産母子健康障害論	1	◎	
	フィジカルアセスメント演習	1	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(成人)	4	◎	
	看護実践展開実習Ⅱ(成人)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(老年)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(小児・家族)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(母性)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(精神)	2	◎	
	保健行政論	1	◎	
	保健医療福祉論	1	◎	
	統計学	1	◎	
	公衆衛生学	1	◎	
	看護情報学	1		
	地域看護学概論	1	◎	
	看護政策論	1		
	在宅看護学概論	1	◎	
	在宅看護論	1	◎	
	在宅看護展開論	1	◎	
	地域看護論	2	◎	
	家族看護学	2	◎	
	地域・在宅看護実習Ⅰ	1	◎	
	看地域・在宅看護実習Ⅱ	1	◎	
	統合看護実習	3	◎	
	看護管理論	1	◎	
	研究ゼミナール	1	◎	
	看護研究方法論	1	◎	
	卒業研究	2	◎	
その他必要と認める科目	保健医療英語	1		
	グローバルヘルスフィールド演習	2		

ホ 保健学科 検査技術科学専攻（専門の◎印は必修科目を、○印は選択必修科目を、その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	必修・選択必修・選択の別	備考
専 門 科 目	共通専門基礎科目	情報科学 1	1	○	
		情報科学 2	1	○	
		線形代数入門 1	1	○	
		線形代数入門 2	1	○	
		微分積分入門 1	1	○	
		微分積分入門 2	1	○	
		物理学入門	1	○	
		力学基礎 1	1	○	
		力学基礎 2	1	○	
		電磁気学基礎 1	1	○	
		電磁気学基礎 2	1	○	
		物理学実験基礎	1	○	
		物理学実験	2	○	
		基礎物理化学 1	1	○	
		基礎物理化学 2	1	○	
		基礎有機化学 1	1	○	
		基礎有機化学 2	1	○	

専 門 科 目	共通専門基礎科目	生物学概論 B 1	1	○	
		生物学概論 B 2	1	○	
		生物学各論 C 1	1	○	
		生物学各論 C 2	1	○	
	共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎	
		保健学概論	1	◎	
		初期体験実習	1	◎	
		I P W概論	1	◎	
		国際保健	1	◎	
		災害保健	1	◎	
		I P W統合演習	1	◎	
		国際感染症論	1		
		解剖学 I	1	◎	
		解剖学Ⅳ	1	◎	
		解剖学実習 I	1	◎	
		免疫学	2	◎	
		生理学 I	2	◎	
		生理学実習 I	1	◎	
		一般検査学演習	3	◎	
		分子生物学概論	1	◎	
		病態栄養学	1	◎	
		栄養機能学	1		
		公衆衛生学	1	◎	
		公衆衛生学実習	1	◎	
		保健行政論	1	◎	
		環境・食品・産業衛生学	1	◎	
		統計学	1	◎	
		医療情報処理学	1	◎	
		臨床医学総論 I	1	◎	
		臨床医学総論 II	1	◎	
		臨床検査医学 I	1	◎	
		臨床検査医学 II	1	◎	
		検査情報解析学	1	◎	
		検査情報解析学演習	1	◎	
		生化学 II	2	◎	
		生化学実習 I	2	◎	
		臨床化学	2	◎	
		臨床化学実習 I	2	◎	
		放射性同位元素検査技術学	1	◎	
		遺伝子・染色体検査学	1	◎	
		臨床免疫学	3	◎	
		臨床免疫学実習 I	3	◎	
		臨床細菌学	1	◎	
		臨床細菌検査学	2	◎	
		臨床細菌検査学実習 I	1	◎	
		ウイルス検査学	2	◎	
		ウイルス検査学実習	1	◎	
		臨床生理学	1	◎	
		生理機能検査学	4	◎	
		臨床生理学実習 I	2	◎	
		総合画像診断学	2	◎	
		画像診断解析学	2	◎	
		生体情報計測学	1	◎	
		生体情報計測学実習	1	◎	
		臨床血液学	3	◎	
		臨床血液学実習 I	2	◎	
		病理学 I	1	◎	
		病理学 II	1	◎	

専 門 科 目	病理組織細胞学	2	◎	
	病理組織細胞学実習Ⅰ	2	◎	
	寄生虫検査学	1	◎	
	寄生虫検査学実習	1	◎	
	検査管理総論	2	◎	
	検査統合実習	1	◎	
	臨床検査実践論	1	◎	
	機器分析学	1	◎	
	臨床検査概論	1	◎	
	臨床血液学実習Ⅱ	2	◎	
	臨床免疫学実習Ⅱ	1	◎	
	臨床細菌検査学実習Ⅱ	2	◎	
	臨床生理学実習Ⅱ	3	◎	
	臨床化学実習Ⅱ	1	◎	
	病理組織細胞学実習Ⅱ	2	◎	
	国際情報検索	1		
	移植管理学	1	◎	
	薬と生体反応	1	◎	
	遺伝子・染色体検査学実習	1	◎	
	医療安全管理学	1	◎	
	医療安全管理学演習	2	◎	
	臨床検査技能演習	1	◎	
	卒業研究	4	◎	
その他必要と認める科目	保健医療英語	1		
	グローバルヘルスフィールド演習	2		

へ 保健学科 理学療法学専攻（専門の◎印は必須科目を、○印は選択必須科目を、その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	必修・選択必修・選択の別	備考
専 門 科 目	共通専門基礎科目	情報科学Ⅰ	1	○	
		情報科学Ⅱ	1	○	
		線形代数入門Ⅰ	1	○	
		線形代数入門Ⅱ	1	○	
		微分積分入門Ⅰ	1	○	
		微分積分入門Ⅱ	1	○	
		物理学入門	1	○	
		力学基礎Ⅰ	1	○	
		力学基礎Ⅱ	1	○	
		電磁気学基礎Ⅰ	1	○	
		電磁気学基礎Ⅱ	1	○	
		物理学実験	2	○	
		生物学概論BⅠ	1	○	
		生物学概論BⅡ	1	○	
		生物学各論CⅠ	1	○	
		生物学各論CⅡ	1	○	
	共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎	
		保健学概論	1	◎	
		初期体験実習	1	◎	
		I P W概論	1	◎	
		国際保健	1	◎	
		災害保健	1	◎	
		I P W統合演習	1	◎	
		保健福祉工学	1	◎	
		リハビリテーション概論	1	◎	
		解剖学Ⅱ	1	◎	
		解剖学実習Ⅱ	2	◎	
		解剖学Ⅲ	1	◎	
		解剖学実習Ⅲ	1	◎	

専 門 科 目	生理学基礎	1	◎	
	生理学Ⅱ	1	◎	
	生理学実習Ⅱ	1	◎	
	人間発達学	1	◎	
	運動学	1	◎	
	臨床運動学	1	◎	
	運動学実習	1	◎	
	動作解析学実習	1	◎	
	病理学Ⅰ	1	◎	
	病理学Ⅱ	1	◎	
	内部障害学	1	◎	
	整形外科学	1	◎	
	外科学概論	1	◎	
	小児疾病論	1	◎	
	臨床神経学Ⅰ	1	◎	
	臨床神経学Ⅱ	1	◎	
	臨床心理学	1	◎	
	精神医学Ⅰ	1	◎	
	薬と生体反応	1	◎	
	健康と栄養	1	◎	
	画像診断解析学	1	◎	
	スポーツ医学	1	◎	
	統計学	1	◎	
	老年期障害学	1	◎	
	保健医療福祉論	1	◎	
	保健行政論	1	◎	
	生化学	1		
	臨床解剖学実習	1		
	移植管理学	1	◎	
	理学療法概論	1	◎	
	理学療法管理学	1	◎	
	理学療法評価学	1	◎	
	理学療法評価学実習	2	◎	
	理学療法総合評価学	1	◎	
	筋・骨格系障害理学療法学	1	◎	
	筋・骨格系障害理学療法学実習	1	◎	
	内部障害理学療法学	1	◎	
	内部障害理学療法学実習	1	◎	
	神経系障害理学療法学	1	◎	
	神経系障害理学療法学実習	1	◎	
	運動治療学	1	◎	
	運動治療学実習	2	◎	
	日常生活活動学	1	◎	
	日常生活活動学実習	1	◎	
	物理治療学	1	◎	
	物理治療学実習	1	◎	
	義肢装具学	1	◎	
	義肢装具学実習	1	◎	
	発達障害理学療法学	1	◎	
	実践理学療法学	1	◎	
	生活環境学	1	◎	
	地域理学療法学	1	◎	
	理学療法地域医療実習	1	◎	
	臨床実習Ⅰ	1	◎	
	臨床実習Ⅱ	4	◎	
	臨床実習Ⅲ	7	◎	
	臨床実習Ⅳ	7	◎	
	臨床実習Ⅴ	1	◎	
	理学療法研究法	1	◎	
	理学療法研究法演習	2	◎	
	卒業研究	4	◎	

その他必要と認める科目	保健医療英語	1		
	グローバルヘルスフィールド演習	2		

ト 保健学科 作業療法学専攻（専門の◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，その後は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位	必修・選択必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	情報科学 1	1	○	
		情報科学 2	1	○	
		線形代数入門 1	1	○	
		線形代数入門 2	1	○	
		微分積分入門 1	1	○	
		微分積分入門 2	1	○	
		物理学入門	1	○	
		力学基礎 1	1	○	
		力学基礎 2	1	○	
		電磁気学基礎 1	1	○	
		電磁気学基礎 2	1	○	
		物理学実験基礎	1	○	
		物理学実験	2	○	
		生物学概論 B 1	1	○	
		生物学概論 B 2	1	○	
		生物学各論 C 1	1	○	
		生物学各論 C 2	1	○	
	共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎	
		保健学概論	1	◎	
		初期体験実習	1	◎	
		I P W概論	1	◎	
		国際保健	1	◎	
		災害保健	1	◎	
		I P W統合演習	1	◎	
		保健福祉工学	1	◎	
		リハビリテーション概論	1	◎	
		解剖学Ⅱ	1	◎	
		解剖学実習Ⅱ	2	◎	
		解剖学Ⅲ	1	◎	
		解剖学実習Ⅲ	1	◎	
		生理学基礎	1	◎	
		生理学Ⅱ	1	◎	
		生理学実習Ⅱ	1	◎	
		人間発達学	1	◎	
		運動学	1	◎	
		臨床運動学	1	◎	
		運動学実習	1	◎	
		動作解析学実習	1	◎	
		病理学Ⅰ	1	◎	
		病理学Ⅱ	1	◎	
		内部障害学	1	◎	
		整形外科科学	1	◎	
		外科学概論	1	◎	
		小児疾病論	1	◎	
		臨床神経学Ⅰ	1	◎	
		臨床神経学Ⅱ	1	◎	
		臨床神経学Ⅲ	1	◎	
		臨床心理学	1	◎	
		精神医学Ⅰ	1	◎	
		精神医学Ⅱ	1	◎	
		薬と生体反応	1	◎	
		健康と栄養	1	◎	

専 門 科 目	画像診断解析学	1	◎	
	スポーツ医学	1		
	統計学	1	◎	
	作業療法概論	1	◎	
	作業療法理論	1	◎	
	作業学	1	◎	
	作業学実習Ⅰ	1	◎	
	作業学実習Ⅱ	1	◎	
	作業療法原書講読	1	◎	
	作業療法研究法	1	◎	
	身体障害作業療法評価学	1	◎	
	身体障害作業療法評価学実習	1	◎	
	発達障害作業療法学	1	◎	
	精神障害作業療法評価学	1	◎	
	身体障害作業療法学	1	◎	
	身体障害作業療法学実習Ⅰ	1	◎	
	身体障害作業療法学実習Ⅱ	1	◎	
	身体障害作業療法学実習Ⅲ	1	◎	
	発達障害作業療法学実習	1	◎	
	精神障害リハビリテーション論	1		
	精神保健作業療法学Ⅰ	1	◎	
	精神保健作業療法学Ⅰ実習	1	◎	
	精神保健作業療法学Ⅱ	1	◎	
	精神保健作業療法学Ⅱ実習	1	◎	
	老年期障害学	1	◎	
	老年期障害作業療法学	1	◎	
	生活技術論	1	◎	
	生活技術論実習	1	◎	
	保健福祉工学実習	1	◎	
	作業療法基礎	1	◎	
	作業療法統合実習	1	◎	
	職業・社会リハビリテーション	1	◎	
	在宅援助論	1	◎	
	保健医療福祉論	1	◎	
	保健行政論	1	◎	
	作業療法管理学	1	◎	
	作業療法フィールド実習	1	◎	
	臨床実習Ⅰ	1	◎	
	臨床実習Ⅱ	2	◎	
	臨床実習Ⅲ	2	◎	
	臨床実習Ⅳ	9	◎	
	臨床実習Ⅴ	9	◎	
	臨床実習Ⅵ	2	◎	
	作業療法学研究	4	◎	
その他必要と認める科目	保健医療英語	1		
	グローバルヘルスフィールド演習	2		

別表第2 履修要件(第5条関係)

イー1 医学科 (略)

ロ 医療創成工学科

ハ 保健学科 看護学専攻

授業科目の区分等			授 業 科 目 等	必要修得単位数	備 考
教養科目	基盤系		別表第1のロに掲げる教養科目基盤系の授業科目	4	必修
	人文系		別表第1のロに掲げる教養科目人文系の授業科目	8	
	社会系		別表第1のロに掲げる教養科目社会系の授業科目		
	自然系		別表第1のロに掲げる教養科目自然系(化学を除く)の授業科目	1	
	総合系		別表第1のロに掲げる教養科目総合系の授業科目		
	外国語系		別表第1のロに掲げる英語の授業科目	4	
			別表第1のロに掲げるドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
	健康・スポーツ科学系		別表第1のロに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1	必修
専門科目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1のハに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を, 「選択」は選択科目を示す。
	共通特論	必 修	別表第1のハに掲げる共通特論の授業科目	4	
		必 修	卒業研究	2	
		必 修	別表第1のハに掲げる専門科目(共通専門基礎科目, 共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから, 必修科目及び選択科目として別に定める授業科目	92	
		選 択		2	
合 計				130	

二 保健学科 検査技術科学専攻

授業科目の区分等			授 業 科 目 等		必要修得単位数	備 考	
教 養 科 目	基盤系		別表第1のロに掲げる教養科目基盤系の授業科目		4	必修	
	人文系		別表第1のロに掲げる教養科目人文系の授業科目		8		
	社会系		別表第1のロに掲げる教養科目社会系の授業科目				
	自然系		別表第1のロに掲げる教養科目自然系(化学を除く)の授業科目		1～2		
	総合系		別表第1のロに掲げる教養科目総合系の授業科目				
	外国語系		別表第1のロに掲げる英語の授業科目		4		
			別表第1のロに掲げるドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語の授業科目		4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。	
健康・スポーツ科学系		別表第1のロに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目		0～1	選択		
専 門 科 目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1の二に掲げる共通専門基礎科目の授業科目		9～10	120 ～ 121	「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を, 「選択」は選択科目を示す。
	共通特論	必 修	別表第1の二に掲げる共通特論の授業科目		4		
		必 修	卒業研究		4		
		必 修	別表第1の二に掲げる専門科目(共通専門基礎科目, 共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから, 必修科目及び選択科目として別に定める授業科目		101		
		選 択			1～2		
合 計					142		

注 教養科目の自然系・総合系と健康・スポーツ科学系の科目を合わせて計2単位以上修得しなければならない。

ホ 保健学科 理学療法学専攻

授業科目の区分等			授 業 科 目 等	必要修得単位数	備 考	
教養科目	基盤系		別表第1のロに掲げる教養科目基盤系の授業科目	4	必修	
	人文系		別表第1のロに掲げる教養科目人文系の授業科目	8		
	社会系		別表第1のロに掲げる教養科目社会系の授業科目			
	自然系		別表第1のロに掲げる教養科目自然系の授業科目	1		
	総合系		別表第1のロに掲げる教養科目総合系の授業科目			
	外国語系		別表第1のロに掲げる英語の授業科目	4		
			別表第1のロに掲げるドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語の授業科目	4		ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
健康・スポーツ科学系		別表第1のロに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1	必修		
専門科目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1のホに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	9～10	105 ～ 106	「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を, 「選択」は選択科目を示す。
	共通特論	必 修	別表第1のホに掲げる共通特論の授業科目	4		
		必 修	卒業研究	4		
		必 修	別表第1のホに掲げる専門科目(共通専門基礎科目, 共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから, 必修科目及び選択科目として別に定める授業科目	86		
		選 択		1～2		
合 計				127		

へ 保健学科 作業療法学専攻

授業科目の区分等			授 業 科 目 等		必要修得単位数	備 考	
教養科目	基盤系		別表第1のロに掲げる教養科目基盤系の授業科目		4	必修	
	人文系		別表第1のロに掲げる教養科目人文系の授業科目		8		
	社会系		別表第1のロに掲げる教養科目社会系の授業科目				
	自然系		別表第1のロに掲げる教養科目自然系の授業科目		1～2		
	総合系		別表第1のロに掲げる教養科目総合系の授業科目				
	外国語系		別表第1のロに掲げる英語の授業科目		4		
			別表第1のロに掲げるドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語の授業科目		4		ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
健康・スポーツ科学系		別表第1のロに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目		0～1	選択		
専門科目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1のへに掲げる共通専門基礎科目の授業科目		8	109	「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を, 「選択」は選択科目を示す。
	共通特論	必 修	別表第1のへに掲げる共通特論の授業科目		4		
		必 修	作業療法学研究		4		
		必 修	別表第1のへに掲げる専門科目(共通専門基礎科目, 共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから, 必修科目及び選択科目として別に定める授業科目		92		
		選 択			1		
合 計					131		

注 教養科目の自然系・総合系と健康・スポーツ科学系の科目を合わせて計2単位以上修得しなければならない。

2 教育課程・卒業要件等の概要

(1) 教育課程

本学科における教育課程は、その教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・系統的に編成されている。

また、授業科目は、その内容・性格により一定の授業科目の区分【全学共通授業科目：教養科目（人文系，社会系，自然系，総合系，外国語系，健康・スポーツ科学系），専門科目（共通専門基礎科目）】，【高度教養科目】，【専門科目（共通特論，その他の専門科目）】に従って開設されている。

さらに、各授業科目を、必修科目・選択科目に分け、これを各年次及び各学期に配当することにより教育課程が編成されている。

(2) 授業

1) 学期（授業期間）

本学科では、年度間を前期（4月1日～9月30日），後期（10月1日～翌3月31日）の2期に区分する2学期制をとっており，1学期は，原則として，15週間にわたって授業を行う。

2) 授業の方法

各授業科目の授業は，講義，演習，実験又は実習のいずれかの方法により行う。

3) 各授業科目の単位数

各授業科目は，教育研究上の目的にそって，多様な履修が可能となるように単位制がとられており，各授業科目ごとに単位数を定めて開設する。

各授業科目の単位数は，次の基準による。

授業の方法上の区分	1単位の履修時間	
	全学共通授業科目	専門科目
講義	15時間	15時間又は30時間
演習	30時間	30時間又は45時間
実験・実習		

4) 授業時間

本学科における授業は，原則として，月曜日から金曜日まで各5時限実施する。授業時間割は毎学期初めに発表する。

名谷キャンパスで実施する各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりである。

時限	授業開始・終了時刻
1	9：00～10：30
2	10：40～12：10
3	13：10～14：40
4	14：50～16：20
5	16：30～18：00

なお、鶴甲第一キャンパスで実施する全学共通授業科目及び専門科目は、大学教育推進機構全学共通教育部の授業時間に従う。

5) 履修届の提出・履修上の一般的注意事項

①履修届の提出

毎学期指定の期日までに、履修しようとする授業科目について履修・受験届を提出（WEBによる履修登録）し、学部長の許可を受けなければならない。履修・受験届の提出がない授業科目は、履修及び試験を受けることができない。

②履修上の一般的注意事項

- イ 自己の所属する専攻に係る教育課程表に従い、必修科目を含めて、卒業に必要な単位数に係る授業科目を履修しなければならない。
- ロ 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- ハ 自己の所属する専攻以外の授業科目については、当該の授業担当教員が、教育上特に有益と認めたときは履修することができるが、卒業の要件としての単位に算入しない。
- ニ 授業科目は、履修年次・学期を示して開講するので、その該当年次・学期に履修すること。
- ホ 同一曜日の同一時限に、複数の授業科目を履修（二重履修）することはできない。
- ヘ 既に単位を修得した授業科目を履修し、再びその単位を修得することはできない。

6) 試験等についての諸注意

①試験

定期試験は、授業が終了した学期毎に実施する。また、定期試験をせず、レポートで行うこともあるので注意すること。

試験は、予め正規の届を提出した授業科目のみを受験することができるが、正規の届出をした授業科目でも、平素の出席状況が良くない場合は、受験を許可しないことがある。

追試験は、原則として行わないが、病気その他やむを得ない事情により試験を欠席した者については、協議の上、追試験を認めることがある。

再試験は、試験の結果不合格となった者に対して行うことがある。

②受験の際の注意事項

- イ 試験の時間割は、2週間前に発表する。
- ロ 試験は、学生証を携帯し指定された教室で受験すること。
- ハ 受験のため許可された物以外は、所定の場所におくこと。
- ニ 答案用紙は、答案の成否にかかわらず必ず試験科目名、専攻名、学籍番号及び氏名を書き、一切持ち出さないこと。
- ホ 試験開始 20 分までは退室を許さない。また、20 分経過後は絶対に入室を認めないので、遅刻しないように注意すること。
- ヘ 受験中の不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合は、厳重なる処罰をする。

③成績の異議申立てについて

成績発表後 1 週間以内に必要書類を教務学生係に提出すること。

7) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

＜1＞六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR 西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)）、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち 2 線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

< 2 > 名谷地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR 西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))

及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

(2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
 - ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
 - ③ 午後 2 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。
- 注) 看護学専攻統合看護実習の夜間実習については、正午までに交通機関が運行した場合は実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前 6 時までに、気象警報が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後 2 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区(六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区)の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし、午前 6 時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

(注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。

2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。

4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは、令和3年5月20日から適用する。

(3) 単位の授与・成績評価・卒業の要件

1) 単位の授与

授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与える。

2) 成績評価基準・GPA

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(*)から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。

(* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

I. GPAについて

GPAとは、下記「成績評価基準」(秀、優、良、可、不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point)を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値(Average)です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

II. GPA計算について

$$\text{GPA} = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目、学芸員関連科目) (*)

(* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)

- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目 (所属学部・研究科毎にお知らせします。)

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

- ・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA (学期)の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。
(所属学部・研究科毎にお知らせします。)

Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(We b)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制) (*)」の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

Ⅳ. GPAの通知について(対象：学部生、一部の大学院生)

- ・成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学修成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(We b)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2025年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2025年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇した

ことがわかります。

成績照会画面(例)：「うりぼーネット」(Web) 単位修得状況照会

■GPA

GPA	科目GPA合計	計算単位数	計算日
3.11	118.0	38	2026年3月5日

※GPAは小数点第3位を四捨五入して表示されます。

■GPA (学期)

年度	前期				後期			
	GPA (学期)	科目GPA合計	計算単位数	計算日	GPA (学期)	科目GPA合計	計算単位数	計算日
2025年度	3.00	60.0	20	2025年9月5日	3.22	58.0	18	2026年3月5日

No	区 分	科目大区分	科目中区分	科目	単位数	修得年度	修得学期	評価	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	教養科目	総合系	〇〇〇〇〇	2.0	2025	前期	S	秀	8.6	合

3) 卒業の要件

本学科を卒業するためには、本学科に4年以上在学し、医学部規則別表第2 履修要件(第5 条関係)に定める所定の単位を修得しなければならない。

(4) 臨地実習

1) 看護学専攻

臨地実習は、1 年次から4 年次まで、本専攻の教育目標に基づいて段階的に展開する。1 年次では、自己の目指す専門職の役割と機能を知ると共に、ヘルスケアチームを構成する専門職の役割と機能、ならびに職種間の協働の重要性に気づくことをねらいとした＜初期体験実習＞を行う。その後、看護学の基礎理論、看護援助過程に関する科目等の学習と並行しながら、2 年次には、看護の対象である「ひと」とそのひとの「生活」を理解し、援助関係の基盤となる対象とのコミュニケーションおよび相互関係について体験する＜看護実践基盤実習(援助関係)＞を前期に、対象である「ひと」と「生活」「環境」についてアセスメントを行い、対象のニーズに応じた看護を展開し、看護の展開を通じて、リフレクティブな看護実践を体験する＜看護実践基盤実習(生活援助)＞を後期に行う。3 年次では、専門科目の学習により習得した知とスキルを駆使し、思考、思い、感性をはたらかせて対象を包括的に理解し、実践へ展開すること、また看護実践を通じて、看護実践(ケアリング)に必要な基礎的能力を獲得し、実習を通じて体験を意味づけ(経験化)し、よりよいケアを創造することをねらいとした、＜看護実践展開実習Ⅰ(成人、老年、精神、小児・家族、母性)＞を行う。また、地域で暮らす人々を対象とした看護と看護の連続性、保健医療福祉領域における多職種連携の必要性を理解することを目的とした＜地域・在宅看護実習Ⅰ＞を行う。4 年次では、3 年次までの学びを活かして＜看護実践展開実習Ⅱ(成人)＞および＜地域・在宅看護実習Ⅱ＞を行う。これまでの学習で学生が明らかにした学生個々の課題に関する学習の深化を図りながら、看護実践活動のフィールドワークを、主体的に展開する＜統合看護実習＞を行う。この統合看護実習では、これまで学習した看護の知識とスキルの統合、ならびに自己の看護観を育成するとともに、看護専門職としてのキャリア開発にむけて課題を明確にし、生涯学習者としての成長を促すことをねらいとしている。臨地実習での学びを深めるために、全ての実習に実践経験に基づくリフレクションを取り入れ、4 年間を通して看護専門職としての成長に必要なリフレクション能力の獲得を目指す。

2) 検査技術科学専攻

臨地実習は、学内における専門科目の講義と実習が終わった後に、附属病院および県内外の医療施設において行う。

臨地実習の主たる目的は、以下の4 項目である。

- ① 実際の臨床検査室において研修し、検査業務を認識する。
- ② 大型自動分析装置や各種専用分析装置の原理、操作法、保守管理等について学ぶ。
- ③ 学内実習において修得した技術を、実践で応用する。
- ④ その他必要と認める院内・院外施設において研修し、病院内の業務を認識する。

具体的には、多量の検体処理や分析手順、検体の保存方法、特殊な臨床検査、最新の大型分析装置など学内実習では経験できない事柄について実習する。

附属病院での実習では、6～7名のグループで、検査部の各部門（微生物、免疫血清、臨床化学、血液、生理機能、遺伝子）と、輸血部、病理部、その他の院内施設をローテーションする。また、附属病院での実習終了後、県内外の医療施設において少人数による部門特化型の実習を行う。

臨地実習は、学内実習において習得した検査技術を臨床現場で実践し、患者から採取される様々な検体や患者自身に接し、あらゆる場面に適応できうる能力を養うために実施する。また、医療施設における臨床検査および臨床検査技師の役割を理解し、患者中心の医療を実践するために他の医療職種との連携や協働を学ぶことも目的としている。

3) 理学療法学専攻

臨地実習は、理学療法の理論と実技及びこれに関する基礎科目を全て終了した時点で行われる理学療法教育の総括的な場である。

本専攻では2年次に阪神間の医療施設（急性期・回復期リハ・地域包括ケア、等）、リハビリテーション施設、肢体不自由児施設、老人保健福祉施設、等で理学療法現場の見学を行う。3・4年次では上記施設、及び通所・訪問リハビリテーションで臨地実習指導理学療法士の監督責任の下に、患者や利用者を担当し、学内での講義・実習で修得した知識・技術を実際の臨地実習の場で集大成させることが基本的な目的である。また、病院や施設の組織機構をはじめリハビリテーション部、あるいは理学療法部等の管理、運営についても実践を通してこれを学ぶ。また、患者等や医療・介護関連スタッフとの人間関係、職業倫理の重要性を経験、修得することも臨地実習の目的といえる。

さらに、臨地実習においては、症例報告や抄読会、研究の方法等についても学び、専門職としての資質を涵養することも忘れてはいけない。

本専攻における臨地実習では多種多様の身体障害を有する患者等を相手に、その身体的、社会的、職業的状态や問題を的確に把握するために、高レベルの医学的専門的知識、技術に加え、医療従事者としての安定した情緒、誠実さ、自主性が要求される。従って、臨地実習の成績は、理学療法士としての適性が重要視されると同時に、将来専門職としての学究資質の有無、能力の程度が厳しく評価される。

4) 作業療法学専攻

臨地実習は、2年次から4年次まで本専攻の教育目標に基づいて段階的に展開する。本専攻では附属病院のほか、近畿地区を中心に、病院、リハビリテーションセンター等の医療施設及び、介護老人保健施設等における通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション施設等にて、その施設の作業療法士による臨床実習指導の下、1～数名の少人数に分かれて行う。年次ごとに段階的に見学、評価、作業療法介入を経験し、学内での講義・実習で習得した知識・技術を活用し統合することが目的である。2年次では見学を通じて、作業療法対象者の理解と対象者が暮らす地域を主体に取り組みされている地域包括ケアシステムの学修を進める。3年次で学内で学習した評価の知識と技術の統合を目的に評価を実際に経験し、作業療法介入への基盤をつくる。4年次の実習では臨床実習指導者とともに作業療法介入を経験し、それまでの学修を統合するとともに、リハビリテーション関連部門との連携や部門運営の一部も経験する。

4年次の臨地実習を終える段階では、病院の組織や機構をはじめリハビリテーション関連部門あるいは作業療法部門の管理・運営についても習得していることが求められる。また社会人としての振る舞いに加え、施設におけるスタッフとの人間関係、職業倫理、専門職として必要とされ

る能力を涵養することが重要である。従って臨地実習の成績は、作業療法士としての適格な能力が重要視される。

(5) 授業科目の履修及び試験に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 令和3年11月17日

(趣旨)

第1条 神戸大学医学部保健学科における専門科目(共通専門基礎科目を除く。)の授業科目(以下「科目」という。)の履修及び試験に関する事項は、神戸大学医学部規則(平成16年4月1日制定。以下「学部規則」という。)に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(他専攻の授業科目の履修)

第2条 所属する専攻以外の科目の履修は、授業担当教員が教育研究上有益と認め、かつ、当該科目の授業に支障がないと認めたときに限り許可する。ただし、学部規則第5条別表第2に定める卒業に必要な単位数には含めない。

(復学者に係る通年の科目の履修)

第3条 通年の科目の半期分を履修して休学した者が、復学した場合において、当該科目担当教員が、授業内容が同一等の理由から有効と認めたときは、履修した半期分については、履修したものとみなすことができる。

(試験の時期)

第4条 試験は、学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことがある。

2 各科目の試験実施日時は、事前に提示する。

(受験資格)

第5条 履修届を提出した科目は、受験することができる。ただし、当該科目の授業の出席日数が、所定の3分の2以上であることを要する。

(学生証の提示)

第6条 受験者は、学生証を試験実施中机上に提示しなければならない。学生証を忘れた者は、あらかじめ受験許可書の交付を受け机上に提示するものとする。

(追試験)

第7条 試験に欠席した者に対しては、原則として追試験を行わない。ただし、病気その他やむを得ない事情により受験できない者は、事由を明記した追試験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して当該試験科目の試験終了後、原則として1週間以内に学科長に提出するものとする。

2 追試験は、追試験願を提出した者のうち、次の各号に該当する場合は、学科会議の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の重い病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) その他やむを得ない事由

3 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等内の親族 3日以内

4 定期試験期間以外に実施される試験についても同様に取扱う。

5 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

6 追試験合格者の成績は定期試験等に準ずる。

(複数の担当教員により開講する科目の試験の実施及び成績評価方法)

第8条 当該科目の担当教員により協議し、一括した試験を実施し、総合評価を行うことを原則とする。

- 2 担当の分野が異なる等の理由から、一括した実施をしがたいときは、当該科目の担当教員がそれぞれ試験を実施したうえ、総合評価をすることができる。その場合において、一部の教員について不合格の者がいる場合に、単純に総合評価し難いときは、不合格になった教員についてのみ再試験を実施し、合格点に達したときに総合評価をすることができるものとする。なお、その場合の総合評価は、「可」以上の評価もありうるものとする。また、この取扱いは、再試験において不合格となった者が、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験する場合にも準用する。

(成績の報告)

第9条 担当教員は、試験終了後、速やかに所定の成績表を記載し、学科長に報告しなければならない。

(成績の通知)

第10条 試験の結果について、各学期ごとに受験者に通知するものとする。

(中間試験の取扱い)

第11条 通年による科目については、学年の履修状況を把握する等のため、科目担当教員は、当該科目の授業の終了を待たず、学期末又は学年末に実施する定期試験の期間に、中間試験を実施することができる。なお、中間試験の成績は、当該科目の授業時間中等、授業担当教員において適宜通知するものとし、学科長に報告する成績は、最終成績のみとする。

(再試験)

第12条 再試験は、試験の結果不合格となった者に対して行うことがある。

- 2 不合格となった者のうち、当該科目の成績が、40点(4割)以上の者にあつては、当該科目の担当教員の判定により再試験を受けることができる。

- 3 再試験合格者の成績は「可」とする。

(再試験及び追試験の時期)

第13条 再試験及び追試験の時期は、原則として当該科目の試験のあった年次に行う。

(再試験における不合格者の取扱い)

第14条 講義による科目については、特に新たに履修することなく次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験することができる。

- 2 演習、実験又は実習による科目については、原則として新たに履修しなければ次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験することができない。

- 3 次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等において再試験を受けようとする者は、再試験願(所定の用紙)を提出しなければならない。

(追試験に該当しない者の取扱い)

第15条 第7条の規定に基づき、追試験願を提出した者のうち、追試験に該当しない者は、第5条の規定にかかわらず、学部教務委員会及び当該科目の担当教員が認めたときは、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験することができる。なお、その場合の成績評価は、定期試験等に準じて行うものとする。

(再試験欠席者の取扱い)

第16条 再試験を欠席した者は、前条の規定を準用し、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を再試験願を提出し受験することができる。なお、その場合の成績評価は「可」とする。

(再試験を放棄した者の取扱い)

第17条 正当な理由がなく再試験を欠席した者は再試験を放棄したものみなし、新たに履修しなければ受験することができない。なお、再試験において不合格となった者が、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等において再試験を受験する場合に、再試験願を提出しない場合は、同様に取扱う。

(再試験を実施しない教員に係る科目の取扱い)

第 18 条 試験の結果不合格となった者に対して、再試験を実施しない教員に係る科目については、新たに履修しなければ受験することができない。

(不正行為)

第 19 条 試験及び成績評価のために課すレポート等において学生が不正行為を行った場合は、学科長は、学科会議の議を経て当該科目を開講する学期に履修した科目の成績を全て無効とする措置を講じるものとする。ただし、成績を無効としない科目は別途定める。

なお、成績評価のために課すレポート等において、次の行為を実行した場合は不正行為と認定することがある。

- (1) 他人の作成したレポート等の内容を書き写す(内容の一部書き換えを含む)、または他人にレポート等の内容を作成させた場合
- (2) 故意に他人にレポート等の内容を書き写させる、または他人に作成したレポート等を提供した場合
- (3) レポート等の作成において剽窃(他人の著作物の内容等について出典を明記せず、自分の作成した内容とする等)した場合
- (4) レポート等の作成においてデータや画像の改ざん、捏造を行った場合
- (5) その他、レポート等の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

(雑則)

第 20 条 この内規に定めるもののほか、履修及び試験に関し必要な事項は、学科会議が定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に保健学科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 1 月 1 7 日から施行する。

(6) 神戸大学医学部保健学科成績評価基準等に関する内規

平成 26 年 1 月 15 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学医学部規則第 11 条に定める成績評価基準等について定める。

(成績評価)

第 2 条 医学部保健学科（以下「本学科」という。）における授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、又は不可とし、可以上をもって合格とする。

2 各授業科目を担当する教員が、前項の成績評価を行うにあたっては、以下の基準に拠るものとする。

秀：学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(100 点満点に換算して 90 点以上とする)

優：学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(100 点満点に換算して 80 点以上 90 点未満とする)

良：学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(100 点満点に換算して 70 点以上～80 点未満とする)

可：学修の目標を達成している。

(100 点満点に換算して 60 点以上～70 点未満とする)

不可：学修の目標を達成していない。

(100 点満点に換算して 60 点未満とする)

(成績評価の方法)

第 3 条 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が、これをシラバスにおいて明示するものとする。

(成績評価に対する申し立て)

第 4 条 学生は、本学科の授業科目について受けた成績評価につき成績評価基準等に照らして疑義がある場合には、担当教員に申し立てをすることができる。

2 学生は、前項の申し立てを行う場合には、申し立てする授業科目名等を記載した成績評価に関する申立書（別記様式第 1 号）を教務学生係に提出しなければならない。

3 前項の成績評価に関する申立書は、当該成績が発表された日から原則として 1 週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかったことについて正当な理由がある場合はこの限りでない。

(申し立てに対する回答)

第 5 条 前条第 2 項に定める申立書が提出された場合、当該成績評価を行った教員は速やかに申し立てのあった学生の成績評価の確認を行い、申し立てが提出された日から原則として 10 日以内に、回答を教務学生係を経て当該学生に通知するものとする。

(報告)

第 6 条 申し立て内容及び結果について、担当教員等は書面により保健学科長に報告することとする。

(雑則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、成績評価に関し必要な事項は、学部教務委員会が定める。

附 則

1. この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. 神戸大学医学部保健学科成績評価に関する内規（平成 22 年 7 月 21 日制定）は廃止する。

別記様式第1号

年 月 日

神戸大学医学部保健学科長 殿

申請者
専攻
学籍番号
氏名

成績評価に関する申立書

私が履修した授業科目の成績評価について疑義がありますので、下記のとおり申し立てを行います。

履修年度・学期	
授 業 科 目 名	
科 目 責 任 者	
現 在 の 成 績	
申し立ての内容及びその理由	

事務記入欄（申請者は記入しないでください）

受理日	教員への連絡	教員からの回答	申請者への連絡	報告
／	／	／	／	／

(7) 神戸大学医学部保健学科における学生の進級に関する申合せ

平成16年4月1日 制定
最終改正 令和6年11月20日

神戸大学医学部規則（平成16年4月1日制定。以下「学部規則」という。）第7条第3項に基づき、医学部保健学科における進級条件について次のとおり定める。

ただし、カリキュラム等の改正があった場合は、進級条件についても変更することがある。

（第2年次への進級条件）

（1）第2年次への進級条件は、第1年次の後期末において、学部規則別表2に定めるところに従い、次の単位数を修得していることとする。

授業科目の区分	修 得 単 位	
教養科目（基盤系）	4単位	
教養科目（人文系・社会系）	8単位	
教養科目（自然系・総合系）	看護学，理学療法学専攻	1単位
	検査技術科学，作業療法学専攻	1～2単位
教養科目（外国語系）	8単位	
教養科目（健康スポーツ科学系）	看護学，理学療法学専攻	1単位
	検査技術科学，作業療法学専攻	0～1単位
共通専門基礎科目の授業科目	看護学，作業療法学専攻	8単位
	検査技術科学，理学療法学専攻	9～10単位
共通特論の授業科目 （「現代医療と生命倫理」及び「初期体験実習」の2科目）	2単位	

（仮進級）

（2）前項の規定にかかわらず、教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）の授業科目の未修得単位数が合計2単位以下で、かつ、鶴甲第1キャンパスに出向いての対面授業、もしくは、遠隔授業により、すべて再履修可能な場合に限り、第2年次への仮進級を認める。

（3）前項の規定により仮進級を希望する学生は、仮進級願（別紙様式）を指定された期限までに教務学生係へ提出しなければならない。

（4）第2年次への仮進級を認められた者の第3年次への進級は、教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）の必要修得単位を第2年次の後期末までに全て修得することを条件とする。

附 則

（この間の附則は省略）

附 則

1 この申合せは、令和7年4月1日から施行する。

2 この申合せ施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

(別紙様式)

仮進級願

令和 年 月 日

保 健 学 科 長 殿

以下のとおり次年度の履修計画を提出しますので、第2年次への仮進級を御許可くださるようお願いいたします。

学籍番号 専攻	M 専攻	氏名	
未修得単位数	教養科目 (人文系)		単位
	教養科目 (社会系)		単位
	教養科目 (自然系)		単位
	教養科目 (総合系)		単位
	合計		単位

次年度の履修計画 (各専攻教務教員の指導のもと学生が記入)				
教養科目 (人文系・社会系・自然系・総合系の別)	授業科目名(時間割コード)	クォーター・曜日・時限	担当教員名	単位数
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位

所属専攻教務委員名 (署名) _____

【教務学生係記入欄】

受理 年月日	承認 年月日	学生への 連絡
/	/	/

(8) 神戸大学医学部保健学科の臨地実習授業科目の

履修に関する修得単位の申合せ

(平成16年12月15日制定)

最近改正 令和6年3月5日

この申合せは、臨地実習授業科目の履修に関する要件について定めるものである。

1. 臨地実習授業科目を履修するためには、次に定める条件を満たしていなければならない。
 - (1) 看護学専攻3年次後期の看護実践展開実習Ⅰを履修しようとする学生は、3年次前期までに開講された必修専門科目を修得しておくこと。
 - (2) 検査技術科学専攻の学生は、4年次前期までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。
 - (3) 理学療法学専攻3年次の学生で、臨床実習Ⅱ及びⅢを履修しようとする学生は3年次前期までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。なお、臨床実習Ⅱの実習状況によっては、臨床実習Ⅲの参加を認めない場合がある。
理学療法学専攻4年次の学生で、臨床実習Ⅳ及びⅤを履修しようとする学生は3年次までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。
 - (4) 作業療法学専攻の学生で、臨床実習Ⅱ及びⅢを履修しようとする者は、シラバスで定める評価学関連科目の単位を修得しておくこと。臨床実習Ⅳ及びⅤ及びⅥを履修しようとする者は、3年次までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。
2. 臨地実習授業科目を履修するためには、大学で実施する定期健康診断等の条件を満たしていなければならない。やむを得ず受診できなかった学生は、公的機関で受診し、それに相当する診断書を提出すること。
3. 臨地実習授業科目を履修するためには、傷害・賠償等保険に加入しなければならない。
4. この申合せに定めるもののほか、必要な事項は学科会議が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

- 1 この申合せは、令和6年4月1日から施行し、改正後の理学療法学専攻「臨床実習Ⅴ」に係る規定は、令和5年4月1日から適用する。

＜参考 ― 保健学研究科における健康診断、血液検査、予防接種等 ― ＞

【全専攻】

入学前：麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に関する予防接種（または抗体検査）を各自実施

※入学後「予防接種実施証明書」または「抗体検査結果証明書」を提出していただきます。

詳しくは「新入生の手引き」及び学生便覧「IX－心身の健康管理（2）麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に対する予防措置について」を参照してください。

1年次春：新入生健康診断（鶴甲第1キャンパス）（胸部X線、心電図を含む）

B型肝炎ウイルス検査（HBs 抗原、HBs 抗体）



抗体価（－）の学生には

B型肝炎ワクチン接種（3回）

2年次春：在学生健康診断（名谷キャンパス）（胸部X線を含む）

1年次B型肝炎ワクチン接種者を対象にHBs 抗体測定

3年次春：在学生健康診断（名谷キャンパス）（胸部X線を含む）

4年次春：在学生健康診断（名谷キャンパス）（胸部X線を含む）

◎健康診断は臨地実習履修上の必要条件とする。

学内での健康診断を受診できなかった学生は、相当する項目を公的機関で受診し、保健管理センター名谷分室へ提出すること。

※実施する費用（実費）に関しては、学生の自己負担となる。

※ツベルクリン反応検査に関しては、実施を中止する。

※[看護学専攻]

3年次：検便（0－157）（保育所等での実習のため）

なお、上記以外にも**必要な検査（有料）**を実習施設からの要望により実施する場合がある。掲示等により連絡するので注意すること。

(9) 既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)
最終改正 令和7年3月6日

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則第36条並びに神戸大学医学部規則（以下「規則」という。）第9条に規定する既修得単位について必要な事項を定めるものとする。

第2条 認定できる授業科目区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 教養科目 基盤系 | 1単位 |
| (2) 教養科目 人文系・社会系 | 8単位 |
| (3) 教養科目 自然系・総合系 | 2単位 |
| (4) 教養科目 外国語系（外国語第Ⅰ） | 4単位 |
| （外国語第Ⅱ） | 4単位 |
| (5) 教養科目 健康・スポーツ科学系 | 1単位 |
| (6) 共通専門基礎科目 | 10単位 |

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定用紙。申請授業科目は、認定単位数の最高限度内に限る。）
- (2) 卒業証明書又は在学期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義要項等（講義内容を明示できるもの）

第4条 認定試験は、申請した授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第5条 認定された授業科目の単位数については、規則第9条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は「認定」とする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

(10) 医学部保健学科における転学部に関する申合せ

平成29年9月6日制定
最終改正 令和6年11月20日

1. 他学部からの転学部

(他学部からの転学部の許可)

(1) 他学部から本学科各専攻への転学部を志望する者（以下、「当該学生」と記す。）が、次の要件のすべてに該当する場合、保健学科会議の議を経て、1年次への転学部を許可することがある。

- ① 当該学生が所属する学部の長が当該転学部を承認していること。
- ② 志望する専攻の定員充足数の4学年総数から判断し、受入れ可能人数に余裕があると判断できること。
- ③ 当該学生の「大学入学共通テスト」成績（総合点・傾斜点）が、当該学生の入学年に対応する、志望する専攻の入学試験合格者の最高点と最低点の平均値を越えていること。
- ④ 転学部を志望する理由が明白であること。

(他学部からの転学部志望者の選考)

(2) 転学部志望者に対する選考は、書類審査および当該学生が志望する専攻の複数の教授による面接により行う。なお、専攻が必要と判断した場合は、その他必要な選考を行うことができる。

(他学部からの転学部の手続き)

(3) 転学部を志望する者は、次の書類を11月15日～11月末日までに、所属学部長を経て提出しなければならない。

- ① 転学部願（所定の用紙）
- ② 入学試験成績
- ③ 学業成績証明書

2. 他学部への転学部

(他学部への転学部の許可)

(1) 他学部への転学部を志望する者がある場合は、保健学科会議の議を経て、学科長が転学部を許可することがある。

(他学部への転学部の手続き)

(2) 転学部志望者は、早めに所属専攻の教務委員または教務学生係に相談の上、次の書類を転学部しようとする学部の提出期限の2ヶ月前までに提出しなければならない。

- ① 転学部願（所定の用紙）
- ② 転学部を志望する学部が必要とする書類

附 則

1 この申合せは、令和6年11月20日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

2 この申合せ施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

3 神戸大学医学部科目等履修生規程

平成21年 3月18日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学医学部規則（平成16年4月1日制定）第14条の規定に基づき、神戸大学医学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者（当分の間、本学部の保健学科に入学を志願するものに限る。）があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学医学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、神戸大学医学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学部において、前号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（所定の用紙）
- (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (6) その他本学部において必要と認める書類

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第6条 科目等履修生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学科を納付しなければならない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修期間)

第8条 履修の期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

- 2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、演習、実習及び集中講義は原則として許可しない。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 神戸大学医学部聴講生規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
最近改正 平成 21 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学医学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 14 条の規定に基づき、神戸大学医学部の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(聴講生)

第 2 条 本学部の授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として聴講を許可することができる。

(聴講資格)

第 3 条 聴講を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（卒業見込の者を含む。）
- (2) 本学部において前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 聴講を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を聴講しようとする授業科目の担当教授を経て、学部長に提出しなければならない。

- (1) 聴講願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(入学料及び授業料)

第 5 条 聴講を許可された者は、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講期間)

第 6 条 聴講の期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1 年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算 2 年を限度とするものとする。

(証明)

第 7 条 聴講した授業科目については、聴講証明書を交付することができる。

(退学)

第 8 条 聴講生に不都合な行為があったときは、退学させることがある。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教授会において定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

5 神戸大学医学部研究生規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最近改正 平成 23 年 10 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学医学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 15 条の規定に基づき、神戸大学医学部の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学許可)

第 2 条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、医学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

(入学資格)

第 3 条 医学科において、研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前 2 号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

2 保健学科において、研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 修業年限が 3 年の短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 教授会において、前 3 号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

2 官公庁、会社等に在職中の者は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の確約書
- (2) 事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
- (3) 在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあっては、前 2 項に掲げる書類のほか、在留資格が記入された外国人登録済証明書を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学の時期)

第 6 条 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入学手続)

第 7 条 研究生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第 8 条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第9条 研究生の研究期間は1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、更に1年を超えない範囲内において研究期間の延長を許可することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 研究期間は、通算して、医学科にあつては3年、保健学科にあつては2年を超えることはできない。

(研究)

第10条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(施設等の使用)

第11条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学部の施設及び設備を使用することができる。

(就職者の手続)

第12条 研究生で、研究期間中に就職した者が、引き続き研究生として研究しようとするときは、速やかに、第4条第2項各号に規定する書類を学部長に提出しなければならない。

(退学)

第13条 研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 授業料の納付の義務を怠ったとき。

(3) 研究生として不都合な行為があったとき。

(研究証明書の交付)

第15条 研究生が研究事項について証明を願い出た場合には、研究証明書を交付する。

(雑則)

第16条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

6 神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領

令和4年1月18日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定
最近改正 令和7年2月27日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

(レベル)

第3条 プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

(授業科目名、単位数及び修了要件)

第4条 プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

(修了認定)

第5条 プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

（1）神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	教養科目（基盤系）	1	2単位
	データサイエンス基礎学	教養科目（基盤系）	1	
必要修得単位数の合計				2単位

（2）神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

医学部 保健学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
選択必修	線形代数入門1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	線形代数入門2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門2	共通専門基礎科目	1	
	統計学	専門科目	1	2単位以上
	データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1	
	医療情報処理学	専門科目	1	
	看護情報学	専門科目	1	
	データサイエンスPBL演習	教養科目（総合系）	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

IV 国 家 試 験

国 家 試 験

1 学部

各専攻において、所定の教育課程及び指定科目を修得し、卒業するとそれぞれ看護師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士の受験資格が与えられる。

学生は、上記の国家試験を受験し合格して看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士になることができる。この国家試験は競争試験ではなく、資格試験であり一定以上の得点を必要とする。

出願に関する手続き等については、例年11月又は12月に教務学生係が、各専攻の卒業予定者を対象にガイダンスを行っている。

国家試験の概略は、次のとおりである。

(1) 試験科目

資 格	試 験 科 目
看 護 師	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践
臨床検査技師	医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学
理 学 療 法 士	1) 筆記試験 ア 一般問題 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法 イ 実地問題 運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法 2) 口述試験及び実技試験 重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
作 業 療 法 士	1) 筆記試験 ア 一般問題 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法 イ 実地問題 運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法 2) 口述試験及び実技試験 重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

(2) 試験時期及び受験手数料（令和 6 年度実施分）

国 家 試 験 名	試 験 時 期	受 験 手 数 料
看 護 師	2 月	5,400 円
臨 床 検 査 技 師	2 月	11,300 円
理 学 療 法 士	2 月	10,100 円
作 業 療 法 士	2 月	10,100 円

(3) 欠格事由

1) 看護師

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 業務に関して犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により保健師、助産師、看護師または准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

2) 臨床検査技師

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、あへん又は大麻の中毒者
- 3 臨床検査技師等に関する法律第 2 条に規定する検査の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

3) 理学療法士及び作業療法士

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により理学療法士又は作業療法士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(4) 免許の申請

国家試験合格後、免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、居住地（住民票による）の保健所を経由し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 大学院

保健師コース又は助産師コースにおいて、所定の教育課程及び指定科目を修得し、修了するとそれぞれ保健師又は助産師の受験資格が与えられる。

学生は、上記の国家試験を受験し合格して助産師又は保健師になることができる。この国家試験は競争試験ではなく、資格試験であり一定以上の得点を必要とする。

出願に関する手続き等については、11月又は12月に教務学生係が、各領域の修了予定者を対象にガイダンスを行っている。

国家試験の概略は、次のとおりである。

(1) 試験科目

資 格	試 験 科 目
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論
助 産 師	基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理

※免許制度の改正より、平成19年4月1日から保健師又は助産師になるためには、保健師又は助産師の国家試験に合格するとともに、看護師の国家試験にも合格していることが条件として付け加えられました。

(2) 試験時期及び受験手数料（令和6年度実施分）

国 家 試 験 名	試 験 時 期	受 験 手 数 料
保 健 師	2月	5,400円
助 産 師	2月	5,400円

(3) 欠格事由

保健師・助産師

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 業務に関して犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により保健師、助産師、看護師または准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省で定めるもの
- 4 麻薬、大麻、又はあへんの中毒者

(4) 免許の申請

国家試験合格後、免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、居住地域（住民票による）の保健所を経由し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

V 大学院規則等

1 神戸大学大学院保健学研究科規則

平成 20 年 3 月 18 日制定
最近改正 令和 7 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程)

第 2 条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び領域等)

第 3 条 研究科に保健学専攻を置く。

2 研究科に置く領域及び分野は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第 4 条 研究科は、人々の健康を身体的、社会的、倫理的側面から総合的に捉え、総合保健医療の創造及び実践に向けた研究を行うとともに、前期課程においては看護学、病態解析学、リハビリテーション科学、地域保健学及び国際保健学を高いレベルで推進できる研究者、教育者及び専門職業人の養成を目的とし、後期課程においては、分析力及び問題解決能力をさらに高度化し、臨床実践を通じて新しい保健学を構築できるリサーチマインドを持った指導的研究者、教育者及び高度専門職業人の養成を目的とする。

(CNS コース)

第 5 条 家族支援専門看護師を養成するため、前期課程に CNS コース (Certified Nurse Specialist コースをいう。以下同じ。) を置く。

(保健師コース)

第 5 条の 2 専門的・学際的知識を基盤とし、複雑高度な問題を解決可能な高い実践能力を持つ保健師を養成するため、前期課程に保健師コースを置く。

(助産師コース)

第 5 条の 3 専門的・学際的知識を基盤とし、複雑高度な問題を解決可能な高い実践能力を持つ助産師を養成するため、前期課程に助産師コースを置く。

(ICHHS)

第 5 条の 4 英語による授業のみで学位取得を可能とするため、前期課程及び後期課程に ICHS (保健学国際コース (International Course for Health Sciences) をいう。以下同じ。) を置く。

(デジタル医工創成学コース)

第 5 条の 5 医学と工学を融合した最先端教育を行うため、前期課程にデジタル医工創成学コースを置く。

(がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース)

第 5 条の 6 がん看護の実践及び研究に精通した看護師を養成するため、前期課程及び後期課程にがんプロフェッショナル(がん看護)養成コースを置く。

(ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健)コース)

第 5 条の 7 ウェルビーイング社会の実現に貢献する学際的人材を養成するため、前期課程にウェルビ

ーイング教育プログラム(発達・保健)コースを置く。

(研究科長)

第6条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第6条の2 研究科に副研究科長若干人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(前期課程の入学資格)

第7条 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(前期課程への早期入学)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることがある。

(1) 大学に3年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(後期課程の入学資格)

第9条 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(進学)

第10条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き研究科の後期課程又は博士課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(選考方法)

第11条 入学志願者に対する選考は、学力試験、面接の成績等を総合して行う。

(転入学)

第12条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第13条 研究科を中途退学した者又は除籍されたものの者が、再入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第14条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(教育方法の特例)

第15条 教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う。

(授業科目及び単位数)

第16条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(単位の基準)

第17条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって1 単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって1 単位とする。

(指導教員)

第 18 条 指導教員は、研究科担当の専任の教授及び客員教授とする。ただし、必要があるときは教授会の議を経て、研究科担当の専任の准教授、講師若しくは助教又は客員准教授をもって充てることができる。

(前期課程の履修要件)

第 19 条 前期課程の学生は、別表第 2 (イ) により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める履修区分の単位を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 共通科目から 4 単位以上
- (2) 指導教員の指定する専門科目 14 単位以上（特講又は CNS 専門科目から 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位）

(後期課程の履修要件)

第 20 条 後期課程の学生は、別表第 3 により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める履修区分の単位を含めて 12 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 共通科目から 2 単位以上
- (2) 指導教員の指定する専門科目 8 単位以上（特講 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 4 単位）

(CNS コースの履修要件)

第 21 条 CNS コースを履修する学生は、別表第 2 (イ) により、CNS 共通科目 A8 単位、CNS 共通科目 B6 単位、CNS 専門科目 26 単位及び CNS その他科目 10 単位を修得しなければならない。

(保健師コースの履修要件)

第 21 条の 2 保健師コースを履修する学生は、別表第 2 (イ) により、指導教員の指導を受けて、共通科目 4 単位以上及び専門科目 14 単位以上（特講 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位）を含めて 30 単位以上並びに別表第 2 (ロ) により、保健師専門科目 33 単位を修得しなければならない。

(助産師コースの履修要件)

第 21 条の 3 助産師コースを履修する学生は、別表第 2 (イ) により、指導教員の指導を受けて、共通科目 4 単位以上及び専門科目 14 単位以上（特講 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位）を含めて 30 単位以上並びに別表第 2 (ハ) により、助産師専門科目 35 単位を修得しなければならない。

(ICHS の履修要件)

第 21 条の 4 ICHS を履修する前期課程の学生は、別表第 2 (イ) により、指導教員の指導を受けて、ICHS 共通科目 4 単位以上、ICHS 専門科目 14 単位以上（特講 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位）を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

2 ICHS を履修する後期課程の学生は、別表第 3 により、指導教員の指導を受けて、ICHS 共通科目 2 単位以上、ICHS 専門科目 8 単位以上（特講 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 4 単位）を含めて 12 単位以上を修得しなければならない。

(デジタル医工創成学コースの履修要件)

第 21 条の 5 デジタル医工創成学コースを履修する学生は、別表第 2 (イ) 及び (ニ) により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 別表第 2 (イ) に定める共通科目から 4 単位以上
- (2) 別表第 2 (イ) に定める指導教員の指定する専門科目 14 単位以上（特講又は CNS 専門科目から 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位。ただし、デジタル医工創成学専門科目に

については、2 単位を超える単位数のみ算入するものとする。)

(3) 別表第 2 (イ) に定めるデジタル医工創成学専門科目から 2 単位以上

(4) 別表第 2 (ニ) に定めるデジタル医工創成学専門科目から 4 単位以上

(がんプロフェッショナル(がん看護)養成コースの履修要件)

第 21 条の 6 がんプロフェッショナル(がん看護)養成コースを履修する前期課程の学生は、別表第 2(イ)により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

(1) 別表第 2(イ)に定める共通科目から 4 単位以上

(2) 別表第 2(イ)に定める指導教員の指定する専門科目 14 単位以上(特講又は CNS 専門科目から 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位。ただし、がんプロフェッショナル専門科目については、8 単位を超える単位数のみ算入するものとする。)

(3) 別表第 2(イ)に定めるがんプロフェッショナル専門科目から 8 単位以上(腫瘍学Ⅰ、腫瘍学Ⅱ及びがん看護学特講Ⅰを含む。)

2 がんプロフェッショナル(がん看護)養成コースを履修する後期課程の学生は、別表第 3 により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて 16 単位以上を修得しなければならない。

(1) 別表第 3 に定める共通科目から 2 単位以上

(2) 別表第 3 に定める指導教員の指定する専門科目 8 単位以上(特講 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 4 単位。ただし、がんプロフェッショナル専門科目については、6 単位を超える単位数のみ算入するものとする。)

(3) 別表第 3 に定めるがんプロフェッショナル専門科目から 6 単位以上(腫瘍学Ⅲ及び腫瘍学Ⅳを含む。)

(ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健)コースの履修要件)

第 21 条の 7 ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健)コースを履修する学生は、別表第 2(イ)及び(ホ)により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

(1) 別表第 2(イ)に定める共通科目から 4 単位以上

(2) 別表第 2(イ)及び(ホ)に定める指導教員の指定する専門科目 14 単位以上(特講又は CNS 専門科目から 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位。ただし、ウェルビーイング教育プログラム専門科目については、2 単位を超える単位数のみ算入するものとする。)

(3) 別表第 2(ホ)に定めるウェルビーイング教育プログラム専門科目から 2 単位以上

(授業科目の履修)

第 22 条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の指導を受けて、指定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の指導の下に、研究科長を経て、当該研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位(学部の授業科目の単位を除く。)は、教授会の議を経て、第 19 条から前条に規定する単位として認めることができる。ただし、前期課程にあっては第 19 条第 1 号及び第 2 号に規定する履修区分以外の単位とし、6 単位を限度とする。

4 前項ただし書きの規定にかかわらず、次の各号に定めるものについては、教授会の議を経て、第 19 条から前条までに規定する単位として認めることができる。

(1) 別表第 2(ニ)に定めるデジタル医工創成学専門科目のうち必修とある科目

(2) 別表第 2(ホ)に定めるウェルビーイング教育プログラム専門科目のうち 2 単位まで

(他大学大学院の授業科目の履修)

第23条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の承認を得て、協定に基づかずに学生に外国の大学院の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき15単位を限度として研究科において修得したものとみなし、第19条から第21条の7までに規定する単位として認めることができる。

第23条の2 学生が教授会の承認を得て、休学期間中に研究科と協定している外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の承認を得て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を限度として、第19条から第21条の7までに規定する単位として認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第24条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、15単位を限度（ただし、第23条並びに前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。）として、第19条から第21条の7までに規定する単位数に算入することができる。

（他研究科、他大学大学院等の研究指導）

第25条 学生は、教授会の承認を得て、本学大学院の他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生については、1年を超えないものとする。

2 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生については、1年を超えないものとする。

（留学）

第26条 学生は、第24条又は前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

（休学）

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を許可することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 休学期間は、通算して前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

（単位の授与）

第28条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文審査及び最終試験)

第29条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定）及び神戸大学学位規程保健学研究科細則（平成20年3月31日制定）の定めるところによる。

(成績評価基準)

第29条の2 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

(前期課程の修了要件)

第30条 前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第19条、第21条から第21条の4第1項まで、第21条の5、第21条の6第1項又は第21条の7に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会において、優れた業績を上げた者と認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、教授会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第24条の規定により研究科に入学する前に修得した単位（第7条又は第8条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、教授会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない期間を在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(後期課程の修了要件)

第31条 後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、第20条、第21条の4第2項又は第21条の6第2項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が別に定めるところにより、優れた業績を上げた者と認めた場合は、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第32条 前2条の課程修了の認定は、教授会が行う。

(長期にわたる教育課程の履修)

第33条 学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を行うことができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第34条 所定の課程を修了した者には、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

保健学

(特別聴講学生)

第35条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入の時期は、その履修をしようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

第36条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の研究期間は1年以内とする。ただし、教授会が必要と認めるときは、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第37条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第38条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、指導教員の指導の下に研究を行うものとする。

- 3 研究生に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和7年3月31日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第2（イ）の予防医療学特別研究Ⅰ及び別表第3の予防医療学特別研究Ⅱに係る規定は、令和5年度以後に入学した者（以下「入学者」という。）及び入学者の属する年次に転入学又は再入学する者から適用する。

別表第1(第3条関係)

研究科における領域及び分野

領 域	分 野
看護学	療養支援看護学
	実践看護学
	生活支援開発看護学
	家族看護学（CNSコースを含む。）
	母性看護学・助産学（助産師コースを含む。）
病態解析学	分析医科学
	細胞機能・構造科学
	病態代謝学
	臨床免疫学
リハビリテーション科学	生体構造学
	運動機能障害学
	脳機能・精神障害
	健康情報科学
パブリックヘルス	地域保健学（保健師コースを含む。）
	健康科学

	国際感染症対策
	国際保健学
	予防医療学

別表第2 前期課程の授業科目及び単位数（第16条、第19条、第21条から第21条の7まで関係）

（イ）共通科目及び領域専門科目

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
共 通 科 目	保健学研究共通特講Ⅰ	2	
	保健学研究共通特講Ⅱ	2	
	保健学研究共通特講Ⅲ	2	
	保健学研究共通特講Ⅳ	2	
	IPW特講Ⅰ	2	
	国際実践特講Ⅰ	2	ICHS 共通科目
	国際実践フィールドワークⅠ	2	
	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ	2	
	メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	2	
看護学領域専門科目	看護教育特講Ⅰ	2	CNS 共通科目 A がんプロフェッショナル専門科目
	看護研究特講Ⅰ	2	
	看護倫理特講Ⅰ	2	CNS 共通科目 A
	看護管理特講Ⅰ	2	
	看護コンサルテーション特講Ⅰ	2	
	実践看護学特講Ⅰ	2	ICHS 専門科目 デジタル医工創 成学専門科目
	実践看護学演習Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	実践看護学特別研究Ⅰ	10	
	療養支援看護学特講Ⅰ	2	ICHS 専門科目 がんプロフェッショナル専門科目
	療養支援看護学演習Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	療養支援看護学特別研究Ⅰ	10	
	老年看護学特講Ⅰ	2	
	老年看護学演習Ⅰ	2	
	老年看護学特別研究Ⅰ	10	
	精神看護学特講Ⅰ	2	
	精神看護学演習Ⅰ	2	
	精神看護学特別研究Ⅰ	10	
	上級病態生理学	2	CNS 共通科目B
	上級臨床薬理学	2	
	上級フィジカルアセスメント学	2	
	家族環境学	2	CNS 専門科目
	理論家族看護学	2	
	家族症候学	2	
	実践家族看護学	2	
	家族インターベンション学	2	
	実践家族看護学演習	2	
	トランス文化家族看護学	2	CNS 専門科目 ICHS 専門科目

	こども保育期・教育期家族看護学	2	CNS 専門科目
	家族看護学基盤実習	2	
	家族看護学展開実習	4	
	家族看護学統合実習	4	
	家族看護学特講Ⅰ	2	CNS 専門科目
	家族看護学演習Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	家族看護学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	実践家族看護学研究	10	CNS その他科目
	母性看護学特講Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	母性看護学演習Ⅰ	2	
	母性看護学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	助産学特別研究	10	
	がん看護学特講Ⅰ	2	がんプロフェッシ ョナル専門科目
	がん看護学演習Ⅰ	2	
	腫瘍学Ⅰ	2	
	腫瘍学Ⅱ	2	
病態解析学領域専門科目	分析医科学特講Ⅰ	2	
	分析医科学演習Ⅰ	2	
	細胞機能構造科学特講Ⅰ	2	
	細胞機能構造科学演習Ⅰ	2	
	病態代謝学特講Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	病態代謝学演習Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	臨床免疫学特講Ⅰ	2	
	臨床免疫学演習Ⅰ	2	
	病態解析学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	Advanced lectures in lifestyle related diseasesⅠ	2	ICHS 専門科目
	Advanced practice in lifestyle related diseasesⅠ	2	
	病態解析学専門領域実習Ⅰ	2	
リハビリテーション科学領域 専門科目	生体構造・機能解析学特講Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	生体構造・機能解析学演習Ⅰ	2	
	生体構造・機能解析学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	運動機能障害リハビリテーション学特講Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	運動機能障害リハビリテーション学演習Ⅰ	2	
	運動機能障害リハビリテーション学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	作業障害解析・補完学特講Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	作業障害解析・補完学演習Ⅰ	2	
	作業障害解析・補完学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	脳機能障害リハビリテーション学特講Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	脳機能障害リハビリテーション学演習Ⅰ	2	
	脳機能障害リハビリテーション学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	精神障害リハビリテーション学特講Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目

	精神障害リハビリテーション学演習Ⅰ	2	
	精神障害リハビリテーション学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	生命情報融合論Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	医用画像情報科学特論Ⅰ	2	
	人間情報科学特論Ⅰ	2	
	健康情報科学特別研究Ⅰ	10	
	リハビリテーション科学総合実習(1)Ⅰ	2	
	リハビリテーション科学総合実習(2)Ⅰ	2	
	リハビリテーション科学専門領域実習Ⅰ	2	デジタル医工創 成学専門科目
	リハビリテーション管理学特講Ⅰ	2	
	リハビリテーション科学研究法特講Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	リハビリテーション科学研究法演習Ⅰ	2	
パブリックヘルス領域 専門科目	ヘルスプロモーション学特講Ⅰ	2	
	生活習慣病・予防治療学特講Ⅰ	2	がんプロフェッシ ョナル専門科目
	地域保健実践学特講Ⅰ	2	
	地域実践活動特別演習Ⅰ	2	
	地域保健学実習Ⅰ	2	
	地域保健・健康科学特別研究Ⅰ	10	ICHS 専門科目
	公衆衛生看護学特別研究	10	
	感染症学特講Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	細菌学演習Ⅰ	2	
	寄生虫学演習Ⅰ	2	
	ウイルス学演習Ⅰ	2	
	国際感染症対策特別研究Ⅰ	10	
	国際保健・災害医療学特講Ⅰ	2	ICHS 共通科目
	国際保健支援論特講Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	国際保健支援論演習Ⅰ	2	
	災害マネジメント論特講Ⅰ	2	ICHS 共通科目
	災害マネジメント論演習Ⅰ	2	
	病理病態学特講Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	病理病態学演習Ⅰ	2	
	公衆衛生学特講Ⅰ	2	
	公衆衛生学演習Ⅰ	2	
	疫学特講Ⅰ	2	
	環境保健学特講Ⅰ	2	
	医療人類学特講Ⅰ	2	
	保健医療論特講Ⅰ	2	ICHS 共通科目
	人口学特講Ⅰ	2	ICHS 専門科目
	国際保健研究方法論特講Ⅰ	2	
	国際保健フィールドワークⅠ	2	
	国際保健学特別研究Ⅰ	10	
	健康疫学特講Ⅰ	2	
	運動栄養学特論Ⅰ	2	
	予防医療学特別研究Ⅰ	10	

(ロ)保健師専門科目

授 業 科 目	単位数	備 考
疫学特講	1	
公衆衛生学特講	2	

保健統計学特講	2	
保健医療福祉論特講	1	
地域公共政策論特講	1	
医療経済論特講	1	
保健医療福祉論演習	1	
公衆衛生看護学特講	2	
社会健康論特講	1	
個別支援論特講	1	
組織活動論特講	1	
健康教育論特講	1	
産業保健特講	1	
学校保健特講	1	
地域看護診断論特講	1	
公衆衛生看護展開演習Ⅰ	1	
公衆衛生看護展開演習Ⅱ	2	
公衆衛生看護展開演習Ⅲ	2	
公衆衛生看護展開演習Ⅳ	1	
国際公衆衛生看護活動演習	1	
公衆衛生看護管理特講	1	
健康危機管理特講	1	
公衆衛生看護学実習Ⅰ(行政)	4	
公衆衛生看護学実習Ⅱ(産業)	1	
公衆衛生看護管理実習	1	

(ハ)助産師専門科目

授 業 科 目	単位数	備 考
創造助産学概論	2	
生涯女性健康科学特講	2	
生涯女性健康科学演習	2	
高度実践助産技術学特講	2	
高度実践助産技術学演習	2	
高度周産期技術学特講	2	
高度周産期技術学演習	2	
ハイリスク母性ケア論特講	2	
地域母子保健特講Ⅰ	1	
地域母子保健特講Ⅱ	1	
助産管理学特講	2	
助産学実習Ⅰ	9	
助産学実習Ⅱ	2	
助産学実習Ⅲ	2	
助産学実習Ⅳ	2	

(ニ)デジタル医工創成学専門科目(医学研究科開講科目)

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別	備 考
医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	
医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1		
医療機器ビジネス学特論	1		
医療機器コンセプト創造演習	1		
医用材料工学	1	選択	
医用有機化学	1		
医用センシング	1		
AI・深層学習	1		

医療機器・システム設計概論	1	
医療機器・システム英語特別講義	1	
医療機器・システム設計演習	1	
データサイエンス演習	1	

(ホ)ウェルビーイング教育プログラム専門科目(人間発達環境学研究科開講科目)

授 業 科 目	単位数	備 考
健康行動加齢特論 I-1	1	
健康行動加齢特論 I-2	1	
エイジング特論 I-1	1	
エイジング特論 I-2	1	
ライフスタイル特論 I-A	1	
ライフスタイル特論 I-B	1	
行動適応特論 I-1	1	
行動適応特論 I-2	1	
社会関係適応特論 I-1	1	
社会関係適応特論 I-2	1	

別表第3 後期課程の授業科目及び単位数(第16条, 第20条, 第21条の4, 第21条の6 関係)

区 分	授 業 科 目	単 位 数	備 考
共 通 科 目	医療保健統計学・疫学特講Ⅱ	2	
	保健学研究共通特講Ⅴ	2	
	保健学研究共通特講Ⅵ	2	
	保健学研究共通特講Ⅶ	2	
	保健学研究共通特講Ⅷ	2	
	国際実践特講Ⅱ	2	ICHS 共通科目
	国際実践フィールドワークⅡ	2	
	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅱ	2	
	メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	2	
看護学領域専門科目	療養支援看護学特講Ⅱ	2	ICHS 専門科目 がんプロフェッショナル専門科目
	療養支援看護学演習Ⅱ	2	ICHS 専門科目
	実践看護学特講Ⅱ	2	
	実践看護学演習Ⅱ	2	
	老年看護学特講Ⅱ	2	
	老年看護学演習Ⅱ	2	
	精神看護学特講Ⅱ	2	
	精神看護学演習Ⅱ	2	
	家族看護学特講Ⅱ	2	
	家族看護学演習Ⅱ	2	
	母性看護学特講Ⅱ	2	
	母性看護学演習Ⅱ	2	
	看護学特別研究Ⅱ	4	ICHS 専門科目
	がん看護学特講Ⅱ	2	がんプロフェッショナル専門科目
	がん看護学演習Ⅱ	2	
	腫瘍学Ⅲ	2	
	腫瘍学Ⅳ	2	

病態解析学領域専門 科目	分析医科学特講Ⅱ	2	
	分析医科学演習Ⅱ	2	
	細胞機能構造科学特講Ⅱ	2	
	細胞機能構造科学演習Ⅱ	2	
	病態代謝学特講Ⅱ	2	
	病態代謝学演習Ⅱ	2	
	臨床免疫学特講Ⅱ	2	
	臨床免疫学演習Ⅱ	2	
	病態解析学特別研究Ⅱ	4	ICHS 専門科目
	Advanced lectures in lifestyle related diseases Ⅱ	2	
	Advanced practice in lifestyle related diseases Ⅱ	2	
リハビリテーション科 学領域専門科目	生体構造・機能解析学特講Ⅱ	2	
	生体構造・機能解析学演習Ⅱ	2	
	運動機能障害リハビリテーション学特講Ⅱ	2	
	運動機能障害リハビリテーション学演習Ⅱ	2	
	脳機能障害リハビリテーション学特講Ⅱ	2	
	脳機能障害リハビリテーション学演習Ⅱ	2	
	精神障害リハビリテーション学特講Ⅱ	2	
	精神障害リハビリテーション学演習Ⅱ	2	
	生命情報融合論Ⅱ	2	
	医用画像情報科学特論Ⅱ	2	
	人間情報科学特論Ⅱ	2	
	リハビリテーション科学研究法特講Ⅱ	2	ICHS 専門科目
	リハビリテーション科学研究法演習Ⅱ	2	
	リハビリテーション科学特別研究Ⅱ	4	
パブリックヘルス領域 専門科目	ヘルスプロモーション学特講Ⅱ	2	
	生活習慣病・予防治療学特講Ⅱ	2	がんプロフェッショナル専門科目
	地域保健実践学特講Ⅱ	2	
	地域実践活動特別演習Ⅱ	2	
	地域保健・健康科学特別研究Ⅱ	4	ICHS 専門科目
	感染症学特講Ⅱ	2	
	細菌学演習Ⅱ	2	
	寄生虫学演習Ⅱ	2	
	ウイルス学演習Ⅱ	2	
	国際保健支援論特講Ⅱ	2	
	国際保健支援論演習Ⅱ	2	ICHS 共通科目
	災害マネジメント論特講Ⅱ	2	
	災害マネジメント論演習Ⅱ	2	ICHS 専門科目
	公衆衛生学特講Ⅱ	2	
	公衆衛生学演習Ⅱ	2	
	疫学特講Ⅱ	2	
	環境保健学特講Ⅱ	2	
	医療人類学特講Ⅱ	2	
	保健医療論演習Ⅱ	2	
	人口学特講Ⅱ	2	
	国際保健研究方法論演習Ⅱ	2	
	国際保健フィールドワーク特別研究Ⅱ	2	
	フィールドワーク演習Ⅱ	2	
	国際保健学特別研究Ⅱ	4	

	健康疫学特講Ⅱ	2	
	運動栄養学特論Ⅱ	2	
	予防医療学特別研究Ⅱ	10	
	ジョブ型研究インターンシップ	2	
その他必要と認める 科目			

2 教育課程・修了要件等の概要

1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施します。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行います。

2 授業について

(1) 学期（授業期間）

本学では、年度を前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の2期に区分する2学期制をとっており、各授業科目の授業は、原則として15週間にわたる期間を単位として行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習、実習又は実験により行います。

(3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履修が可能となるように単位制がとられており、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実習及び実験については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本研究科における講義及び演習による授業科目については15時間の授業をもって1単位、実験及び演習による授業科目については30時間の授業をもって1単位としています。

(4) 授業時間

授業は、社会人学生が在学していることにも配慮して、月曜日から金曜日までは6時限まで、土曜日は5時限まで実施しています。

なお、月曜日から金曜日までの各時限ごとの授業開始・終了時刻及び土曜日の各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりです。

【月曜日から土曜日】

時限	授業開始・終了時刻
1	9:00～10:30
2	10:40～12:10
3	13:10～14:40
4	14:50～16:20
5	16:30～18:00
6	18:30～20:00

3 単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

(2) 成績評価

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末に行う試験の結果、授業中の試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお、評語及び基準は次のとおりです。

評語	評 語 基 準
秀	90点 ～ 100点
優	80点 ～ 89点
良	70点 ～ 79点
可	60点 ～ 69点
不可	60点未満 (不合格として単位を与えない。)

4 授業科目及び履修要件について

(1) 授業科目

- ① 本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講曜日等は毎学期ごとに作成する授業時間割表に掲載します。
- ② 授業科目には、総合的・学際的に展開することなどから、複数の教員（オムニバス形式）で開講するものが多くあります。これら各教員の開講日程の詳細等については、必要に応じて掲示等によって通知します。

(2) 前期課程履修要件

修了に必要な修得単位数の合計は 30 単位以上で、共通科目から 4 単位以上及び指導教員の指定する専門科目 14 単位以上（特講又は CNS 専門科目から 2 単位以上、演習 2 単位以上、特別研究 10 単位）を含めて修得することとしています。

なお、指導教員の指導を受けて、本学他の研究科において修得した授業科目の単位については、教授会の議に基づき、上記の科目別の履修要件以外の単位として、6 単位を限度として修了に必要な単位として認めます。

(3) 後期課程履修要件

修了に必要な修得単位数の合計は 12 単位以上で、共通科目から 2 単位以上及び指導教員の指定する専門科目 8 単位以上（特講 2 単位以上、演習 2 単位以上、特別研究 4 単位）を含めて修得することとしています。

なお、指導教員の指導を受けて、本学他の研究科において修得した授業科目の単位についても、教授会の議に基づき、修了に必要な単位として認めます。

5 研究指導について

大学院の教育方法に関して、大学院設置基準第 11 条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであるが、「研究指導は単位制度によらないもので、単位制度によらず多様な形態で行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものである。」とされています。

本研究科前期課程の修了要件についても、研究科規則第 30 条第 1 項において、当該課程に 2 年以上在学し、第 19 条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

また、後期課程の修了要件についても、研究科規則第 31 条において、当該後期課程に 3 年以上在学し、第 20 条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されています。

なお、前期課程及び後期課程とも中間発表を行い、研究指導の成果、研究の進捗状況を的確に把握し、その後の研究指導をより効果的に行うこととしています。

本研究科における研究指導は、入学した学生ごとに、指導教員と学生との間で研究指導題目を定め、指導教員と副指導教員及び関連分野の教員により、幅広く効果的に指導を行うほか、総合研究プロジェクトに参加させる等、研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

6 履修手続について

授業科目の履修に当たっては、指導教員の指導を受けて、前期課程においては研究科規則第 16 条別表 2、後期課程においては第 16 条別表 3 に掲載している「授業科目及び単位数」及び毎学期に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学期間にわたる履修授業科目を綿密に検討したうえ、履修してください。

履修登録は、学期の初めに教務情報システム（うりぼーネット）にログインのうえ登録を行ってください。また、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、他研究科学生の履修を制限している科目や、登録期間前に事前登録を行う場合があるので、各自で当該研究科に確認してください。

〔注意事項〕

登録方法・登録期間等

入学時に配付する手引きを熟読の上、Web 画面で登録を行ってください。登録期間等については、掲示・ホームページ等でお知らせします。未確認から生じる不利益は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

7 学期末試験等について

学期末試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、学期末試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって学期末試験の代わりとする場合もあります。いずれにしても、出席が 3 分の 2 以上あることが合格判定の要件となります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験は履修登録を行った授業科目のみ受験することができます。学期末試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

3 神戸大学大学院保健学研究科成績評価基準等に関する内規

(平成 26 年 1 月 15 日制定)

最近改正 令和 3 年 11 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院保健学研究科規則第 22 条の 2 に定める成績評価基準等について定める。

(成績評価)

第 2 条 保健学研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、又は不可とし、可以上をもって合格とする。

2 各授業科目を担当する教員が、前項の成績評価を行うにあたっては、以下の基準に拠るものとする。

秀：学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(100 点満点に換算して 90 点以上とする)

優：学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(100 点満点に換算して 80 点以上 90 点未満とする)

良：学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(100 点満点に換算して 70 点以上～80 点未満とする)

可：学修の目標を達成している。

(100 点満点に換算して 60 点以上～70 点未満とする)

不可：学修の目標を達成していない。

(100 点満点に換算して 60 点未満とする)

(成績評価の方法)

第 3 条 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が、これをシラバスにおいて明示するものとする。

(成績評価に対する申し立て)

第 4 条 学生は、本研究科の授業科目について受けた成績評価につき成績評価基準等に照らして疑義がある場合には、担当教員に申し立てすることができる。

2 学生は、前項の申し立てを行う場合には、申し立てする授業科目名等を記載した成績評価に関する申立書（別記様式第 1 号）を教務学生係に提出しなければならない。

3 前項の成績評価に関する申立書は、当該成績が発表された日から原則として 1 週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかったことについて正当な理由がある場合はこの限りでない。

(申し立てに対する回答)

第 5 条 前条第 2 項に定める申立書が提出された場合、当該成績評価を行った教員は速やかに申し立てのあった学生の成績評価の確認を行い、申し立てが提出された日から原則として 10 日以内に、回答を教務学生係を経て当該学生に通知するものとする。

(報告)

第 6 条 申し立て内容及び結果について、担当教員等は書面により保健学研究科長に報告することとする。

(雑則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、成績評価に関し必要な事項は、研究科教務委員会が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年11月17日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

神戸大学大学院保健学研究科長 殿

申請者

領 域

学籍番号

氏 名

成績評価に関する申立書

私が履修した授業科目の成績評価について疑義がありますので、下記のとおり申し立てを行います。

履修年度・学期	
授 業 科 目 名	
科 目 責 任 者	
現 在 の 成 績	
申し立ての内容及びその理由	

事務記入欄（申請者は記入しないでください）

受理日	教員への連絡	教員からの回答	申請者への連絡	報告
／	／	／	／	／

4 神戸大学大学院保健学研究科長期履修規程

(平成20年3月31日制定)

最近改正 令和3年11月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院保健学研究科規則(平成20年3月18日制定)第33条の規定に基づき、保健学研究科における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し就業している者(自営業及び臨時雇用を含む。)
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他保健学研究科長(以下「研究科長」という。)が相当と認めた者

(履修期間等)

第3条 長期履修の期間は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第63条第4項に定める標準修業年限に、博士課程前期課程の場合にあつては2年を、後期課程の場合にあつては3年を超えない範囲内で研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修をする学生の在学年限(長期履修をする期間以外の期間を含む。)は、標準修業年限の2倍の年数に、前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、入学時に長期履修申請書(別記様式1)を、指導予定教員を経て研究科長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、入学後の提出を認めることがある。

(履修期間の変更)

第5条 履修期間の変更を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間変更申請書(別記様式2)を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 長期履修(履修期間の変更を含む。)の許可は、保健学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て研究科長が行う。

(授業料)

第7条 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

別記様式 1

年 月 日

神戸大学大学院保健学研究科長 殿

申請者
領域・分野
学籍番号
氏 名

長 期 履 修 申 請 書

下記のとおり，長期履修を希望したいので申請します。

記

- 1 入学(進学)年月 年 月
- 2 長期履修を希望する理由
- 3 履修計画及び研究計画
- 4 長期履修計画の期間(標準修業年限は除く。) 年 月 日～ 年 月 日

指導予定教員の所見欄(申請者は記載しないこと)

氏 名

- (備考)
- 1 規程第 2 条各号のいずれかに該当することを証明できる書面を添付すること。
なお，証明する書面が添付できないときは，その理由を付した書面を添付すること。
 - 2 入学後において長期履修を希望する場合は，「3 履修計画及び研究計画」に標準修業年限による計画と長期履修計画期間における計画の双方を記載すること。
 - 3 「4 長期履修計画の期間」には，在学生については入学後の期間も併せて記載すること。

A4(297mm×210mm)

年 月 日

神戸大学大学院保健学研究科長 殿

申請者
領域・分野
学籍番号
氏 名

長 期 履 修 期 間 変 更 申 請 書

下記のとおり，長期履修期間を変更したいので申請します。

記

- 1 入学（進学）年月 年 月
- 2 履修期間の変更を希望する理由
- 3 既に許可されている長期履修期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 変更を希望する長期履修期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 変更後の通算在学期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 変更後の履修計画及び研究計画

指導教員の所見欄(申請者は記載しないこと)

氏 名

（備考）履修期間の変更を希望する理由を証明できる書面がある場合は，添付すること。

A4(297mm×210mm)

5 保健学研究科博士課程前期課程保健学専攻CNSコース実施要領

平成21年4月1日制定
最近改正 令和3年11月17日

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学保健学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第5条に規定するCNSコースの実施に関し必要な事項について定める。

(履修要件等)

第2条 CNSコースに開設する授業科目等及び履修要件は次のとおりとする。

(1) 開設授業科目等

区 分	授 業 科 目	単 位	必修選 択の別	備 考
看護学領域専門科目	看護教育特講Ⅰ	2	△	CNS 共通科目A
	看護研究特講Ⅰ	2	△	
	看護倫理特講Ⅰ	2	△	
	看護管理特講Ⅰ	2	△	
	看護コンサルテーション特講Ⅰ	2	△	
	上級病態生理学	2	○	CNS 共通科目B
	上級臨床薬理学	2	○	
	上級フィジカルアセスメント学	2	○	
	家族環境学	2	○	CNS 専門科目
	理論家族看護学	2	○	
	家族看護学特講Ⅰ	2	△	
	家族看護学演習Ⅰ	2	△	
	家族症候学	2	○	
	実践家族看護学	2	○	
	家族インターベンション学	2	○	
	実践家族看護学演習	2	○	
	トランス文化家族看護学	2	△	
	こども保育期・教育期家族看護学	2	△	
	家族看護学基盤実習	2	○	
	家族看護学展開実習	4	○	
	家族看護学統合実習	4	○	
	実践家族看護学研究	10	○	CNS その他科目

(注) ○印は必修科目、△印は選択必修科目

(2) 履修要件

CNS 共通科目A8単位、CNS 共通科目B6単位、CNS 専門科目26単位及びCNS その他科目10単位を修得しなければならない。ただし、CNS その他科目実践家族看護学研究については、研究科規則別表第2の看護学領域専門科目として開講する特別研究Ⅰ(10単位)を修得することによってこれに替えることができる。

(履修申請等)

第3条 CNSコースを履修しようとする者は、CNSコース履修申請書（別紙様式1）を提出するものとする。また、CNSコースの履修を辞退する場合は、CNSコース履修辞退届（別紙様式2）を提出するものとする。

2 履修申請の時期は年度の初めから前期の履修登録期限の日までとする。

(修了証の授与)

第4条 CNSコース修了の判定は研究科教授会が行い、修了者には、修了証（別紙様式3）を授与する。

2 修了証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、CNSコースの実施に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この要領は、令和3年11月17日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課程等：博士課程前期課程
保健学専攻看護学領域

学籍番号：

氏 名：

C N S コース履修申請書

私は、家族支援CNSコースの履修を申請します。

A4(297mm×210mm)

(別紙様式2)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課程等：博士課程前期課程
保健学専攻看護学領域

学籍番号：

氏 名：

CNSコース履修辞退届

私は、家族支援CNSコースの履修申請をしましたが、都合により履修を辞退します
ますので、お届けします。

A4(297mm×210mm)

第 号

CNS コース修了証

博士課程前期課程保健学専攻看護学領域

(氏 名)

(生 年 月 日)

上記の者は、家族支援専門看護師として高度専門職に必要な総合的知識の養成に対応したCNSコースの科目を修得したので、同コースの修了者とする。

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸大学大学院保健学研究科長

○ ○ ○ ○

6 保健学研究科保健学専攻 ICHS 実施要領

平成 24 年 3 月 19 日制定
最近改正 令和 6 年 1 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神戸大学保健学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第 5 条の 2 に規定する ICHS の実施に関し必要な事項について定める。

(履修要件等)

第 2 条 ICHS に開設する授業科目等及び履修要件は次のとおりとする。

(1) 開設授業科目等

博士課程前期課程

区 分	授 業 科 目	単 位	備 考
共通科目	IPW 特講 I	2	ICHS 共通科目
	国際実践特講 I	2	
	国際実践フィールドワーク I	2	
パブリックヘルス領域専門科目	国際保健・災害医療学特講 I	2	
	災害マネジメント論特講 I	2	
	災害マネジメント論演習 I	2	
	保健医療論特講 I	2	
看護学領域専門科目	実践看護学特講 I	2	ICHS 専門科目
	実践看護学演習 I	2	
	実践看護学特別研究 I	2	
	療養支援看護学特講 I	2	
	療養支援看護学演習 I	2	
	療養支援看護学特別研究 I	10	
	老年看護学特講 I	2	
	老年看護学演習 I	2	
	老年看護学特別研究 I	10	
	精神看護学特講 I	2	
	精神看護学演習 I	2	
	精神看護学特別研究 I	10	
	家族看護学特講 I	2	
	家族看護学演習 I	2	
	トランス文化家族看護学	2	
	家族看護学特別研究 I	10	
	母性看護学特別研究 I	10	
病態解析学領域専門科目	Advanced lectures in lifestyle related diseases I	2	
	Advanced practice in lifestyle related diseases I	2	
	病態解析学特別研究 I	10	
リハビリテーション科学領域専門科目	リハビリテーション科学研究法特講 I	2	
	リハビリテーション科学研究法演習 I	2	

パブリックヘルス領域専門科目	生体構造・機能解析学特別研究Ⅰ	10	
	運動機能障害リハビリテーション学特別研究Ⅰ	10	
	作業障害解析・補完学特別研究Ⅰ	10	
	脳機能障害リハビリテーション学特別研究Ⅰ	10	
	精神障害リハビリテーション学特別研究Ⅰ	10	
	地域保健・健康科学特別研究Ⅰ	10	
	国際保健研究方法論特講Ⅰ	2	
	国際保健フィールドワークⅠ	2	
	感染症学特講Ⅰ	2	
	細菌学演習Ⅰ	2	
	寄生虫学演習Ⅰ	2	
	ウイルス学演習Ⅰ	2	
	国際感染症対策特別研究Ⅰ	10	
	国際保健支援論特講Ⅰ	2	
	国際保健支援論演習Ⅰ	2	
	病理病態学特講Ⅰ	2	
	病理病態学演習Ⅰ	2	
	公衆衛生学特講Ⅰ	2	
	公衆衛生学演習Ⅰ	2	
	疫学特講Ⅰ	2	
	環境保健学特講Ⅰ	2	
	医療人類学特講Ⅰ	2	
	人口学特講Ⅰ	2	
	国際保健学特別研究Ⅰ	10	

博士課程後期課程

区 分	授 業 科 目	単 位	備 考
共通科目	国際実践特講Ⅱ	2	ICHS 共通科目
	国際実践フィールドワークⅡ	2	
パブリックヘルス領域専門科目	災害マネジメント論特講Ⅱ	2	
	災害マネジメント論演習Ⅱ	2	
看護学領域専門科目	療養支援看護学特講Ⅱ	2	ICHS 専門科目
	療養支援看護学演習Ⅱ	2	
	実践看護学特講Ⅱ	2	
	実践看護学演習Ⅱ	2	
	療養支援看護学特講Ⅱ	2	
	療養支援看護学演習Ⅱ	2	
	老年看護学特講Ⅱ	2	
	老年看護学演習Ⅱ	2	
	精神看護学特講Ⅱ	2	
	精神看護学演習Ⅱ	2	
	精神看護学演習Ⅱ	2	

	家族看護学特講Ⅱ	2
	家族看護学演習Ⅱ	2
	看護学特別研究Ⅱ	4
病態解析学領域専門科目	Advanced lectures in lifestyle related diseases Ⅱ	2
	Advanced practice in lifestyle related diseases Ⅱ	2
	病態解析学特別研究Ⅱ	4
リハビリテーション科学領域専門科目	リハビリテーション科学研究法特講Ⅱ	2
	リハビリテーション科学研究法演習Ⅱ	2
	リハビリテーション科学特別研究Ⅱ	4
パブリックヘルス領域専門科目	地域保健・健康科学特別研究Ⅱ	4
	感染症学特講Ⅱ	2
	細菌学演習Ⅱ	2
	寄生虫学演習Ⅱ	2
	ウイルス学演習Ⅱ	2
	国際保健支援論特講Ⅱ	2
	国際保健支援論演習Ⅱ	2
	公衆衛生学特講Ⅱ	2
	公衆衛生学演習Ⅱ	2
	疫学特講Ⅱ	2
	環境保健学特講Ⅱ	2
	医療人類学特講Ⅱ	2
	保健医療論演習Ⅱ	2
	人口学特講Ⅱ	2
	国際保健研究方法論演習Ⅱ	2
	国際保健フィールドワーク特別研究Ⅱ	2
	フィールドワーク演習Ⅱ	2
	国際保健学特別研究Ⅱ	4

(2) 履修要件

ICHS を履修する博士課程前期課程の学生は、ICHS 共通科目 4 単位以上、ICHS 専門科目 14 単位以上（特講 2 単位以上、演習 2 単位以上及び特別研究 10 単位）を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。また、ICHS を履修する博士課程後期課程の学生は、ICHS 共通科目 2 単位以上、ICHS 専門科目 8 単位以上（特講 2 単位、演習 2 単位及び特別研究 4 単位）を含めて 12 単位以上を修得しなければならない。

(履修申請等)

第3条 ICHS を履修しようとする者は、ICHS 履修申請書（別紙様式1）を提出するものとする。また、ICHS の履修を辞退する場合は、ICHS 履修辞退届（別紙様式2）を提出するものとする。

2 履修申請の時期は、年度の初めから前期の履修登録期限の日までとする。

(修了証の授与)

第4条 ICHS 修了の判定は研究科教授会が行い、修了者には、修了証を授与する。

2 修了証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、ICHS の実施に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日	
保健学研究科長 殿	
課 程 等 : 博士課程	課程 保健学専攻
領 域 :	領域
学籍番号 :	
氏 名 :	
International Course for Health Sciences (ICHS) 履修申請書	
私はICHSの履修を申請します。	

(別紙様式2)

年 月 日	
保健学研究科長 殿	
課 程 等 : 博士課程	課程 保健学専攻
	領域
学籍番号 :	
氏 名 :	
ICHS 履修辞退届	
私は、ICHSの履修申請をしましたが、都合により履修を辞退しますので、 お届けします。	

7 保健学研究科博士課程前期課程保健学専攻デジタル医工創成学コース実施要領

令和3年3月6日制定
最近改正 令和7年3月6日

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学保健学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第5条の5に規定するデジタル医工創成学コースの実施に関し必要な事項について定める。

(履修要件等)

第2条 デジタル医工創成学コースに開設する授業科目等及び履修要件は次のとおりとする。

(1) 開設授業科目等

区 分	授 業 科 目	単 位	必修 選択 の別	備 考
看護学領域専門科目	実践看護学特講Ⅰ	2	△	
	母性看護学特講Ⅰ	2	△	
病態解析学領域専門 科目	病態代謝学特講Ⅰ	2	△	
	病態代謝学演習Ⅰ	2	△	
リハビリテーション 科学領域専門科目	生体構造・機能解析学特講Ⅰ	2	△	
	運動機能障害リハビリテーション学特講Ⅰ	2	△	
	作業障害解析・補完学特講Ⅰ	2	△	
	脳機能障害リハビリテーション学特講Ⅰ	2	△	
	精神障害リハビリテーション学特講Ⅰ	2	△	
	生命情報融合論Ⅰ	2	△	
	医用画像情報科学特論Ⅰ	2	△	
	人間情報科学特論Ⅰ	2	△	
	リハビリテーション科学専門領域実習Ⅰ	2	△	
	リハビリテーション管理学特講Ⅰ	2	△	
医学研究科開講科目	医療機器コンセプト創造学特論	1	○	
	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	○	
	医療機器ビジネス学特論	1	○	
	医療機器コンセプト創造演習	1	○	
	医用材料工学	1	△	
	医用有機化学	1	△	
	医用センシング	1	△	
	AI・深層学習	1	△	
	医療機器・システム設計概論	1	△	
	医療機器・システム英語特別講義	1	△	
	医療機器・システム設計演習	1	△	
	データサイエンス演習	1	△	

(注) ○印は必修科目，△印は選択必修科目

(2) 履修要件

デジタル医工創成学コースを履修する学生は、研究科規則別表第2（イ）及び（ニ）により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (1) 研究科規則別表第2（イ）に定める共通科目から4単位以上
- (2) 研究科規則別表第2（イ）に定める指導教員の指定する専門科目14単位以上（特講又はCNS専門科目から2単位以上、演習2単位以上、特別研究10単位。ただし、デジタル医工創成学専門科目については、2単位を超える単位数のみ算入するものとする。）
- (3) 研究科規則別表第2（イ）に定めるデジタル医工創成学専門科目から2単位以上
- (4) 研究科規則別表第2（ニ）に定めるデジタル医工創成学専門科目から4単位以上

（履修申請等）

第3条 デジタル医工創成学コースを履修しようとする者は、デジタル医工創成学コース履修申請書（別紙様式1）を提出するものとする。また、デジタル医工創成学コースの履修を辞退する場合は、デジタル医工創成学コース履修辞退届（別紙様式2）を提出するものとする。

2 履修申請の時期は、年度の初めから前期の別に定める日までとする。

（修了証の授与）

第4条 デジタル医工創成学コース修了の判定は研究科教授会が行い、修了者には、修了証（別記様式3）を授与する。

2 修了証は、学位記授与式の日に交付する。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、デジタル医工創成学コースの実施に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

（この間の附則は省略）

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

(別紙様式1)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課 程 等：博士課程前期課程保健学専攻

領 域：領域

学籍番号：

氏 名：

デジタル医工創成学コース履修申請書

私は、デジタル医工創成学コースの履修を申請します。

A4(297mm×210mm)

(別紙様式2)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課 程 等：博士課程前期課程保健学専攻

領 域： 領域

学籍番号：

氏 名：

デジタル医工創成学コース履修辞退届

私は、デジタル医工創成学コースの履修申請をしましたが、都合により履修を辞退
しますので、お届けします。

A4(297mm×210mm)

第 号

デジタル医工創成学コース修了証

博士課程前期課程保健学専攻

(氏 名)

(生 年 月 日)

上記の者は、デジタル医工創成学コースの科目を修得したので、同コースの修了者とする。

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸大学大学院保健学研究科長

○ ○ ○ ○

8 保健学研究科保健学専攻がんプロフェッショナル（がん看護）養成コース実施要領

令和6年1月17日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、神戸大学保健学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第5条の6に規定するがんプロフェッショナル（がん看護）養成コースの実施に関し必要な事項について定める。

（履修要件等）

第2条 がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースに開設する授業科目等及び履修要件は次のとおりとする。

（1）開設授業科目等

博士課程前期課程

区 分	授 業 科 目	単 位	必修選 択の別	備 考
看護学領域専門科目	看護教育特講Ⅰ	2	△	
	看護研究特講Ⅰ	2	△	
	療養支援看護学特講Ⅰ	2	△	
	がん看護学特講Ⅰ	2	○	
	がん看護学演習Ⅰ	2	△	
	腫瘍学Ⅰ	2	○	
	腫瘍学Ⅱ	2	○	
パブリックヘルス領域専門 科目	生活習慣病・予防治療学特講Ⅰ	2	△	
	地域保健実践学特講Ⅰ	2	△	
	地域実践活動特別演習Ⅰ	2	△	

（注）○印は必修科目、△印は選択必修科目

博士課程後期課程

区 分	授 業 科 目	単 位	必修選 択の別	備 考
看護学領域専門科目	療養支援看護学特講Ⅱ	2	△	
	がん看護学特講Ⅱ	2	△	
	がん看護学演習Ⅱ	2	△	
	腫瘍学Ⅲ	2	○	
	腫瘍学Ⅳ	2	○	
パブリックヘルス領域専門 科目	生活習慣病・予防治療学特講Ⅱ	2	△	
	地域保健実践学特講Ⅱ	2	△	
	地域実践活動特別演習Ⅱ	2	△	

（注）○印は必修科目、△印は選択必修科目

(2) 履修要件

がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースを履修する前期課程の学生は、研究科規則別表第2(イ)により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (1) 研究科規則別表第2(イ)に定める共通科目から4単位以上
- (2) 研究科規則別表第2(イ)に定める指導教員の指定する専門科目14単位以上（特講又はCNS専門科目から2単位以上、演習2単位以上及び特別研究10単位。ただし、がんプロフェッショナル専門科目については、8単位を超える単位数のみ算入するものとする。）
- (3) 研究科規則別表第2(イ)に定めるがんプロフェッショナル専門科目から8単位以上（腫瘍学Ⅰ、腫瘍学Ⅱ及びがん看護学特講Ⅰを含む）

また、がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースを履修する後期課程の学生は、研究科規則別表第3に定めるところにより、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて16単位以上を修得しなければならない。

- (1) 研究科規則別表第3に定める共通科目から2単位以上
- (2) 研究科規則別表第3に定める指導教員の指定する専門科目8単位以上（特講2単位以上、演習2単位以上及び特別研究4単位。ただし、がんプロフェッショナル専門科目については、6単位を超える単位数のみ算入するものとする。）
- (3) 研究科規則別表第3に定めるがんプロフェッショナル専門科目から6単位以上（腫瘍学Ⅲ及び腫瘍学Ⅳを含む）

(履修申請等)

第3条 がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースを履修しようとする者は、がんプロフェッショナル（がん看護）養成コース履修申請書（別紙様式1）を提出するものとする。また、がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースの履修を辞退する場合は、がんプロフェッショナル（がん看護）養成コース履修辞退届（別紙様式2）を提出するものとする。

2 履修申請の時期は、年度の初めから前期の別に定める日までとする。

(修了証の授与)

第4条 がんプロフェッショナル（がん看護）養成コース修了の判定は研究科教授会が行い、修了者には、修了証（別紙様式3）を授与する。

2 修了証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースの実施に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

(別紙様式1)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課 程 等 : 専攻

領 域 : 領域

学籍番号 :

氏 名 :

がんプロフェッショナル（がん看護）養成コース履修申請書

私は、がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースの履修を申請します。

(別紙様式2)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課 程 等： 専攻

領 域： 領域

学籍番号：

氏 名：

がんプロフェッショナル（がん看護）養成コース履修辞退届

私は、がんプロフェッショナル（がん看護）養成コースの履修申請をしましたが、都合により履修を辞退しますので、お届けします。

第 号

がんプロフェッショナル
(がん看護) 養成コース修了証

専攻
(氏 名)
(生 年 月 日)

上記の者は、がんプロフェッショナル (がん看護) 養成コースの科目を修得したので、同コースの修了者とする。

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸大学大学院保健学研究科長

〇 〇 〇 〇

9 保健学研究科博士課程前期課程保健学専攻ウェルビーイング教育

プログラム(発達・保健)コース実施要領

令和6年3月5日制定

(趣旨)

第1 この要領は、神戸大学大学院保健学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第5条の7に規定するウェルビーイング教育プログラム（発達・保健）コース（以下「プログラムコース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

このプログラムコースは、健康・発達・環境の領域から生涯にわたるWell-beingを掲げ、少子高齢化社会での深刻な課題解決に資する専門的能力を習得するものである。

(プログラムコースの開設)

第2 プログラムコースは、人間発達環境学研究科及び保健学研究科の協議によって精選した魅力的な授業科目を選定し、これをプログラム化するものとする。

(履修要件等)

第3 プログラムコースに開設する授業科目等及び履修要件は次のとおりとする。

(1) 開設授業科目等

開講研究科	授業科目	単位数	備考
人間発達環境学研究科	健康行動加齢特論 I-1	1	保健学研究科の学生は人間発達環境学研究科の開講科目から履修すること。
	健康行動加齢特論 I-2	1	
	エイジング特論 I-1	1	
	エイジング特論 I-2	1	
	ライフスタイル特論 I-A	1	
	ライフスタイル特論 I-B	1	
	行動適応特論 I-1	1	
	行動適応特論 I-2	1	
	社会関係適応特論 I-1	1	
	社会関係適応特論 I-2	1	
保健学研究科	国際実践特講 I	2	
	実践看護学特講 I	2	
	作業障害解析・補完学特講 I	2	
	生命情報融合論 I	2	
	医用画像情報科学特論 I	2	

(2) 履修要件

プログラムコースを履修する学生は、研究科規則別表第2(イ)及び(ホ)により、指導教員の指導を受けて、次の各号に定める授業科目の単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

(1) 研究科規則別表第2(イ)に定める共通科目から4単位以上

(2) 研究科規則別表第2(イ)に定める指導教員の指定する専門科目14単位以上（特講又はCNS専門科目から2単位以上、演習2単位以上及び特別研究10単位。ただし、ウェルビーイング教育プログラム専門科目については、2単位を超える単位数のみ算入するものとする。）

(3) 研究科規則別表第2 (ホ) に定めるウェルビーイング教育プログラム専門科目から2単位以上
(履修申請等)

第4 履修申請等は、次のとおりとする。

(1) 履修定員

履修者の定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整することがある。

(2) 履修申請方法

プログラムコースを履修しようとする者は、「ウェルビーイング教育プログラム（発達・保健）
コース履修申請書」（別紙様式1）を所定の期間までに提出するものとする。また、プログラムコ
ースの履修を辞退する場合は、「ウェルビーイング教育プログラム（発達・保健）コース履修辞退
届」（別紙様式2）を提出するものとする。

(修了認定証の授与)

第5 プログラムコース修了の判定は、保健学研究科教授会が行い、修了者には、修了認定証（別紙様
式3）を授与する。

2 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、プログラムコースの実施に関し必要な事項は、保健学研究科教授
会が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

(別紙様式1)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課 程 等：博士課程前期課程保健学専攻

領 域： 領域

学籍番号：

氏 名：

ウェルビーイング教育プログラム（発達・保健）コース履修申請書

私は、ウェルビーイング教育プログラム（発達・保健）コースの履修を申請します。

(別紙様式2)

年 月 日

保健学研究科長 殿

課 程 等：博士課程前期課程保健学専攻

領 域： 領域

学籍番号：

氏 名：

ウェルビーイング教育プログラム（発達・保健）コース履修辞退届

私は、ウェルビーイング教育プログラム（発達・保健）コースの履修申請をしましたが、都合により履修を辞退しますので、お届けします。

第 号

ウェルビーイング教育
プログラム（発達・保健）コース
修了認定証

博士課程前期課程保健学専攻

(氏 名)

(生 年 月 日)

上記の者は、ウェルビーイング教育プログラム
(発達・保健) コースの科目を修得したので、
同コースの修了者とする。

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸大学大学院保健学研究科長

○ ○ ○ ○

10 保健学専攻（博士課程前期課程）における修業年限の特例に関する申合せ

(平成20年4月1日 制定)
最近改正 令和4年1月19日

神戸大学大学院保健学研究科規則第30条ただし書「在学期間に関しては、教授会において、優れた業績を上げた者と認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。」（以下「修業年限の特例」という。）に関する取扱いを、次のとおり定める。

- 1 修業年限の特例の適用を受けて課程を修了することができる者は、次のすべてに該当する者とする。
 - (1) 保健学専攻博士課程後期課程に進学する者
 - (2) 指導教員から学業成績優秀と推薦された者
 - (3) 所定の単位を修得した者
- 2 修業年限の特例による課程修了の時期は、学年の末日とする。
- 3 修業年限の特例を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を研究科長に提出しなければならない。提出期限は、第1号の書類にあつては1年次の10月下旬の指定された期日とし、第2号から第4号にあつては、研究科教務委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。
 - (1) 修士論文題目届
 - (2) 指導教員の推薦書
 - (3) 修士論文
 - (4) 研究業績資料
- 4 申請者の資格判定は、委員会が行う。
- 5 保健学研究科教授会は、審査の結果報告を委員会から受けて、修業年限の特例の認定を行う。

附 則

（この間の附則は省略）

附 則

この申合せは、令和4年1月19日から適用する。

1 1 保健学専攻（博士課程後期課程）における修業年限の特例に関する申合せ

（平成 20 年 4 月 1 日 制定）

最近改正 令和 4 年 1 月 19 日

神戸大学大学院保健学研究科規則第 31 条ただし書「在学期間に関しては、教授会が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。」（以下「修業年限の特例」という。）に関する取扱いを、次のとおり定める。

- 1 修業年限の特例の適用を受けて課程を修了することができる者は、次のすべてに該当する者とする。
 - (1) 指導教員から推薦された者
 - (2) 所定の単位を修得した者
 - (3) 第一級の国際欧文雑誌に、筆頭著者として掲載又は掲載予定の論文を、学位論文（主論文）として有する者
- 2 修業年限の特例による課程修了の時期は、学年又は学期の末日とする。
- 3 修業年限の特例を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を研究科長に提出しなければならない。提出期限は研究科教務委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。
 - (1) 博士論文題目届
 - (2) 指導教員の推薦理由書
 - (3) 研究業績一覧
 - (4) 前記 1 の (3) に掲げる論文 5 部
- 4 申請者の資格審査は、委員会が行う。
- 5 保健学研究科教授会は、審査の結果報告を委員会から受けて、修業年限の特例の認定を行う。

附 則

（この間の附則は省略）

附 則

この申合せは、令和 4 年 1 月 19 日から適用する。

12 神戸大学ティーチング・アシスタント実施要領

平成18年 6月1日制定

平成27年12月3日改正

(目的)

第1 この要領は、神戸大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当支給により、学生への経済的支援を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 第1に定める教育補助業務を行う学生の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

(職務内容)

第3 TAの職務内容は、教員の指示・指導のもと、教育的効果を高めるために、専門的知識に基づき、講義、実験、実習、演習等の教育補助業務又は高度な学修支援業務を行うものとする。

(資格)

第4 TAとなることができる者は、大学院に在学する優秀な学生とする。

(募集及び選考)

第5 TAの募集及び選考は、部局ごとに行うものとする。

(身分)

第6 TAは、パートタイムの非常勤職員とする。

(任期)

第7 TAの任期は、当該事業年度の範囲内とし、職務内容に応じた必要な期間とする。

(労働時間)

第8 TAの労働時間は、原則として、月40時間（週10時間程度）以内とし、当該学生の授業及び研究指導等に支障が生じないよう配慮するものとする。シニア・ティーチング・アシスタント（以下「STA」という。）を兼務する者は、原則として、TA及びSTAの合計で、月40時間（週10時間程度）以内の労働時間とする。

(給与)

第9 TAに支給する給与は、時間給のみとする。

2 前項の時間給の額は、非常勤職員の給与に関する細則第2条に定める額とする。

(オリエンテーション等)

第10 TAの指導を行う教員は、TAに業務を行わせるに当たっては、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションのほか、TA従事者及び指導を受けた学生からの意見聴取の仕組みの確保、教育的効果を高めるための工夫等、目的に照らした円滑な運用がなされるよう留意するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、TAの実施に関して必要な事項は、各部局において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

1 3 神戸大学大学院保健学研究科外国人特別学生入学選考規程

(平成 20 年 3 月 31 日制定)
最近改正 令和 2 年 3 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 83 条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院保健学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

(出願手続)

第 3 条 入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 在籍又は出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書

- (4) 在籍又は出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者にあつては、住民票の写し（提出日前 30 以内に作成されたものに限る。）
又はこれに代わる書類
- (7) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、筆答試験、口頭試問及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）第 3 条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院保健学研究所教授会が定める。

附 則

（この間の附則は省略）

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

1 4 神戸大学大学院保健学研究科研究生規程

(平成 20 年 3 月 31 日制定)
最近改正 令和 2 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院保健学研究科規則(平成 20 年 3 月 18 日制定)第 38 条第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学院保健学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、月の初めとする。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、神戸大学大学院保健学研究科教授会(以下「教授会」という。)が定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院保健学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他研究科において必要と認める書類

2 官公庁、病院等に在職している者は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生として入学を志願するものである旨の確約書
- (2) 事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
- (3) 在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあっては、前2項に掲げる書類のほか、外国人登録原票記載事項証明書を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第6条 研究生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(授業科目の聴講)

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(施設等の使用)

第10条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

(就職者の手続)

第11条 研究生で研究期間中に就職した者が、引き続き研究生として研究しようとするときは、速やかに第4条第2項各号に規定する書類を研究科長に提出しなければならない。

(退学)

第12条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(国外に居住する外国人等に対する特例)

第14条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者についての入学の時期、出願手続及び選考方法は、教授会が別に定める。

(証明書の交付)

第15条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則 (令和2年12月1日)

この規程は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院保健学研究科研究生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

15 神戸大学大学院保健学研究科科目等履修生規程

(平成 20 年 3 月 31 日制定)
最近改正 令和 2 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院保健学研究科規則(平成 20 年 3 月 18 日制定)第 37 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学大学院保健学研究科(以下「研究科」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 3 条 科目等履修生として入学を志願する者は、神戸大学大学院保健学研究科教授会(以下「教授会」という。)が定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院保健学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他研究科において必要と認める書類

(選考方法)

第 4 条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第 5 条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学科を納付しなければならない。

(授業料)

第 6 条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修期間)

第7条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第8条 履修することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第9条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第10条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則 (令和2年12月1日)

この規程は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院保健学研究科科目等履修生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

VI 学位関係規則等

1 神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
最近改正 令和 7 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は 1 編、1 通を、博士の場合は 1 編、3 通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。
- 5 第 1 項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査

を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があつたときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査

及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。
 - (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
 - (2) 授与しようとする年月日
 - (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの
 - (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
 - (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
 - (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項
- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補足)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則 (令和7年3月24日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第20条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部 名 等	専 攻 分 野 の 名 称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学、保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2 (第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術、教育学又は理学	学術、教育学又は理学

法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 理学研究科 医学研究科 保健学研究科 工学研究科 システム情報学研究科	法学又は政治学 経済学 経営学又は商学 理学 バイオテクノロジー又は医工学 保健学 工学 システム情報学又は工学	法学又は政治学 経済学 経営学又は商学 理学又は学術 医学又は医工学 保健学 工学又は学術 システム情報学，工学， 学術又は計算科学
農学研究科 海事科学研究科 国際協力研究科	農学 海事科学 国際学，経済学，法学又は政治学	農学又は学術 海事科学，工学又は学術 学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研 究 科 名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別記様式第1 (第3条により学位を授与する場合)

○第		号
学位記		
氏		名
年	月	日生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業した ので学士(○○)の学位を授与する		
年	月	日
神戸大学長氏名		印

別記様式第2 (第4条第1号により学位を授与する場合)

年		月	日	授与する		修第
神		戸	大	学	学	号
氏		名	年	月	日生	記
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を		授与する		大学印		

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

年		月	日	の学位を授与する		修第
神		戸	大	学	学	号
氏		名	年	月	日生	記
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(○○)		の学位を授与する		大学印		

別記様式第4 削除

別記様式第5 (第5条第1項により学位を授与する場合)

博 い 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日生	授与する 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を	年 月 日	神 戸 大 学
------------------	-------------	----------------	------------------	--	-------------	------------------

別記様式第6 (第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの)

博 い 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日生	授与する 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を授与する この学位は ものである との博士論文共同指導による	年 月 日	神 戸 大 学
------------------	-------------	----------------	------------------	---	-------------	------------------

別記様式第7 (第5条第2項により学位を授与する場合)

博 る 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日生	授与する 本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位	年 月 日	神 戸 大 学
------------------	-------------	----------------	------------------	--	-------------	------------------

別記様式第8 (第6条第1号により学位を授与する場合)

専 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日生	授与する 本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので修士(専門職)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
-------------	-------------	----------------	------------------	--	-------------	------------------

別記様式第9 (第6条第2項により学位を授与する場合)

年 月 日	門職 の学位を授与する	神戸大学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士(専)	大学印	学 位 記	法 第 号
神 戸 大 学		年 氏 月 日生 名			

別記様式第10 (第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))

学章	
KOBE UNIVERSITY	
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF	
○○○○○○○○	of ○○○○○○○○
UPON	
○○○○	○○○○
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM	
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○	
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF	
○○○○○○○○	
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○	
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印 Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第11 削除

別記様式第12 (第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの(英文学位記))

学章	
KOBE UNIVERSITY	
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF	
○○○○○○○○	of ○○○○○○○○
UPON	
○○○○	○○○○
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM	
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○	
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF	
○○○○○○○○	
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○	
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○	
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印 Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第 13

年 月 日

〇〇研究科長 殿

学 籍 番 号
氏 名

学 位 論 文 審 査 願

神戸大学学位規程第 7 条の規定により下記の書類を提出
いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文 通
論文目録 通

別記様式第 14

年 月 日

神戸大学長 殿

氏 名

学 位 申 請 書

神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に論文
目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請い
たします。

備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には
「第 10 条」を「第 13 条」に読み替えるものとする。

別記様式第 15

年 月 日

論 文 目 録

氏 名

論 文
1 題 目
2 公表の方法及び時期
方 法
時 期
3 冊 数 冊

参考論文
1 題 目
2 冊 数 冊

別記様式第 16

博士（〇〇）
学 位 簿

契印
番号
授与年月日
氏 名
論文題目

備考 学位簿の表紙には、学位簿と表記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

2 神戸大学学位規程保健学研究科細則

(平成 20 年 4 月 1 日制定)
最近改正 令和 6 年 2 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学学位規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。）第 24 条の規定に基づき、神戸大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第 2 条 規程第 7 条第 1 項に規定する修士論文の提出期限は、1 月下旬の指定された期日までとする。ただし、指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は、次年度 7 月の指定された期日までに修士論文を提出することができる。

2 前項に規定する指定された期日については、神戸大学大学院保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

3 修士論文を提出しようとする者は、第 1 項に定める論文提出期限の 3 月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文の題目を神戸大学大学院保健学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

(在学者の博士論文の提出)

第 3 条 規程第 7 条第 1 項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書
- (7) その他標本等審査のため必要とするもの

2 前項の規定により博士論文を提出しようとする者は、後期課程に 2 年以上在学し、12 単位を修得していなければならない。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の博士論文の提出については、教授会が別に定める。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第 4 条 規程第 5 条第 2 項に規定する博士課程を経ない者の学位論文の提出は、規程第 10 条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(修士論文の審査委員)

第 5 条 規程第 8 条第 2 項に規定する修士論文の審査委員は、指導教員を含め 2 人以上とする。

(博士論文の審査委員)

第 6 条 規程第 8 条第 1 項に規定する博士論文の審査委員は、2 人以上とし、教授会において選出する。

2 教授会は、審査のため必要と認めたときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(最終試験及び試験の実施期日)

第 7 条 規程第 9 条に規定する修士の最終試験は、2 月中に行う。ただし、この細則第 2 条第 1 項ただし書の規定するところにより修士論文を提出した者については、当該論文が提出された年の 8 月中に

行う。

- 2 規程第9条に規定する博士の最終試験及び規程第11条に規定する試験は、原則として論文審査の終了後1月以内に行う。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は教授会において定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この細則は、令和6年2月9日から施行する。

3 修士論文の提出及び審査について

(平成 20 年 4 月 1 日制定)
最近改正 令和 4 年 1 月 19 日

保健学研究科保健学専攻修士論文の提出及び審査の方法は次のとおりとする。

1. 修士論文題目届

修士論文を提出しようとする者は、指導教員（主査）及び副査の承認を経て修士論文題目届（所定の様式）を 2 年次の 10 月下旬の指定された期日までに提出する。提出期間は、研究科教務委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

また、修士論文題目届の提出後に題目を変更する場合は、速やかに修士論文題目変更届を指導教員（主査）及び副査の承認を経て提出する。

2. 修士論文の提出

(1) 提出期限

修士論文は、2 年次の 1 月下旬の指定された期日までに指導教員の承認を得て、所定の様式により提出する。ただし、期限内に提出しなかった者、論文審査及び最終試験に合格しなかった者は、次年度の指定された期日までに提出することができる。提出期間等は、委員会が別に定める。

なお、提出された修士論文は返還せず、提出後の内容の加筆訂正は認めない。

(2) 論文様式

修士論文は、論文要旨とともに所定の様式で作成し、論文審査委員（主査及び副査）の数と同じ部数に更に 1 部を加えた部数を提出する。

(3) 論文審査及び最終試験

修士論文の審査は、保健学研究科教授会（以下「教授会」という）で選定された教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員により行う。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

審査委員は、修士論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

(4) 修士学位授与の決定

教授会は、審査の結果報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定する。

3. 特例修了者の修士論文の提出及び審査

本博士課程前期課程在学中に優れた業績をあげ、1 年で当課程を修了しようとする者は、指導教員の承認を得て、修士論文（修士論文要旨を含む）及び研究業績資料等を 1 年次の 1 月下旬の指定された期日までに提出する。提出資料及び提出期間は、委員会が別に定める。

4. 修士論文の公開

(1) 修士論文の発表会等を通じて研究成果を公開し、その水準の維持向上を図る。

(2) 修士の学位授与を認定された修士論文は、保健科学図書室に備えて、閲覧に供する。

年 月 日

修 士 論 文 題 目 届

保健学研究科長 殿

保健学専攻（博士課程前期課程）

領 域 _____
分 野 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____

下記のとおり修士論文題目を提出します。

記

※論文題目が英語の場合は、和訳を（ ）を付して併記すること。

指導教員（主査）氏名

副査氏名

副査氏名

※副査については指導教員に相談のこと。主査・副査は研究科教務委員会の審議を経て、教授会が決定する

※長期履修制度確認

1. あなたは長期履修制度の適用を受けています（した）か？ ☐はい ☐いいえ
2. 「はい」と答えた方は期間をお答えください（ ～ ）
3. 今期に論文を提出する場合、長期履修の短縮となりますか？ ☐はい ☐いいえ

4 修士論文作成要領

- 1) 修士論文は単著とし、和文または欧文で修士論文作成要領に従って記述する。
なお、投稿中あるいは投稿受理された論文は、その別冊をそのまま修士論文として提出することはできないが、修士論文の一部とすることは差し支えないものとする。
- 2) 第1枚目は、論文表紙（別紙1参照）と同じ書式のものを作成する。
第2枚目は、論文要旨（別紙2参照）を作成し、頁番号を1として、論文用紙の中央下に付す。
第3枚目から本文を開始する。
- 3) 論文要旨は、欧文は200単語以内、和文は600字以内とする。
要旨の下に1行空けて、キーワード keyword を5単語以内で記載する。
- 4) 論文はA4版、縦位置、横書きとし、上下3.5 cm、左3.5 cm、右2.5 cmの余白を設ける。
- 5) 書式は、段組とする。欧文の活字は、12ポイント、Times とする。和文の活字は、10ポイント、明朝体とする。
- 6) 論文は、緒言 introduction、対象と方法 materials and methods、結果 results、考察 discussion、引用文献 references の順に記載する。総ページ数には、制限を設けない。
- 7) 緒言では、研究の経緯を研究目的及び結果との関連において記載する。
- 8) 図表は良質のものをを用い、脚注を含めて、本文中に挿入する。
- 9) 引用文献は、本文中に引用順の番号を括弧で記載し、後段の引用文献欄に番号順に全著者名を記載する。（下記例示）

（論文の場合）

1. Kahn A, Tamura B, Sakamoto C. Pain and behavioral medicine.
N Engl J Med, 341: 21-27, 1995.
1. 坂本伸子, 琢磨茂. 肩関節脱臼, リウマチ 34: 433-438, 1994.

（本のある部分を引用する場合）

1. Benner P, Clark D. Clinical studies on arthritis. (In) Blood and disorders. Hardy P & Tamura M (Ed.) Oxford, Blackwell Scientific Publications, pp 321-334, 1990.
1. 坂本妙, 白鳥麗子. 社会からみた看護, 田中和子編, 図説看護大学系 14 社会学と看護, メジカルビュー社, pp 78-89, 1994.

（一冊の本全てを引用する場合）

1. Ogden N. Skeletal injury of aged people. Philadelphia, Lea and Febiger, 1991.
1. 白鳥麗子. 看護の要領, 医学書院, 1990.

別紙1 修士論文表紙（A4縦）

製本テープ	修 士 論 文		
	タイトル（15ポ・太字） サブタイトル（12ポ・太字）		
	年 月 日提出		
	領	域	
	分	野	
	指 導 教 員		
学 籍 番 号			
氏	名		
神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻			

※表紙に必要事項を記載し、ステイプラーで左端を閉じた後に製本テープで装丁を作成すること。

※タイトルが外国語の場合、括弧書きで和訳を付すこと。

別紙2 修士論文要旨作成要領（A4縦）

	修士論文要旨	
	タイトル（15ポ・太字） サブタイトル（12ポ・太字）	
	要旨（10ポで、和文600字以内、欧文は200単語以内とする）	
	Keyword（5単語以内）	

5 博士論文審査に関する内規

(平成 20 年 4 月 1 日制定)

最近改正 平成 21 年 12 月 16 日

神戸大学学位規程保健学研究科細則第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第 2 号にいう博士論文の条件を以下に定める。

1. すでに専門学術雑誌に掲載された原著論文であること。また、英語論文を原則とする。ただし、出版前であっても掲載予定の明記された受理証明書があれば仮別刷をもって手続を開始することができる。
2. 共著者のある論文の場合には、次の条件を満たしているものとする。
 - (1) 申請者が論文の筆頭著者であること。
 - (2) 学位論文の共著者全員から当該論文を申請者の学位論文とすることについての明白な了解を示す文書が添付されていること。
 - (3) 共著者の数は、3 名以内であること。ただし、研究の内容・方法によっては、この限りではない。

以上の件に関し疑義のある場合は、保健学研究科教授会においてこれを決する。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年度入学者から適用する。

6 神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻課程博士論文に関する内規

(平成20年4月1日制定)

最近改正 令和6年1月17日

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻（以下「専攻」という。）において課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 専攻において授与する学位は、博士（保健学）とする。

(学位論文の提出)

第3条 専攻に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を専攻長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式1に準じて作成すること） 1部
- (2) 論文目録（別紙様式2に準じて作成すること） 1部
- (3) 学位論文 電子媒体（CD-R）1部
冊子 審査委員と同数
- (4) 論文内容の要旨（別紙様式3に準じて作成すること） 学位論文と同数
- (5) 履歴書（別紙様式4に準じて作成すること） 1部
- (6) その他参考論文等 学位論文と同数

2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了者にあつては7月とし、各時期における提出期間は、教学委員会が別に定める。

(学位論文審査委員会)

第4条 学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、教授2人を含む審査委員2人以上をもって組織し、主査1人及び1人以上の副査をもって構成する。
- 3 審査のため必要と認めるときは、本学及び他大学の大学院又は研究所等の教員を審査委員に加えることができる。
- 4 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する領域から推薦のあつた審査委員候補者について、保健学研究科教授会（以下「教授会」という）が行う。
- 5 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専門領域の名称についても、審査するものとする。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学術論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書（別紙様式5）を研究科長に提出するものとする。

(博士学位授与の決定)

第7条 教授会は、審査の結果報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定する。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この内規は、令和6年1月17日から施行する。

(別紙様式1)

		年	月	日
保健学研究科長殿				
		学籍番号		
		氏 名		
学位論文審査願				
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出 いたしますから審査をお願いします。				
記				
学位論文		通		
論文目録		1 通		
以上				

(別紙様式2)

		年	月	日
論 文 目 録				
		学籍番号		
		氏 名		
論 文				
1. 題 目				
2. 印刷公表の方法及び時期				
方 法				
時 期				
3. 冊数				
参考論文				

(別紙様式3)

論文内容の要旨	
専攻領域	
専攻分野	
氏 名	
論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)	
指導教員名	
(注) 1,000字～2,000字でまとめること。	

(別紙様式4)

履 歴 書

ふりがな 氏 名		男 女	本 籍 (都道府県 名のみ記 入)	都・道 府・県
年 月 日生 (満 歳)				
現住所		□□□-□□□□ 電話 () - E-mail		
区分	年 月 日	事 項		
学歴 (学校名, 学部名, 学科名等)	年 月 日	高等学校 卒業		
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
職 歴 (勤務先, 職種等)	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
学 会 及 び 社 会 に お ける 活 動 等	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
賞 罰	年 月 日			
	年 月 日			
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名				

(別紙様式5)

年 月 日

学 位 審 査 報 告 書

論文題目 (外国語の場合は, その和訳を併記すること。)

論文提出者氏名 _____ 専門領域 _____

専門分野 _____

論文審査の結果の要旨 (別紙1) のとおり

博士論文審査報告書 (別紙2) のとおり

博士最終試験報告書 (別紙3) のとおり

学位授与の可否 可 ・ 否

学位に付記する名称 博士 (保健学)

審査委員

区 分	職 名	氏 名
主 査		印
副 査		印
副 査		印
副 査		印
副 査		印

(別紙１) 論文審査の結果の要旨

氏名			
論文題目			
審査委員	区分	職名	氏名
	主査		印
	副査		印
	副査		印
	副査		印
要 旨			
掲載論文名・掲載紙・著者名・巻名・年月日等			

--

(別紙２) 博士論文審査報告書

年 月 日

論文提出者	論文審査担当者
専攻領域	審査委員 (主査)
	審査委員 (副査)
専攻分野	審査委員 (副査)
	審査委員 (副査)
氏 名	審査委員 (副査)
論文題目	

審査委員サイン又は印

(別紙３) 博士最終試験報告書

年 月 日

保健学研究科長殿

審査委員	印
審査委員	印
審査委員	印
審査委員	印
審査委員	印

博士最終試験の結果を下記のとおり報告いたします。

記

氏 名	論 文 題 目	合 否

7 神戸大学大学院保健学研究科博士課程学生の研究指導に関する申合せ

(平成22年3月22日制定)

最近改正 令和6年1月17日

この申合せは、保健学研究科博士課程前期課程学生及び後期課程学生の主指導教員（保健学研究科規則第18条関係）及び副指導教員並びに研究指導、修士論文指導及び博士論文指導について、必要な事項を定めるものとする。

(前期課程学生の主指導教員)

1. 主指導教員は、学生の研究及び修士論文に係わる一連の研究指導を行うものとする。
2. 主指導教員は、学生が所属する教育研究分野の教員とする。ただし、保健師コース及び助産師コースの学生の主指導教員については、この限りでない。

(後期課程学生の主指導教員)

3. 主指導教員は、学生の研究及び博士論文に係わる一連の研究指導を行うものとする。
4. 主指導教員は、学生が所属する教育研究分野の教員とする。

(前期及び後期課程学生の主指導教員の変更)

5. 特別な理由により、教授会の議を経て、学生の所属する教育研究分野の教員に限らず主指導教員の変更を認めることがある。

(前期及び後期課程学生の副指導教員)

6. 学生の研究指導並びに修士論文及び博士論文の指導においては、副指導教員を置くものとする。
7. 副指導教員は、主指導教員の推薦する教員とする。

(研究指導)

8. 指導教員は、研究指導する各学生に対し、第9項から第11項に規定する研究指導計画に基づいて、研究指導を行うものとする。

(入学年度の研究計画及び研究指導計画の作成)

9. 主指導教員は、研究指導する各学生に対し、入学後速やかに研究計画（標準修了年の各年次及び各学期に関する研究計画を記載する）を提出するよう指導し、かつ、同計画に対応した研究指導計画を学生及び主指導教員はそれぞれ保管し、研究科教務委員会に提出するものとする。（別紙様式1）

(入学年度以外の年度の研究計画及び研究指導計画の作成)

10. 主指導教員は、研究指導する各学生に対し、入学年度以外の各年度の開始後速やかに前年度の研究計画の達成状況に関する報告及び当該年度以降の研究計画を提出するよう指導し、かつ、同計画に対応した研究指導計画を学生及び主指導教員はそれぞれ保管し、研究科教務委員会に提出するものとする。（別紙様式2）

(研究計画及び研究指導計画の見直し)

- 1 1. 学生及び主指導教員は、相談の上、研究の進捗状況等に応じて、随時、第9項の研究計画及び研究指導計画の見直しを行うことができる。なお、見直しを行った際は、見直し後の研究計画及び研究指導計画を学生及び主指導教員はそれぞれ保管し、研究科教務委員会に提出するものとする。(別紙様式1)

(その他)

- 1 2. 学生の研究指導並びに修士論文及び博士論文指導に必要な他の事項は、領域・分野において別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から適用する。

(別紙様式 1)

(Attached document form 1)

保健学研究科博士課程前期課程・後期課程共通

Common for master's program and doctoral program

研究指導計画書 (新規 ・ 変更)

Research mentoring plan (new / updated)

年 月 日
Year Month Day

学籍番号 Student ID		氏名 Name	
博士課程 Program (いずれかに○) Circle one	前期課程・後期課程 Master's program / Doctoral program	領域 Department	
コース Course (コース選択のある場合該当コースに○) Circle all that apply	ICHS ・ CNS ・ 助産師 ・ 保健師 ・ デジタル医工・ Midwifery Public Health Digital Medical Engineering Nurse Creation がんプロフェッショナル ・ ウェルビーイング Professionals for Cancer Nursing Well-being Program for Development and Health		
在学学年次 Current year 入学年度 Year enrolled	年次 year 年 year	主指導教員 氏名	
長期履修制度利用 Long-Term Credit Course System	あり (履修期間 年 月～ 年 月) ・ なし Yes (Course period year month ~ year month) ・ No		
研究題目 Research theme			

研究計画 (指導教員の指導のもと学生が記入する) Research plan (Student writes under advisor's guidance)	
履修計画* List of classes	
在学期間中の研 究計画* Study plan for program	

裏面に続く
Continues on back

研究指導計画（学生との相談のうえ指導教員が記入する） Research mentoring plan (Advisor writes after consulting with the student)	
在学期間中の研究指導計画＊ Research mentoring plan for program	

＊変更時は入学時計画と変更後計画を併記すること

When you change your research plan, write both your research plan at enrollment and updated research plan

変更時のみ記入 Write only when you need to change your research plan

研究計画および研究指導計画の変更事由（学生との相談のうえ指導教員が記入する） Reason for updating research plan and research mentoring plan (Advisor writes after consulting with the student)

指導教員氏名		指導教員確認日	
--------	--	---------	--

(別紙様式2)

(Attached document form 2)

保健学研究科博士課程前期課程・後期課程共通

Common for master's program and doctoral program

研究指導計画書・研究指導報告書 (年次)

Research mentoring plan / Research mentoring report (Current year)

年 月 日
Year Month Day

学籍番号 Student ID		氏名 Name	
博士課程 Program (いずれかを○) Circle one	前期課程・後期課程 Master's program / Doctoral program	領域 Department	
コース Course (コース選択のある場合該当コースに○) Circle all that apply	ICHS ・ CNS ・ 助産師 ・ 保健師 ・ デジタル医工 Midwifery Public Health Digital Medical Nurse Engineering Creation がんプロフェッショナル ・ ウェルビーイング Professionals for Cancer Nursing Well-being Program for Development and Health		
在学学年次 Current year 入学年度 Year enrolled	年次 year 年 year	主指導教員 氏名 Name of main supervisor	
長期履修制度利用 Long-Term Credit Course System	あり (履修期間 年 月～ 年 月) ・ なし Yes (Course period year month ~ year month) ・ No		
研究題目 Research theme			

研究内容報告及び研究計画 (指導教員の指導のもと学生が記入する) Research report and research plan (Student writes under advisor's guidance)	
前年度 研究内容の 報告 Report of previous year's research	
当該年度の 研究計画 Current year's research plan	

裏面に続く

Continues on back

研究指導報告及び研究指導計画（学生との相談のうえ指導教員が記入する） Research mentoring report and research mentoring plan (Advisor writes after consulting with the student)			
前年度 研究指導 報告 Report of previous year's mentoring			
当該年度 研究指導計画 Current year's mentoring plan			
指導教員氏名		指導教員確認日	

8 課程博士学位論文作成要領

学位論文の審査を願い出る者は、この作成要領に従って書類を作成し、書類提出に当たっては、あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受けること。

I 学位論文審査願

別紙様式1に準じて1部作成すること。

II 論文目録

別紙様式2に準じて1部作成すること。

1 題目について

- ① 題目（副題を含む。）は、提出する学位論文のとおり記載すること。
- ② 英語の場合は、題目の下にその和訳を（ ）を付して併記すること。

2 印刷公表の方法について

- ① 公表は単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公表誌」という）に登載して行うこと。
申請者が研究及び論文作成の主働者であること。（例：申請者が筆頭著者であること、当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定基準となる。）
- ② 公表は原則として学位論文そのものを全文公表すること。ただし、若干の修正を加え、あるいは研究内容に直接影響しない部分を除外して発表することは差し支えない。また、学位論文の内容について、別の題目で公表した場合も公表したものとするができる。
- ③ 学位論文は、編・章等その構成上の区分により、あるいは内容上研究事項別に、分割公表することができる。
- ④ 公表誌は、学術資料として、大学、その他の学術機関に保存され、一般に随時閲覧し得るものであること。
- ⑤ 学位論文全編をまとめて公表したものについては、その公表年月、公表誌名（雑誌の場合は巻・号）、発行書名及び発行所等を記載すること。また、学位論文を編・章等の区分により公表したものについては、それぞれの区分ごとに、公表の方法及び時期を記載すること。
- ⑥ 学位論文（編・章）について、別の題目で公表した論文をもって、公表したものとする場合は、その公表題目を記載すること。
- ⑦ 未公表のものについては、次の記載例を参照の上、その公表の方法及び時期の予定を記載すること。

〔記載例〕

すでに投稿し、学会等において、掲載期日が決定しているが、学位論文提出時において、印刷公表されていないもの。

題目○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○学会誌○巻○号

○年○月○日掲載予定

上記の場合、掲載予定証明又は掲載決定通知のコピーを1部添付すること。

III 学位論文

1 共著者のある論文の場合は、次の条件を満たしているものとする。

- ① 学位論文の共著者全員から当該論文を申請者の学位論文とすることについての明白な了解を示す文書が必要である。

- ② 共著者の数は、3名以内であること。ただし、研究の内容・方法によってはこの限りではない。

2 論文の作成と提出部数について

- ① 論文の表紙は、記入例に従って作成すること。
- ② 提出部数について
 - イ 電子媒体（作成方法は別途指定する）： 1部
 - ロ 冊子（装丁は問わない）： 審査委員の数と同数

IV 論文内容の要旨

- 1 別紙様式3に準じて学位論文の数と同数作成すること。
- 2 原則として日本語（1,000～2,000字）でまとめること。

V 履歴書（別紙様式4に準じて1部作成すること）

- 1 氏名について
 - 戸籍のとおり記入し、通称・雅号等一切用いないこと。
- 2 現住所について
 - ① 住民票に記載されている住所（公称地名・番地）を記入すること。
 - ② 学位記授与式の通知、その他通信上支障のないよう、団地・宿舍名、番号等記入すること。
- 3 学歴について
 - ① 入学・退学・卒業・修了について、もれなく記入すること。
 - ② 在籍中における学校の名称等の変更についても記入すること。
 - ③ 本研究科における学歴については、次の要領で記入すること。
令和〇〇年4月1日神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻博士課程後期課程入学又は進学
令和〇〇年3月25日神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻博士課程後期課程修了見込み
- 4 職歴について
 - ① 常勤の職について、その勤務先、職種等は年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては記入すること。
 - ② 現職については、当該職について記入した箇所に「現在に至る」と明示すること。
- 5 学会及び社会における活動等について
 - ① 学位審査の参考になるとと思われる学会活動及び研究歴について、年次を追って又は事項別に記入すること。
 - ② 学術に関する研究歴として記入する事項は、およそ次のようなものがある。
 - イ 研究課題（共同研究を含む。）に関するもの。
 - ロ 研修に関するもの。
 - ハ 学術調査及び学術奨励金に関するもの。
 - ③ 学歴又は職歴として記入することが適当なものについては、この欄に重複して記入しないこと。
- 6 賞罰について
 - 特記すべきものと思われるものを記入すること。

博 士 論 文

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

論文題目

(外国語の場合は、括弧書きで和訳を付すこと)

〇〇年〇〇月〇〇日

論文提出月日

神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻

○ ○ ○ ○

氏 名

(論文本文が英文の場合、表紙の氏名は英文と和文を併記すること)

9 神戸大学大学院保健学研究科における博士課程を経ない者の学位に関する申合せ

平成22年11月17日 制定
最近改正 令和6年2月6日

(目的)

第1条 この申合せは、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）及び神戸大学学位規程保健学研究科細則（平成20年4月1日制定。以下「細則」という。）に定めるもののほか、神戸大学大学院保健学研究科（以下「本学の保健学研究科」という。）における博士課程を経ない者の学位に関し、細則第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 学位は、本学において行われた研究に与えられるものとする。

(学位申請の申請要件)

第3条 博士課程を経ない者で、博士の学位を申請することができる者は、次の各号に掲げる者とし、各号に係る申請要件は別表のとおりとする。

- (1) 本学の保健学研究科博士課程後期課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 本学の保健学研究科博士課程後期課程に3年以上在学し、必要な単位（特別研究の単位を除く。）を修得して退学した者
- (3) 大学院の博士課程前期課程又は修士課程を修了した者については、5年以上の保健学に関する研究歴を有する者
- (4) 大学の課程を卒業した者については、7年以上の保健学に関する研究歴を有する者
- (5) 教授会において前3号と同等以上の学歴及び研究歴を有すると認めた者

2 前項に規定する研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の専任職員として保健学の研究に従事した期間
- (2) 本学の保健学研究科博士課程後期課程を退学した者の在学中の期間
- (3) 本学の保健学研究科博士課程後期課程の研究生として保健学の研究に従事した期間
- (4) 本学の保健学研究科において前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(学位申請者の提出書類)

第4条 学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類をもって保健学研究科長に願い出るものとする。

- (1) 学位申請資格調査願（別紙様式1）
- (2) 申請理由書（別紙様式2）
- (3) 学位授与審査権のある研究科所属の教員1名以上の推薦書（別紙様式3）
- (4) 論文目録（別紙様式4）
- (5) 学位論文
- (6) 学位論文の内容要旨（別紙様式5）
- (7) 参考論文があるときは当該論文
- (8) 履歴書（別紙様式6）
- (9) 最終学校卒業証明書（本学の保健学研究科修了者にあつては、提出を要しない。）
- (10) 研究歴に関する書類（著書、学術講演、学術報告、作品などの題目リスト（様式自由））
- (11) その他標本等審査のため必要とするもの

2 前項第10号に規定する研究歴に関する書類は、本学の保健学研究科以外において研究に従事した者にあつては、指導者の証明を要する。

(学位申請者の資格調査)

第5条 保健学研究科長は、前条に規定する学位論文の提出があつたときは、研究科又は本学医学部の専任職員、研究生又はこれらに準ずる者については、関係の教員組織に、その他の者については学位申請資格調査委員会（以下「委員会」という。）に第3条に規定する資格の調査を委嘱する。

2 前項に規定する教員組織は、学位申請希望者の研究分野に関係の深い領域の長、及び教授又は准教授2人以上、計3人以上の委員をもって構成するものとする。また、同項に規定する委員会は、研究科教務委員会の委員をもって構成するものとする。

3 第1項の教員組織及び委員会は、資格調査のため必要と認めるときは、推薦教員の出席を求め意見を聴くことができるものとする。

4 第1項の教員組織及び委員会は、資格の調査を終了したときは、その結果を保健学研究科長に報告するものとする。

(資格の判定及び学位の申請)

第6条 教授会は、前条に規定する教員組織又は委員会の調査の結果に基づいて、第3条に規定する資格を有するか否かについて判定する。

2 資格を有すると判定された者は、学位申請書2通に所定の論文審査料を添え、第4条に規定する書類及び資料等とともに保健学研究科長を経て学長に提出するものとする。

(報告書等の様式)

第7条 細則第5条第4項に基づく資格調査報告書の様式は、(別紙様式7)のとおりとする。なお、学位申請資格を有すると判定した者については、学位論文申請予定者・審査委員会委員候補者名簿(別紙様式8)を添えて報告するものとする。

(申請書の様式)

第8条 第6条第2項に基づく学位申請書の様式は(別紙様式9)のとおりとする。

(論文審査等の結果報告)

第9条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは、学位審査報告書(別紙様式10)を研究科長に提出するものとする。

(試問)

第10条 規程第12条第2項に規定する学力確認の試問(以下「試問」という。)は、審査委員が行う。

(試問の範囲)

第11条 試問は、本学の保健学研究科における授業科目のうち、審査委員の定めるものについて行う。

2 審査委員は、学位申請者の経歴、論文の内容等を考慮して、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、研究科における授業科目以外の科目についても、試問を行うことができる。

(試問の範囲の決定及び通知)

第12条 審査委員は、学位論文を受領したときは、速やかに試問する科目を決定し、学位申請者に通知する。

(試問の実施期日)

第13条 試問は、原則として論文審査の終了後1月以内に行うものとする。

(学位審査等の日程)

第14条 博士課程を経ない者に係る学位審査等の日程は、原則として、課程博士に係る学位審査等の日程に準じるものとする。

(その他)

第15条 この申合せの実施上又は解釈上に疑義があるときは、研究科教務委員会の議を経て保健学研究科教授会がこれを決定する。

附 則
(この間の附則は省略)

- 附 則
- 1 この申合せは、令和6年2月9日から施行する。
 - 2 施行日から令和7年3月31日までの間における改正後の別表（第3条関係）における申請要件については、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

対象となる者	申 請 要 件
第3条第1項第1号に掲げる者のうち退学後5年以内の者	なし
第3条第1項第1号に掲げる者のうち退学後5年を超える期間を経過した者	論文審査終了時において本学の保健学研究科が行う、学位申請希望者への外国語試験に合格していること
第3条第1項第2号に掲げる者のうち退学後5年以内の者	申請時において本学の保健学研究科において、教員又は研究生として在籍していること
上記以外の者	申請時において本学の保健学研究科において、教員又は研究生として在籍し、かつ、論文審査終了時において本学の保健学研究科が行う、学位申請希望者への外国語試験に合格していること。ただし、申請時において、本学の保健学研究科において、教員又は研究生としての身分を通算2年以上有していなければならない。(申請しようとする学期の末日において、通算2年以上有する見込みである者を含む。)

別表(第3条関係)

対象となる者	申 請 要 件
第3条第1項第1号に掲げる者のうち退学後5年以内の者	なし
第3条第1項第1号に掲げる者のうち退学後5年を超える期間を経過した者	申請時において本学の保健学研究科が行う、学位申請希望者への外国語試験に合格していること
第3条第1項第2号に掲げる者のうち退学後5年以内の者	申請時において本学の保健学研究科において、教員又は博士課程後期課程の研究生として在籍していること
上記以外の者	申請時において本学の保健学研究科において、教員又は博士課程後期課程の研究生として在籍し、かつ、本学の保健学研究科が行う、学位申請希望者への外国語試験に合格していること。ただし、申請時において、本学の保健学研究科において、教員又は博士課程後期課程の研究生としての身分を通算2年以上有していなければならない。(申請しようとする学期の末日において、通算2年以上有する見込みである者を含む。)

(別紙様式は掲載略)

10 博士課程を経ない者の学位申請に係る外国語試験に関する申合せ

平成24年6月20日 制定
最近改正 令和6年1月17日

1. 神戸大学大学院保健学研究科における博士課程を経ない者の学位に関する申合せ（以下「申合せ」という。）第3条の規定に基づく外国語試験について必要な事項を定めるものとする。
2. 外国語試験は、博士課程後期課程入学試験と同じ時期に同じ方法で行うこととする。
3. 外国語試験を受験する者は、指定の期日までに所定の受験申請手続を行わなければならない。
4. 外国語試験の試験委員は、博士課程後期課程入学試験の試験委員とする。
5. 可否については、研究科教授会において判定する。
6. この申合せに定めるもののほか、必要な事項については、研究科教授会が定める。

附 則

（この間の附則は省略）

附 則

この申合せは、令和6年2月9日から実施する。

1 1 神戸大学大学院保健学研究科学位論文評価基準

平成25年9月11日 教授会承認

神戸大学大学院保健学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に判断する。

(修士論文の評価基準)

1. 研究目的の設定が適切であること。
2. 研究の背景・意義について、先行研究も検討した上で整理されていること。
3. 研究計画の立案に際して十分な倫理的配慮がなされており、内容を十分に理解していること。
4. 実験データや調査結果を整理・解析していること。
5. 得られた結果を十分に考察しており、論述の流れや設定した仮説の解明も適切になされていること。
6. 引用文献も含め、論文全体としての構成が整っていること。

(博士論文の評価基準)

1. 研究目的の設定が適切であること。
2. 研究の背景・意義について、先行研究も検討した上で整理されていること。
3. 研究計画の立案に際して十分な倫理的配慮がなされており、内容を十分に理解していること。
4. 独自の研究結果に基づいた一貫性を有する論旨で構成されていること。
5. 研究成果において新規性があり、高度な学術的価値を有すること。

VII 学生の日常周知事項

学生の日常周知事項

1 学生に対する諸連絡事項

学生への通知及び連絡は、主として学内の公用掲示板により行うので、常に掲示板を見るよう心掛けてください。(教務情報システム「うりぼーネット」の掲示板システムや電子メールを活用する場合があります。)

対象学生	事 項	掲 示 場 所
学部1年次生	①全学共通授業科目等に関すること ②鶴甲第1キャンパスの学生生活に関すること ③医学部保健学科からの連絡等	大学教育推進機構国際教養教育 院掲示板
学部2年次生 以降	①専門科目等に関すること ②名谷キャンパスの学生生活に関すること ③全学共通授業科目等に関すること	医学部保健学科・保健学研究科 公用掲示板(名谷キャンパスB 棟2階ホール)

2 証明書類の交付・発行等(証明書自動発行機により交付するもの)

学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)、「通学証明書」交付願、在学証明書(和文・英文)、卒業(修了)見込証明書(和文・英文)、学業成績証明書(和文・英文)については「証明書自動発行機」で交付していますので、『学生証』を通し、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについては入学ガイダンスの際、説明します。

仮受験票交付については、画面表示に従い操作を行ってください。

<証明書自動発行機稼働時間一覧>

設 置 場 所	取扱時間(平日:月～金曜日)
文学部 本館1階	9:00～17:15
鶴甲第1キャンパス(国際人間科学部)B棟1階ホール内	8:40～17:10
鶴甲第2キャンパス(国際人間科学部)本館A棟2階	8:30～17:15
六甲台 第3学舎1階学生コーナー	8:45～17:00(月～土曜日)
工学部 玄関1階	8:30～17:00
農学部A棟1階 学生ホール内	9:00～17:15
医学部医学科 学生ホール1階	9:00～17:00
医学部保健学科 B棟1階	8:30～18:00 (水・金曜日は19:00まで)
海洋政策科学部 事務棟1階	8:30～17:15

(1) 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

学割証は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

学生（科目等履修生，研究生等の非正規生を除く。）が，ＪＲ各社（旅客鉄道会社）を利用して，次の事由で片道 100km（営業キロ）を超えて旅行する際に，普通旅客運賃が 2 割引で利用できます。（ＪＲバス会社や他の鉄道会社等については，事前に各社の窓口を確認してください。）

- ・休暇，所用による帰省
- ・実験実習などの正課の教育活動
- ・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

学割証を使用する場合は，学割証の「乗車区間」，「乗車券の種類」を記入し，利用する交通機関の窓口へ申し込んでください。

有効期間は，発行日から 3 か月間です。

1 回の交付は 2 枚以内で，原則として 1 人年間 1 5 枚まで交付しますので計画的に使用してください。（往復乗車券を購入する場合，学割証は 1 枚で済みます。）

注意事項

- ア) 交付された学割証は，期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再交付は行いません。
- イ) 学割証は，記名本人に限って使用できるもので，他人に譲渡し使用させることはできません。
- ウ) 学割証で購入した乗車券を，他人に譲渡し使用させることはできません。
- エ) 割引乗車券で乗車する際には，学生証を携帯しなければなりません。

上記に違反した場合は，不正使用となり，追徴金を徴収されるだけでなく，神戸大学が発行停止の処分を受けることになり，神戸大学の信用を損なうとともに，多数の学生に迷惑を及ぼすこととなりますので十分注意してください。

(2) 在学証明書（和文・英文）

遠隔地健康保険証，扶養控除，扶養手当，奨学金の申請などで必要な場合があります。必要なときは，上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

(3) 卒業（修了）見込証明書（和文・英文）

学部・博士課程前期課程の最終年次の学生を対象に発行します。

証明書が必要なときは，上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

ただし，博士課程後期課程最終年次の学生については，保健学研究科教務学生係に発行を願い出てください。

(4) 学業成績証明書（和文・英文）

証明書が必要なときは，上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

ただし，博士課程後期課程の学生については，保健学研究科教務学生係に発行を願い出てください。

なお，厳封が必要なときは，保健学研究科教務学生係に依頼してください。

(5) 仮受験票

定期試験時等に学生証を忘失した際に交付します。仮受験票は発行日に限り有効とし，1 学期に 5 枚を限度として交付します。

仮受験票が必要なときは，上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

3 証明書類の交付・発行等（上記以外）

(1) 学生証

学生証は身分を証明するものですから、学生は、学生証の交付を受け、これを常時携帯し本学の教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。

学生証を携帯していないときは、図書館その他の施設を利用することができないことがあります。

イ 記載事項の変更が生じた場合は、速やかに保健学研究科教務学生係に届け出てください。

ロ 紛失、汚損等により再交付を受けるときは、学生センター（鶴甲第1キャンパス）又は保健学研究科教務学生係で再交付の手続をしてください。

ハ 卒業、退学、除籍等により学籍を離れたとき又は休学等により有効期限が経過したときは、学生証を返却してください。

(2) 推薦書その他の証明

就職、進学等のために推薦書、及び提出機関が指定する様式の各種証明書が必要な場合は、できるだけ早く保健学研究科教務学生係へ交付を願い出てください。証明書の発行は原則として申込日より3日後（土日祝日その他の休業日を除く）となります。

(3) 健康診断証明書

就職、進学、実習のために必要な場合は、保健管理センター（六甲台キャンパス）又は保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常健康診断証明書の交付は、申込日の翌日（土日祝日その他の休業日を除く）です。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

ただし、大学で行う定期健康診断を受診した者に限り交付します。

(4) 4種感染症予防接種・抗体検査結果証明書

就職、進学、実習等のために必要な場合は、保健管理センター（六甲台キャンパス）又は保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常証明書の交付は、申込日の翌日（土日祝日その他の休業日を除く）です。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

(5) B型肝炎ワクチン接種・抗体検査結果証明書

就職、進学、実習等のために必要な場合は、保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常証明書の交付は、当日または翌日に発行（土日祝日その他の休業日を除く）します。

4 通学定期乗車券の購入（通学証明書の発行）

通学定期乗車券を購入するときは、利用する交通機関の定期券発売所で備え付けの申込用紙に所定事項を記入し、学生証及び通学証明書を添えて申し込んでください。ただし、現在使用中（または通用期間終了日から2ヶ月以内）の通学定期乗車券から継続して購入するときは、通学証明書の発行が必要ない場合があります。

通学証明書は、①証明書自動発行機で「通学証明書」交付願をまず発行し、②必要事項を記入して、教務学生係又は学生センターの担当窓口へ提出後、内容を確認のうえ、交付されます。

なお、購入できる通学定期乗車券は宿所（自宅、下宿、寮など）の最寄駅から学校最寄駅までに限られます。

また、一部の交通機関では所定の通学証明書を必要とする場合もあるので、その場合は当該所定の申込用紙に必要事項を記入の上、保健学研究科教務学生係に証明を願い出てください。

学生証により定期券を購入できる交通機関は次のとおりです。

〔鉄道〕 J R 西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、京阪電鉄、山陽電鉄、神戸電鉄、神戸高速鉄道、神戸市営地下鉄、南海電鉄、近畿日本鉄道、北大阪急行電鉄、泉北高速鉄道、京福電鉄、大阪市営地下鉄、神戸新交通

〔バス〕 神戸市バス、大阪市バス、尼崎市バス、明石市バス、姫路市バス、阪急バス、阪神バス、山陽バス、神姫バス、南海バス、近鉄バス

注) バスの定期券は月単位になっているところもあるので、購入の時期を誤り、不利益にならないよう注意してください。

また、臨床実習に際しては「実習用通学定期券」の購入ができます。詳しくは保健学研究科のホームページ(臨地実習関係)の内容を確認のうえ、申込の手続きをしてください。

5 身上異動・住所変更届の提出

入学時に提出した学生登録票の内容に変更(改姓、改名、住所及び連絡先等)があったときは、速やかに保健学研究科教務学生係へ届け出のうえ身上異動・住所変更届を提出してください。

6 休学、復学、退学等の願い出

休学、復学、退学等は、所定の用紙により事前に理由を記入し、保健学研究科教務学生係を通じて学部長・研究科長に願い出なければなりません。なお、病気のために休学、退学を願い出る場合は、診断書の添付を必要とします。病気のために休学した者が、病気が回復して復学する場合は、主治医による「復学意見書」の添付が必要となります。また、2週間以上欠席しなければならない事情が生じたときは、定められた様式により欠席届を提出してください。

7 授業料の納付

授業料は、各学期の始めに財務部経理調達課に届け出た銀行口座より引き落とされます。

なお、在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

8 授業料免除

2020年4月より「高等教育の修学支援新制度」(以下「新制度」という。)が実施され、学部日本人学生等を対象に給付型奨学金と授業料等減免の2つの支援が行われることとなりました。

原則、2020年度以降の国による学部学生の授業料減免はこの新制度によることとなりますが、神戸大学では、学部学生等を対象として、新制度による授業料減免とあわせて、現行の神戸大学授業料免除を実施いたします。

なお、大学院生にかかる授業料免除はこれまでどおり実施いたします。

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除される制度があります。免除者の選考は、各期ごとに行われ、申請に関する手続き等の詳細は、公用掲示板及び神戸大学ホームページでお知らせします。

免除対象者

①経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

②授業料の納付期限以前6月以内において、本人の学費負担者が死亡又は、風水害等の災害を受けたこと等により、授業料納付が著しく困難である者

なお、授業料免除申請を行った場合は、申請の結果がでるまでは授業料を納付する必要はありません。結果がでましたら、免除を許可されなかった場合及び半額免除になった場合、口座引き落としされます。

9 学内掲示

名谷キャンパス内で掲示をしようとするときは、学生用掲示板（名谷キャンパスB棟1階ホール）を使用してください。

10 学校施設の使用（名谷キャンパス施設）

授業、学内行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動等のため、教室、体育館、グラウンドを使用することができます。使用責任者は所定の使用許可願を保健学研究科教務学生係へ提出し、許可を受けてください。

使用に際しては、他の施設使用者及び付近の住民に迷惑にならないよう努め、屋外でのスピーカーによる発声、音楽等は認めません。

また、使用後は、使用前の状態に必ず復帰し、掃除、整理整頓、施錠を行ってください。

11 アルバイトの紹介

アルバイトを希望する学生は、生協において紹介業務を行っています。

なお、アルバイトに従事する際は、常に誠意と明朗さをもって、本学の学生の品位と信用を損なわないようにしてください。

加えて、医療機関での補助的業務のアルバイトは、医療事故を起こす恐れもあるので、その業務内容については、十分に注意して従事してください。

12 学生アカウント利用上の注意（情報基盤センター）

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配布しています。このアカウントは必修の情報基礎の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講補講の照会等、学生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センター」という。）からのアカウント通知書を紛失しないよう十分気をつけてください。また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることとなりますので、「学生生活案内」の「学生アカウントの利用について」をよく読んで使用してください。

13 車両による通学について（学部生・大学院生共通）

本学（名谷キャンパス、六甲台キャンパス共）では、学生の自家用車による通学は原則として禁止しています。何らかの理由で自動車による通学を希望する学生は車両対策委員会で審議しますので、教務学生係を通して申請書を提出してください。

なお、バイク通学を希望する者は、申請書を提出し、交付された許可シールをバイクに貼らなければなりません。所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。またバイク及び自転車は所定の駐輪場所に駐輪してください。

14 学生更衣室・ロッカーについて

1. 設置

保健学科に在籍する学生の福利厚生施設として、学生の更衣、日常の携帯品を格納するため、在籍期間に亘って使用できる学生更衣室をA棟、B棟及びC棟1階に設けてロッカーを貸与します。

なお、各自が使用できる更衣室・ロッカーの割振り等、本施設の日常的な管理・運営は保健学科学生自治会に委ねています。

2. 使用心得

学生更衣室・ロッカーの使用に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 各人ごとに指定したロッカーを使用し、格納品は、学生生活に必要とする日常携帯品に限ること。また、貴重品、危険物等はいれないこと。
- (2) ロッカーには、盗難防止のため、各自において鍵を設定または用意し、必ず施錠すること。
- (3) ロッカーに格納した物品の盗難・破損・紛失等については大学はその責任を負わないので、物品の格納に際し、十分注意すること。
- (4) 更衣室・ロッカーは、常に清潔を保ち、整理・整頓に心掛けること。また、更衣室においては、飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 更衣室を退室するときは、窓の施錠を確認し、必ず消灯、空調の電源を切ること。
- (6) ロッカーを破損又は汚損したときは、直ちに事務室に連絡し、指示を受けること。
- (7) 大学は、適宜、更衣室を点検し、必要に応じて、原状回復等の措置を求めるとともに、ロッカーに不審な物品が格納されている判断したときは、本人立ち会いのもとにその点検を行うことがあること。
- (8) ロッカー外に放置している物品等は、必要に応じて保健学科学生自治会との連携等により、適宜処置することがあるので留意すること。
- (9) 卒業・修了等在籍しなくなるときは、ロッカー内を清掃し、鍵を取りはずした上、速やかに明け渡しすること。

15 自習室について

1. 設置

保健学科・保健学研究科に在籍する学生の福利厚生施設として、学生が自学・自習を快適に行うことを目的として自習室をB棟2階に設けています。この室は午前8時30分から午後8時までの間、自由に使用することができます。

2. 使用心得

自習室の使用に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 学生は自由に使用することができるが、室内の椅子等備品の室外への持ち出しは禁止する。
- (2) 室内は常に清潔、整理整頓に留意し、使用後の清掃等は責任をもって行い、特に、空調・消灯・窓の戸締まりの点検は必ず行うこと。

16 各種の届出・願出書類及び発行証明書類の概要

1. 届出書類・願出書類

名 称	内 容	手 続 期 間	備 考
学生登録票	学生の基本情報を届ける	入学時	入学時に全員提出
身上異動・住所変更届	改姓，改名，住所変更等があった場合	異動，変更後速やかに	身上異動の場合，証明書類を添付。
学生証再交付願	学生証を紛失，汚損，破損等した場合	理由が発生したとき	再発行には1週間程度かかります。
欠席届	長期欠席する場合 (2週間～3か月)	理由が発生したとき	
休学願	休学する場合 (3か月以上)	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
復学願	休学中の者が復学する場合	理由が消滅したとき	病気により休学していた場合，医師の診断書(大学所定のもの)を添付。
退学願	退学する場合	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
海外渡航届 (GEMsに登録)	学生が留学や旅行などで海外に渡航する場合 (留学生の一時帰国含む)	その都度	
事故報告書	学内，通学中などで事故に逢った場合	その都度	保険給付の対象になる場合，保険の事故報告書を別途提出。
履修科目の登録上限を超えて登録できる者の 「審査申請書」	年間及び学期毎の履修登録単位数を超えて履修をしようとする場合	毎年4月	学部学生のみ
学外授業・施設見学等実施計画書	研究及び就職等のため，学外施設を利用する場合	その都度	公文書による依頼が必要なとき，関係教員の承認を得て提出すること。

備考：休学，復学，退学の願い出は，できるだけ休学，復学，退学をしようとする日の1か月前までに行ってください。

2. 証明書類（証明書自動発行機により交付するもの）

名 称	内 容	交付にかかる日数	備 考
学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）		「証明書自動発行機」より即時発行	1回の発行は2枚まで 1人につき年間15枚まで （上限を超えて使用を希望する場合は教務学生係に申し出てください。）
在学証明書			
学部卒業見込証明書（和文・英文）			最終年次在籍者に発行
博士課程前期課程修了見込証明書（和文・英文）			最終年次在籍者に発行
学業成績証明書			博士課程後期課程の学生は教務学生係に願い出てください。
通学証明書（通学定期券の購入）			1路線につき1枚必要 発行後、教務学生係まで提出してください。
仮受験票			発行時までパスワードの設定が必要

備考：証明書自動発行機が故障などにより使用できない時は、教務学生係窓口で対応します。

3. 証明書類（上記以外）

名 称	内 容	交付にかかる日数	備 考
博士課程後期課程修了見込証明書（和文・英文）		申込日を含め3日程度（休日を除く）	博士論文題目届を提出した者に発行
推薦書その他の証明			
健康診断証明書	各種奨学金申請，就職，進学など。	申込日の翌日（休日を除く）	保健管理センター（六甲台キャンパス又は名谷分室）に願い出てください。
実習用通学定期券購入にかかる証明書	臨地・臨床実習等，長期間学外で教育・研究活動を行う場合。	約1か月	定期券購入は，おおむね1か月以上の期間が必要。

備考：上記の証明書類は教務学生係，又は保健管理センター名谷分室に願い出てください。

VIII 奨学金制度

奨 学 金 制 度

(1) 日本学生支援機構奨学金

1) 奨学金の種類

イ 給付奨学金（原則返済不要）

人物・学習意欲ともに優れ、真に支援が必要な低所得者世帯の者と認定された者に給付されます。

ロ 第一種奨学金（無利息奨学金）

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学に困難があるものと認められた者に対して貸与されます。

ハ 第二種奨学金（利息付奨学金）

人物、学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難があるものと認められた者に対して貸与されます。

2) 給付型奨学金、第一種奨学金及び第二種奨学金の併用

給付奨学金の給付や第一種奨学金の貸与を受けることによってなおその修学を維持することが困難であると認められる者に対して、併せて複数の奨学金を給付・貸与されることがあります。

3) 2024 年度以降採用者の給付月額、平成 30 年度以降入学者の貸与月額（国・公立大学）

種類		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
給付奨学金 (原則返済不要)	学 部 学 生	7,300 円, 9,800 円, 19,500 円, 又は 29,200 円	16,700 円, 22,300 円, 44,500 円 又は 66,700 円
	学 部 学 生	20,000 円, 30,000 円又 は 45,000 円	20,000 円, 30,000 円, 40,000 円 又は 51,000 円
第一種奨学金 (無利息)	博士課程前期課程学生	50,000 円又は 88,000 円	
	博士課程後期課程学生	80,000 円又は 122,000 円	
	学 部 学 生	2～12 万円（1 万円単位）から選択	
第二種奨学金 (有利息)	博士課程前期課程学生	5 万円, 8 万円, 10 万円, 13 万円, 15 万円のか ら選択	
	博士課程後期課程学生		
	学 部 学 生		

(参考) 第二種奨学金は貸与途中に貸与月額を変更することができます。

なお、利息は利率固定方式と利率見直し方式のいずれか一方を選択する選択制ですが、いずれの方式も上限は年利 3% です。(変更の可能性あり)

4) 募集の時期

募集は、4 月及び 10 月（年 2 回）に行います。募集に関することは、医学部保健学科掲示板及び神戸大学ホームページにてお知らせします。

ただし、学部 1 年次生については、学生センター掲示板（鶴甲第 1 キャンパス）及び神戸大学ホームページにてお知らせしますので注意してください。

5) 出願手続

奨学生志願者は、医学部保健学科（教務学生係）で出願書類の交付を受け、所定の期日までに提出してください。なお、書類提出の他にインターネットによる申し込みも必要となりますので注意してください。詳細は掲示板でお知らせします。

ただし、学部1年次生については、学生センター（鶴甲第1キャンパス）で出願書類の交付・受付をします。

6) 採否決定の時期

採否は、4月募集分は6月下旬～7月中旬、10月募集分は11月下旬～12月中旬にかけて掲示にて発表されます。

7) 奨学金の交付

採用後の奨学金の交付は、原則として毎月1回、銀行の普通預金口座（本人名義）に振り込まれます。

8) 奨学生の心得

イ 奨学生は日本学生支援機構の定める奨学規程その他の規程を守り、同機構及び大学の指示に従うと共に奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

従って、学業成績が不振であったり、その他性行状況が奨学生として適当でないと認めるときは、奨学金の交付が停止又は廃止されることがあります。

ロ 奨学生は毎年1月に『貸与学通知書』を受け取り、インターネット入力により『適格認定奨学金継続願』を提出し、適格認定を受ける必要があります。提出を怠った場合、奨学金の貸与が停止となりますので、必ず提出してください。（詳細は掲示で告知）

9) 奨学金の返還

奨学金の貸与が卒業・退学等により終了する者は、医学部保健学科（教務学生係）で返還誓約書と返還の手引きを受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。対象者へは、その都度掲示等で連絡します。（掲示で告知するので要注意）

貸与を受けた奨学金は、貸与終了半年後から返還していくことになります。

10) 緊急（応急）採用奨学金制度について

学費負担者の失職、破産、勤め先の倒産・経営不振、病気、事故、死亡、離別等、また火災、風水害、震災等による家計急変のため、緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合（事由発生からおおむね1年以内の申し出も可）は、緊急（応急）採用奨学金制度がありますので、随時医学部保健学科（教務学生係）まで申し出てください。

11) 特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金（学資金）の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

対象者は、(1)大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与終了する者（満期・辞退・退学等含む）。(2) 必ずしも課程修了は要件とはしませんが、個々の学生の評価に当たっては貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

12) 返還免除内定制度

平成30年度以降に博士（後期）課程に入学し、第一種奨学生に採用された1年次を対象として、貸与終了時に決定する業績優秀者返還免除を内定する制度です。

(2) その他の育英奨学団体奨学金

上記以外の奨学金については、募集があればその都度掲示します。（学部1年次生対象のものは学生センター掲示板に掲示します。）

IX 心身の健康管理

心身の健康管理

学生生活を全うするうえで最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生や職員の心身の健康に関する専門的業務を行う神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下、保健管理センターとする）が設置されていて、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導、健康教育などを行っています。学生の皆さんも保健管理センターを大いに利用して、健康の保持・増進に役立ててください。なお、保健管理センターを利用される時は、学生証を持参してください。

また、万一の病気や事故に備えて、健康保険証または健康保険遠隔地被扶養者証を手元に置かれることをお勧めします。名谷キャンパスには、保健管理センター名谷分室（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）（078-796-4537）があり、キャンパスライフ相談窓口もあります。

（１）保健管理センターの利用方法と手続き

１）健康診断と再検査・精密検査

健康診断の日程等については、所定の掲示板や保健管理センターホームページなどで予め連絡しています。疾病の予防と早期発見のため、必ず受検してください。健康診断を受けなかった時は、当該健康診断と同等の実施項目を含む（病・医院等での）健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない旨、定められています。医学部保健学科・保健学研究科では、定期健康診断を受検せず、（病・医院等での）健康診断証明書の提出もしなかった場合には、臨床実習授業科目の履修をすることができません。

社会人等で職場における定期健康診断を毎年受検している方は、その結果のコピーを提出することによって、健康診断の一部または全部の受検に替えることができます場合があります。健康診断の受検や（病・医院等での）健康診断証明書の提出ができない特別な理由がある時は、保健管理センターに相談してください。健康診断の結果、異常が発見された方に対しては個別に連絡し、再検査や精密検査を行うとともに、保健指導や病・医院等への紹介、休学や復学の手続きなどについてのお手伝いをしています。

医学部保健学科・保健学研究科の学生（研究生等を含む）の皆さんを対象とする健康診断の実施項目などは、次頁の表のとおりです。なお、特殊健康診断は、放射線や放射性同位元素、有機溶剤などの有害物質を用いた実験などに携わる方を対象とするものです。

２）健康診断証明書の発行（４種感染症・Ｂ型肝炎の証明書に関しては「Ⅶ学生の日常周知事項－３－（４）～（５）」を参照）

各種の健康診断証明書（奨学金申請用、競技会参加用、留学用、大学院進学用、就職用など）は、保健管理センターにおいて実施される上記の健康診断を受検した場合にのみ、保健管理センターから発行されます。希望される方は、六甲台キャンパスでは保健管理センターへ、名谷キャンパスでは保健管理センター名谷分室へ申し込んでください。通常健康診断証明書の交付は、申込日の翌日（土日祝日その他の休業日を除く）です。競技会参加用健康診断証明書の場合、追加検査の実施等のため１週間程度を要することがありますので、早めに申し込んでください。その他、健康診断の実施項目に含まれていない内容についての証明が必要な時は、保健管理センターに相談してください。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

3) 救急処置

学内で発生した急な病気や事故など、救急処置を必要とする時は六甲台キャンパスでは保健管理センターへ、名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**または近くの教員へ連絡し、指示を受けてください（患者を動かしてはいけない場合があります）。重症ないし重体と判断される場合には、同時に消防救急隊（119 番）へ連絡してください。学内にはAED（自動体外式除細動器）が設置されていますので、日頃から設置場所を確認しておいてください。（名谷キャンパスでは正面玄関と体育館に設置されています。）

なお、兵庫県内の医療機関の所在地や診療科目等については、厚生労働省の医療情報提供システム（医療情報ネット）で検索することができます。

医学部保健学科・保健学研究科の学生（研究生等を含む）を対象とする健康診断の実施項目

健康診断 対象者 項 目	新入生 健康診断	医学部保健学科・保健学研究科 健康診断				新入学研究生 健康診断 (秋期)	特殊健康診断 (前期・後期)
	※1 学部 新入生	※2 学部 2・3年生	※2 学部 4年生	※2 大学院生 ・研究生等 (留学生含む) (新入生)	※2 大学院生 ・研究生等 (留学生含む) (新入生以外)	※3 秋期入学 研究生	放射線・R 1 ・有機溶剤 等取扱者
健康調査票	○			○		○	
問 診	○	○	○	○	○	○	○
身長・体重	○	○	○	○	○	○	
視 力	○	○	○	○	○	○	
血 圧	○	○	○	○	○	○	
検 尿	○			○		○	
胸部X線撮影	○	○	○	○	○	○	
血液検査		○* 7					○
内科検診	○		○	○	○* 5	○	○* 6
眼科検診* 4	○		○	○	○* 5	○	○* 6
耳鼻咽喉科検診* 4	○		○	○	○* 5	○	○* 6
皮膚科検診* 4	○		○	○	○* 5	○	○* 6

(備考)

- * 1 医学部保健学科の新入生は、新入生健康診断（4月初旬に六甲台キャンパスにて実施）を受検してください。
- * 2 2年次以降の学生と、保健学研究科の新入生を含む全ての大学院生・研究生等¹は、医学部保健学科・保健学研究科健康診断（5月中旬に名谷キャンパスにて実施）を受検してください。
- * 3 秋期入学の研究生は、新入学研究生健康診断（10月下旬に六甲台キャンパスにて実施）を受検し、次年度の健康診断（5月中旬に名谷キャンパスにて実施）も受検してください。
- * 4 特殊健康診断以外の眼科検診・耳鼻咽喉科検診・皮膚科検診については、内科検診として同時に実施。
- * 5 新入生以外の大学院生・研究生等を対象とする健康診断における内科検診（眼科検診・耳鼻咽喉科検診・皮膚科検診を含む）については、大学院課程最終学年のみに実施。
- * 6 特殊健康診断における内科検診、眼科検診、耳鼻咽喉科検診、皮膚科検診は従事する業務の種類等に応じて実施。
- * 7 2年次の学生のみ、B型肝炎に関する血液検査を4月後半に名谷キャンパスにて実施。

4) 健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談・・・保健管理センターでは、内科その他の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は予防と早期発見，早期治療が一番です。気になることがあったら，いつでも気軽に相談してください。詳しくは下記の健康相談日程表を御覧ください。

こころの健康相談・・・カウンセラーと精神神経科医が，あらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時，一人でよくよしないで気軽に相談してください。

心理について	対人関係で悩んでいる（友人・異性）。 自分の性格や能力について悩みがある。 ノイローゼ気味で毎日が不安である。何もやる気がしない。
心身の状態について	最近睡眠がたいへん短くなっている。 食事が減ったり，逆に食べ過ぎたりしている。
学業について	学業に対する意欲がなく，身が入らない。 転学部・転学・休学・退学をしようと迷っている。
将来について	卒業後や今後のこと（進路や職業など）について悩んでいる。
日常生活について	サークルのことで悩んでいる。家庭や下宿でうまくいかない。 ハラスメントやストーカーの被害にあっている。 人生の意義・目的がわからない。・・・などです。

「相談内容の秘密は厳守されます。」

健康相談（「からだの健康相談」，「こころの健康相談」）日程表

		月	火	水	木	金
保健管理センター (六甲台)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○	○	○	○	○
保健管理センター (深江分室)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談			○ (9時～12時) (第1・3週)		
保健管理センター (楠分室)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談		○ (14時～18時)	○ (9時～12時) (第2・4週) (18時～19時)	○ (9時～12時) (第1・5週) (14時～17時) (第2・3・4週)	
保健管理センター 名谷分室	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○ (9時～12時) (第2・4週)				

(備考) 保健管理センター（深江分室，楠分室）の開所時間は土・日・祝日を除く毎日9:00～12:00（受付は11:30まで）と13:00～17:00（受付は16:30まで）です。保健管理センター名谷分室の開所時間は土・日・祝日を除く毎日9:00～

～11:30 (受付は11:25 まで) と 12:15～17:00 (受付は16:50 まで) です。救急処置を必要とする方については9:00～17:00 の間いつでも受け付けています。

・上記「健康相談」の開設曜日・時間は、変更する場合があります。最新の情報は、保健管理センターホームページ (<http://www.health.kobe-u.ac.jp/consultation/>) にてご確認ください。

所属学部にかかわらず、どのキャンパスの「からだの健康相談」、「こころの健康相談」でも利用していただけます。

また、保健管理センター（六甲台）では、六甲台地区から離れたキャンパス（深江地区・楠地区・名谷地区）の方などで、昼間時間帯に来所できない方について、予約制にて17:00以降の時間外の相談にも応じています。詳しくは保健管理センターへお尋ねください。

・「健康相談」を希望される方は、保健管理センター（名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**）へ直接来られるか、電話で申し込んでください。（待ち時間の緩和のために、できればお電話ください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査等で混雑している場合があります。また、「こころの健康相談」では、予約がないと十分な相談時間がお取りできないことがあります。）

「こころの健康相談」については、手紙や電話での相談も受け付けています。

5) 保健指導

健康診断や再検査・精密検査の結果、保健指導が必要な方に対しては、個別に連絡しています。

自ら保健指導を希望される方は、健康相談と同様に、保健管理センター（名谷キャンパスでは保健管理室）に申し込んでください。

6) T H P (Total Health promotion Plan : 心と身体健康づくり運動)

保健管理センターT H Pルームでは、健康運動指導員（インストラクター）と相談しながら、ジムマシンを用いた筋力アップトレーニングや生活習慣病予防のための運動に取り組むことができます。「T H Pルーム利用者登録」をし、「T H Pルーム利用者講習会」を受講すると、「T H Pルーム利用者登録証」が発行され、平日 9:00～16:30 の間いつでもT H Pルームを利用できます。詳しくは下記の保健管理センターホームページを御覧ください。

7) 健康教育

保健管理センターが主催する講演会へは、どなたでも参加できます。開催日時などの詳細は、決まりしだい所定の掲示板や下記の保健管理センターホームページなどで案内しています。H I V・S T D等に関するハンドブックや、保健管理センターが発行する各種冊子を希望される方は、保健管理センターまたは**保健管理センター名谷分室**までお申し出ください。健康ビデオ・書籍の閲覧・貸し出しを希望される方も同様です。

8) その他

保健管理センターに関する詳しい案内や最新のお知らせは、保健管理センターホームページ (<http://www.health.kobe-u.ac.jp>) を御覧ください。

保健管理センターは、神戸市営バス3 6系統「神大本部工学部前」下車すぐ、神戸大学本部庁舎玄関入って右にあります。

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

また、**保健管理センター名谷分室**は、A棟209号室にあります。

〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7-10-2

神戸大学医学部保健学科内 **保健管理センター名谷分室** TEL 078-796-4537

(2) 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に対する感染予防措置について

1) 麻疹・風疹のワクチン接種(〔予防接種〕・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学ではキャンパス内での麻疹・風疹の流行を防止するため「麻疹・風疹登録制度」を定めています。

医学部(医学科・医療創成工学科・保健学科)、大学院医学研究科・保健学研究科では、すべての新入生に①、②のいずれかを提出していただき、提出した方には「登録済証」を発行します。登録済証の交付を受けた方は、本学の学生に麻疹や風疹の感染が拡大し、または拡大するおそれがあることに伴う授業への出席停止措置(立ち入り禁止措置を含む)がとられた場合であっても、授業への出席(本学への立ち入りを含む)ができます。また、麻疹や風疹の流行時であっても各種の実習及び対外試合を含む課外活動に参加することができます。

①麻疹・風疹に対するワクチンの接種を、満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類(推奨)

②過去5年以内に受けた麻疹・風疹の抗体検査の結果が、「麻疹と風疹の発症を防ぐのに十分な血中抗体価(次頁の表を参照)を有していること」を証明する書類(「抗体検査結果証明書」)

*①のワクチンは、麻疹・風疹混合ワクチン(MRワクチン)等の混合ワクチンでもかまいません。

*①では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。

*母子手帳等のワクチン接種記録や接種済証も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①の書類として使用できます。

*既往歴(かかったこと)がある場合は②を提出するか、ワクチン接種を受けて①を提出してください。

*②では、次頁の表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①を提出してください。

*①、②の書類の組み合わせ、例えば麻疹については①、風疹については②を提出してもかまいません。

*麻疹および風疹の血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書(医師による証明書等)を提出してください。

2) 流行性耳下腺炎・水痘のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

医学部(医学科・医療創成工学科・保健学科)，大学院医学研究科・保健学研究科では上記の麻疹・風疹に加えて，流行性耳下腺炎と水痘についても，①②のいずれかを証明する書類を所定の様式により提出していただきます。（所定の様式は「入学の手引き」とともに郵送済み）

①ワクチン接種を満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類（推奨）

②過去5年以内に受けた抗体検査の結果が「発症を防ぐのに十分な血中抗体価（下表）を有していること」を証明する書類（「抗体検査結果証明書」）

医療従事者には，原則2回のワクチン接種歴が求められるようになってきていることから，可能な限り①の2回のワクチン接種歴を提出することをお勧めします。罹患歴がある場合は②でもかまいません。

また，血中抗体価が不十分な場合には，必要なワクチンの接種を満1歳以降にそれぞれについて2回ずつとなるように提出期限までに受けていただきます。（2回のワクチン接種は4週間以上の間隔をおいて受ける必要があります。）

流行性耳下腺炎および水痘の血中抗体価が不十分にもかかわらず，病気や体質等やむを得ない事情によって予防接種を受けられない場合には，その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻 疹	IgG-EIA 法 PA 法 NT 法	16.0 以上の陽性 256 倍以上の陽性 8 倍以上の陽性	3つの測定方法のうち， いずれかで陽性
風 疹	HI 法 IgG-EIA 法	32 倍以上の陽性 8.0 以上の陽性	2つの測定方法のうち， いずれかで陽性 (HI 法を推奨)
流行性耳下腺炎	IgG-EIA 法	4.0 以上の陽性	
水痘	IgG-EIA 法 IAHA 法 NT 法	4.0 以上の陽性 4 倍以上の陽性 4 倍以上の陽性	3つの測定方法のうち， いずれかで陽性 (IgG-EIA 法を推奨)

*ワクチン接種歴が条件を満たす場合や追加接種する場合は，抗体検査は不要です。

*血中抗体価の測定は，この表の方法によってください。

*発症を防ぐのに十分な血中抗体価は，測定方法によって異なります。また，単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。医学部(医学科・医療創成工学科・保健学科)，大学院医学研究科・保健学研究科では，特に麻疹の判定基準が高い値となっています。

*医療機関を受診する際には，必要なワクチン接種や抗体検査（定量検査）を受けることができるか，予め確認してください。また，本書を医師に提示する等して必要な証明書を発行してもらってください。（特に抗体検査を受ける場合は，測定方法と判定基準を確認していただってください。）

*各種証明書の提出に当たっての留意事項

(1)証明書の原本と写し(A4版コピー)1部を持参してください。

(2)母子手帳の写しは，「証明書に該当する頁」と「本人氏名の確認できる頁」を両面コピーとして作成してください。

(3) キャンパスライフ相談窓口

1) キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

電話 078-803-5258

2) 名谷キャンパスにおけるキャンパスライフ相談窓口

キャンパスライフ相談窓口は、あなたと一緒に問題の解決にあたります。
一人で悩まずに、ちょっと勇気を出して相談してみませんか。

もちろん秘密は厳守します。

きっとあなたの力になれるはずです。

キャンパスライフ相談窓口運営委員

(氏 名)	(職名)	(専攻)	(研究室)	(電話番号)
藤 田 和佳子	教 授	看護学	E-703	078-796-4575
中 澤 港	教 授	検査技術科学	E-707	078-796-4551
藤 野 英 己	教 授	理学療法学	E-607	078-796-4542
古 和 久 朋	教 授	作業療法学	E-704	078-796-4561

上記のメンバー以外にも、あなたが話せると思える人が相談員です。

所属する専攻にこだわらず、自由に連絡をとってください。

相談窓口では、必要に応じて学内、学外の専門の方を紹介することもあります。

(4) 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成 18 年 1 月 24 日 制定
最近改正 令和 6 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからホまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ マタニティ・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産又は育児を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ヘ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等(性交等、わいせつな言動等)を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、各学内共同教育研究推進組織、各学内共同管理・支援組織、戦略企画室、産官学連携本部、地域連携推進本部、DX・情報統括本部、カーボンニュートラル推進本部、ウェルビーイング推進本部、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 18 条第 1 項の規定により設置される室、事務局(監査室及び内部統制室を含む。)、文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

(学長の責務)

第2条の2 学長は、職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は、学長の指示に基づき、ハラスメントの防止等に関し総括する。

2 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

4 担当理事は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は、部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 部局の長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 部局の長は、職員に対し、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

4 部局の長は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。

(2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い、ハラスメントの防止等に協力し、並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止・対策本部)

第3条 大学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

2 防止・対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 担当理事

(2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) その他学長が必要と認めた者

3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。

5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の

長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請することがある。

- 7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

第4条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

- 2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) 保健管理センター所長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

- 3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

- 4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

- 5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

- 7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

- 8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

- 9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

- 10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条に定める者

[神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条]

(3) 部局の長から指名された職員

(4) 保健管理センターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

- 2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。

- 3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

- (3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の
本部長に報告すること。
- 4 相談員は、学長が委嘱する。
- 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。
この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。

- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
- 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
- 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
- 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
- 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
- 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

第7条 第3条第6条の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。

- 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
- 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第8条 学長は、調査委員会の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

[国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)]

- 2 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第8条の2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

- 2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメント等の発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者(学長が別に定める者に限る。)からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

- 2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

- 2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。
- 3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。
(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和6年3月25日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

X 学生教育研究災害傷害保険等

(1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

この保険は、教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これにより安心して学生生活が送れるようにするために発足されたものです。

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に、学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は全員加入することとしています。

また、上記の保険に加入していることを条件として加入できる学研災付帯賠償責任保険があります。

ア 加入手続

所定の「払込取扱票」に保険料を添え、入学手続時から4月末日までの間に最寄りの郵便局で振り込んでください。

また、休学、留年により4年を超えて在学する場合は、所定の「払込取扱票」に一年ごとに一年間の保険料を添え、最寄りの郵便局で振り込んでください。

イ 保険対象範囲と保険金額等

保険金は、次の各号の一に該当し、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った時に下表に応じた額が支払われます。

- ① 正課（講義、実験、実習、演習又は実技による授業）を受けている間
- ② 学校主催の行事（入学式、卒業式等）に参加している間
- ③ ①、②以外で学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。
- ④ 課外活動を行っている間
- ⑤ 住居と学校施設等との間を往復する間又は学校施設等相互間を移動する間

保険対象範囲	保険金の種類	支払保険金額（万円）	入院加算金
①正課中 ②学校行事中	死 亡	2,000	入院1日につき 4,000円 (180日限度)
	後 遺 障 害	障害の程度により 120～3,000	
	医 療	治療日数により 0.3～30 (治療日数1日以上が対象)	
③学校施設内 ④課外活動中 ⑤通学中等	死 亡	1,000	左記の金額に 加算して支払 われます。
	後 遺 障 害	障害の程度により 60～1,500	
	医 療	③④治療日数により 3～30 (治療日数14日以上が対象) ⑤治療日数により 0.6～30 (治療日数4日以上が対象)	

(備考) 保険請求の際、請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合は、医師の診断書は不要です。所定の治療状況報告書に学生（被保険者）が自筆で記入し、治療期間が記載された医療機関の領収書（ない場合は診察券のコピー等）を添えて提出してください。（診察券のコピーのみを添付した場合には、通院日数が明記された書類の有無について保険会社が学生（被保険者）に確認することがあります。）

ウ 保険料と保険期間

適用区分 \ 保険料・保険期間	保険料	保険期間（年） （所定の修業年限）
学 部 学 生	3,370 円	4 年
博 士 課 程 前 期 課 程 学 生	1,790 円	2 年
博 士 課 程 後 期 課 程 学 生	2,650 円	3 年
在 学 年 限 超 過 学 生	1,020 円	1 年ごと

エ 事故報告・保険金の請求手続

① 事故の通知

この保険の対象となる事故が発生した場合はただちに医学部保健学科（教務学生係）に申し出て、「学生教育研究災害傷害保険事故報告書」を提出してください。被保険者であることを確認の上、保険金請求書を交付します。（事故の日から 30 日以内に報告しなかった場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。）

② 保険金請求書の送付

請求書に必要な事項を記入して医師の診断書（不要の場合もある）を添付のうえ、医学部保健学科（教務学生係）に提出すれば学務部学生センターを通じて、（財）日本国際教育支援協会に送付されます。

（2）学研災付帯賠償責任保険

医学部保健学科では上記保険（「学研災」）により、授業中・課外活動中・臨床実習中・通学途中の傷害による自己保障をカバーしていますが、その他に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険で学生は全員加入することとしています。

医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

適用区分 \ 保険料・保険期間	保険料	保険期間（年） （所定の修業年限）
学 部 学 生	2,000 円	4 年
博 士 課 程 前 期 課 程 学 生	1,000 円	2 年
博 士 課 程 後 期 課 程 学 生	1,500 円	3 年
在 学 年 限 超 過 学 生	500 円	1 年ごと

XI 学内利用施設, その他学生関係規則等

(1) 神戸大学附属図書館保健科学図書室の利用について

※ 開館時間、休館日、利用案内その他の最新の情報については附属図書館ホームページ <https://lib.kobe-u.ac.jp/> でご確認ください。

神戸大学附属図書館には9つの館室があり、全ての館室を利用することができます。
保健科学図書室は名谷キャンパスで保健学科・保健学研究科のみなさんをサポートします。

1 館内案内

〈1階〉

- ・入退館ゲート

入館の際には磁気式の学生証または図書館利用証が必要です。スマートフォンでも入館できます。
貸出手続きをしていない資料を持って退館しようとするアラームが鳴りますのでご注意ください。

- ・ラーニングコモンズ

グループ学習に利用できるオープンスペースです。

- ・グループ学習室

グループ学習に利用できます。事前予約が可能です。

- ・教育用プリンター

情報基盤センターのIDとパスワードでログインして使用できます。

- ・コイン式コピー機

図書館資料の複写のために設置しています。「文献複写申込書」を記入してご利用ください。

- ・新着雑誌・AV・参考図書コーナー

- ・第1書庫

集密書架に雑誌のバックナンバーを配架しています。

〈2階〉

- ・開架閲覧室

図書を配架しています。閲覧席は静かにご利用ください。

- ・AV(視聴覚)ブース

ヘッドホンの貸出を希望の際はカウンターで手続きしてください。

- ・第2書庫

閉架式書庫です。図書の貸出を希望の際はカウンターで手続きしてください。

- ・トイレ

2 図書・資料の利用方法

(1) 館内閲覧

- ・図書の利用

必要な図書は書架から自由に取り出して閲覧することができます。ただし、閲覧の終わった図書は、もとの位置に確実に戻すか、専用のブックトラックに置いてください。

・禁帯出図書について

参考図書（辞書など）・雑誌は自由に閲覧できますが、館外貸出はできません。（当日貸出のみ可能です。）

(2) 館外貸出及び返却

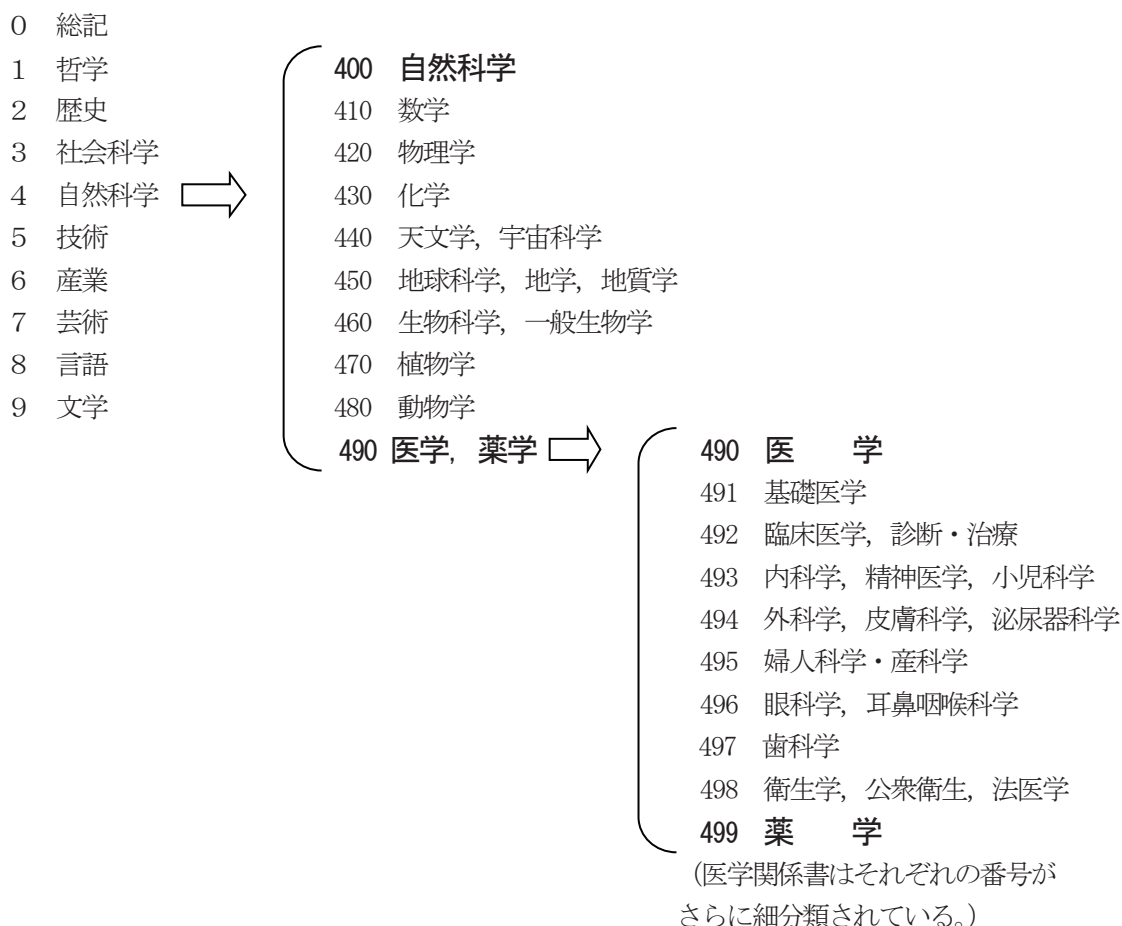
- ・バーコードラベル添付の図書は各自、図書自動貸出返却装置で手続きを行ってください。（禁帯出図書はできません。）
- ・貸出期間は2週間とし、1人10冊以内です。なお、臨床実習期間中は貸出期間を延長できます。
- ・借り出した図書は、転貸借することはできません。
- ・借り出したい図書が貸出中の場合は、予約することができます。
- ・1冊でも延滞している図書がある場合は、返却するまで全館で貸出や延長はできません。
- ・図書を紛失又はいじりしく汚損した場合には、弁償しなければなりません。

(3) 当日貸出

禁帯出図書や雑誌を一時的に館外に持ち出したい時は、学生証とともにカウンターへ持参し貸出手続きを行ってください。

(4) 図書の配置

- ・図書は、和書、洋書一緒に日本十進分類法（NDC）により分類番号の順に配架されています。分類番号に関する概要は次のとおりです。



また図書の背ラベルの見方は、次のとおりです。

492. 9	…… 分類番号（この場合は、臨床医学－看護学）
S	…… 著者又は書名（シリーズのとき）のイニシャル
5	…… 巻次記号

- ・検索はオンライン蔵書目録（OPAC=Online Public Access Catalog）で行ってください。

神戸大学附属図書館全体の所蔵目録が検索できます。当館所蔵の図書は所在のところに保健科学図書室と表示されます。

3 附属図書館ホームページの利用

資料・情報の検索

- ・オンライン蔵書目録（OPAC=Online Public Access Catalog）
神戸大学で所蔵している資料の情報を調べることができます。
- ・電子ジャーナル/電子ブック/データベース
附属図書館ウェブサイトから、図書館の電子リソースへアクセスできます。

アカウントサービス

情報基盤センターの ID とパスワードでログインして利用できます。

- ・貸出・デリバリー・予約状況照会
現在借りている資料や申し込んだ予約の状況、これまでに借りた本の履歴を確認できます。
- ・貸出期間延長
貸出期間をオンラインで延長できます。延滞資料がある場合や当該資料に予約がかかっている場合はできません。
- ・予約・デリバリー
貸出中の資料の予約や、学内他館にある資料を最寄りの図書館に取り寄せることができます。
- ・文献複写・現物貸借（有料）
学内他館や学外から論文などのコピーを取り寄せたり、学外から図書現物を借り受けたりすることができます。
- ・学生希望図書リクエスト
所蔵されていない資料の購入をリクエストできます。

(参考)

神戸大学附属図書館利用規程

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/frame/frame110000113.htm>

神戸大学附属図書館利用細則

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/frame/frame110000114.htm>

(2) 神戸大学学生健康診断規程

平成16年4月1日 制定
最近改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

(3) 神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)
最終改正 令和 5 年 8 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、令和5年8月10日から施行する。

(別記様式は掲載略)

(4) 神戸大学学生懲戒規則

平成 16 年 4 月 1 日 制定
最終改正 令和 6 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第 5 条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、大学教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第 6 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第 7 条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舍への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行

うものとする。

(無期の停学の解除)

第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」

という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第17条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第18条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第19条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第20条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

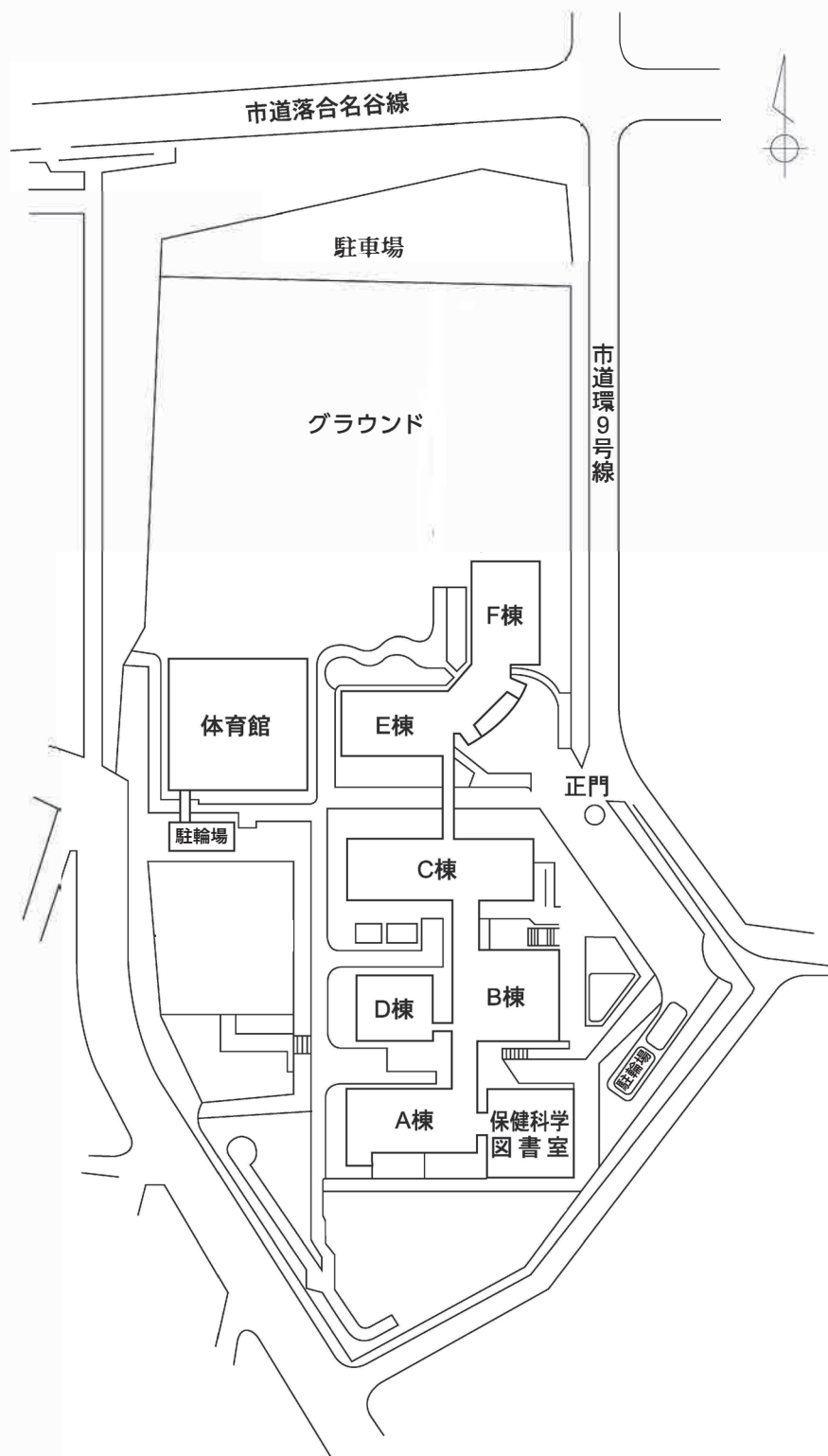
附 則(令和6年3月25日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

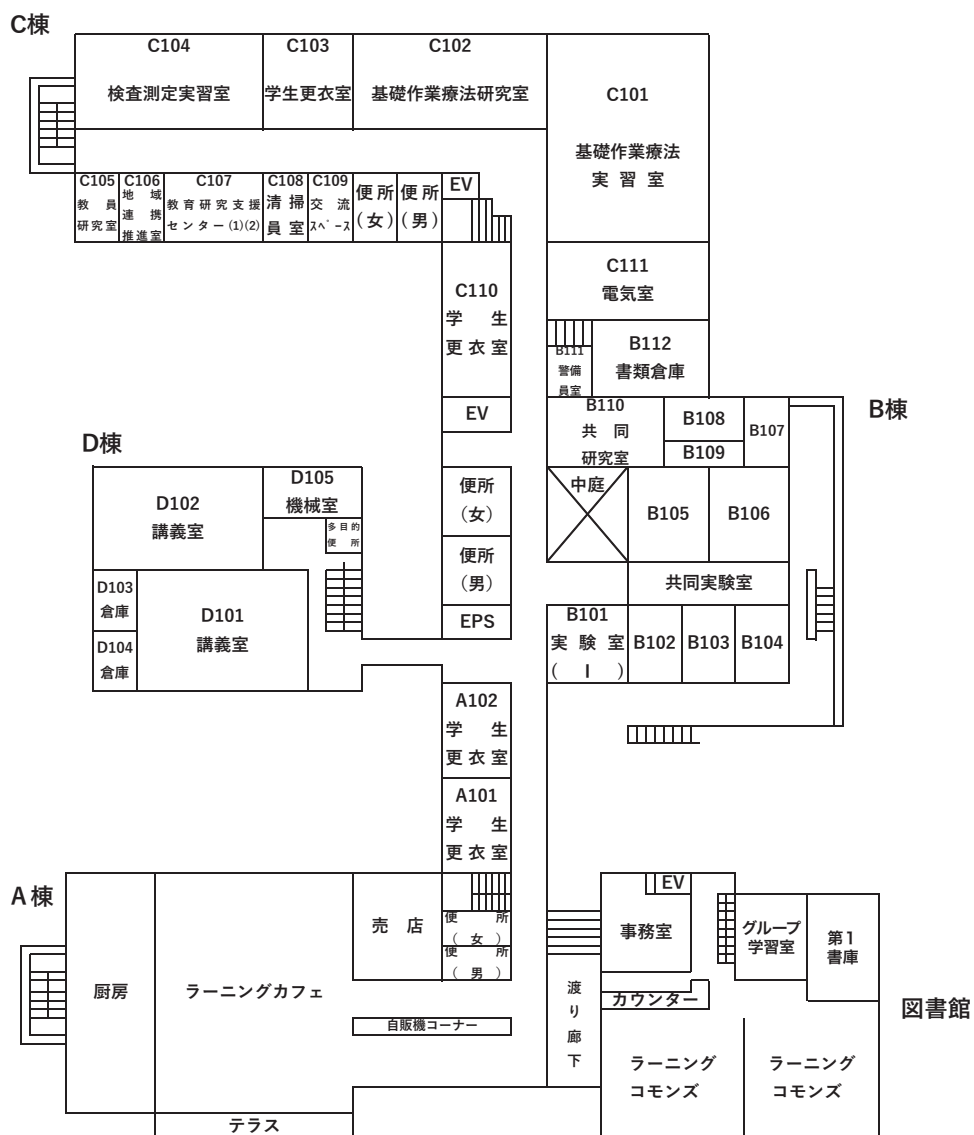
XII 保健学科建物配置図等

◎建物配置図



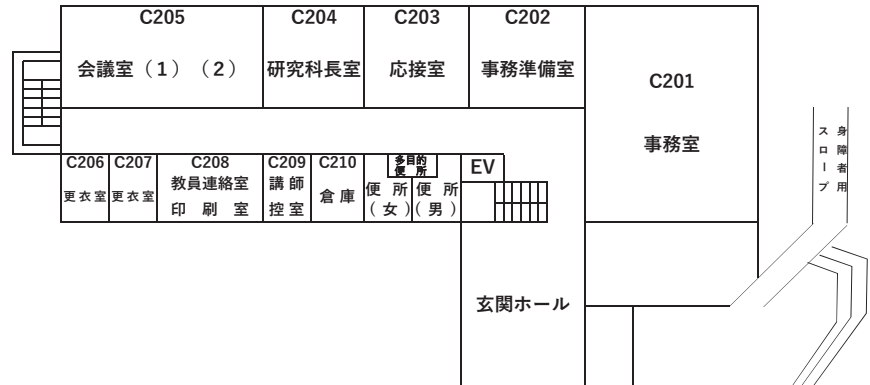
◎校舎平面図及び図書館平面図（A～D棟）

1F

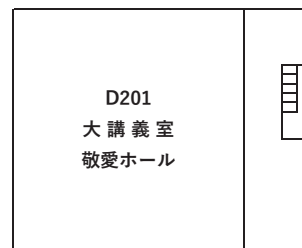


2F

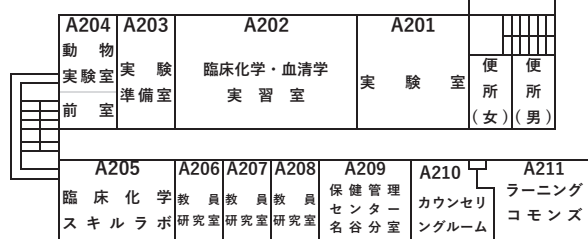
C棟



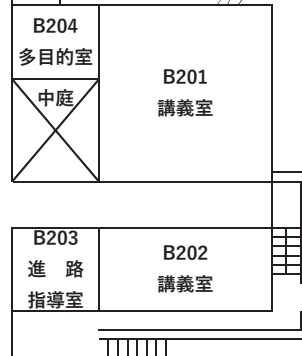
D棟



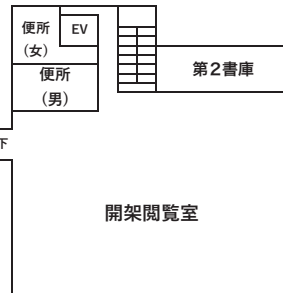
A棟



B棟

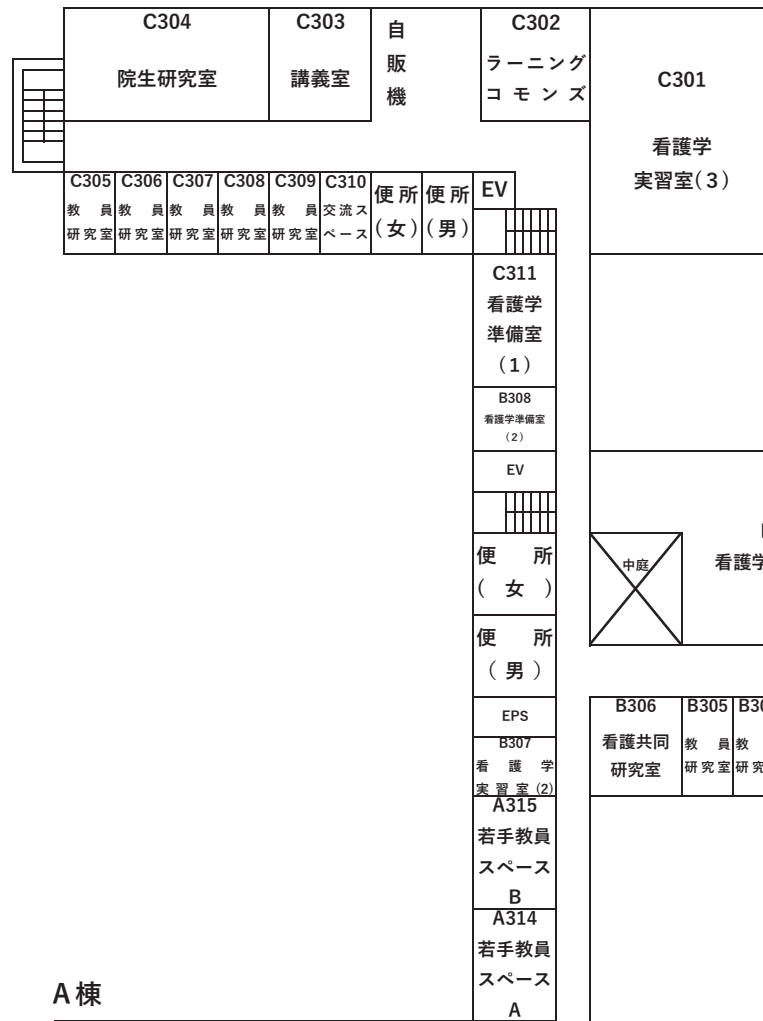


図書館

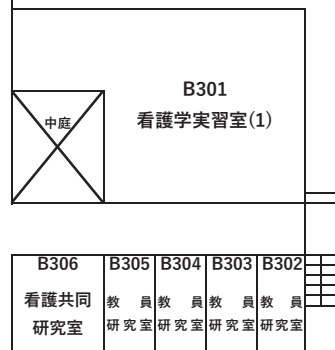


3F

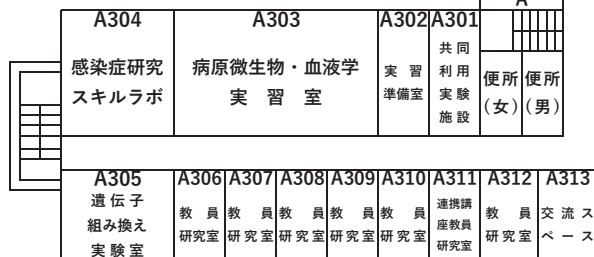
C棟



B棟



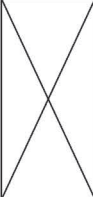
A棟



4F

C棟

	C408 義肢装具 実習室(2)	C407 義肢装具 実習室(1)	C406 研究 室員	C405 研究 室員	C404 物理療法実習室	C403 研究 室生	C402 国際保健 スキルラボ	C401 国際保健 センター 倉庫		
	C409 研究 室員	C410 研究 室員	C411 研究 室員	C412 研究 室員	C413 研究 室員	C414 交流 便所 (女)	EV 	C415 研究 室員	C416 研究 室員	C417 研究 室員

			
EV	B408 実験準備室(1)	B401 検査技術科学 多目的実習室	
	B409 実験準備室(2)		
便所 (女)		B402 共通 機器室	B403 実験室(1)
便所 (男)			
EPS			
B407 実験室(5)	B406 実験室(4)	B405 実験室(3)	B404 実験室(2)

B棟

5F

C棟

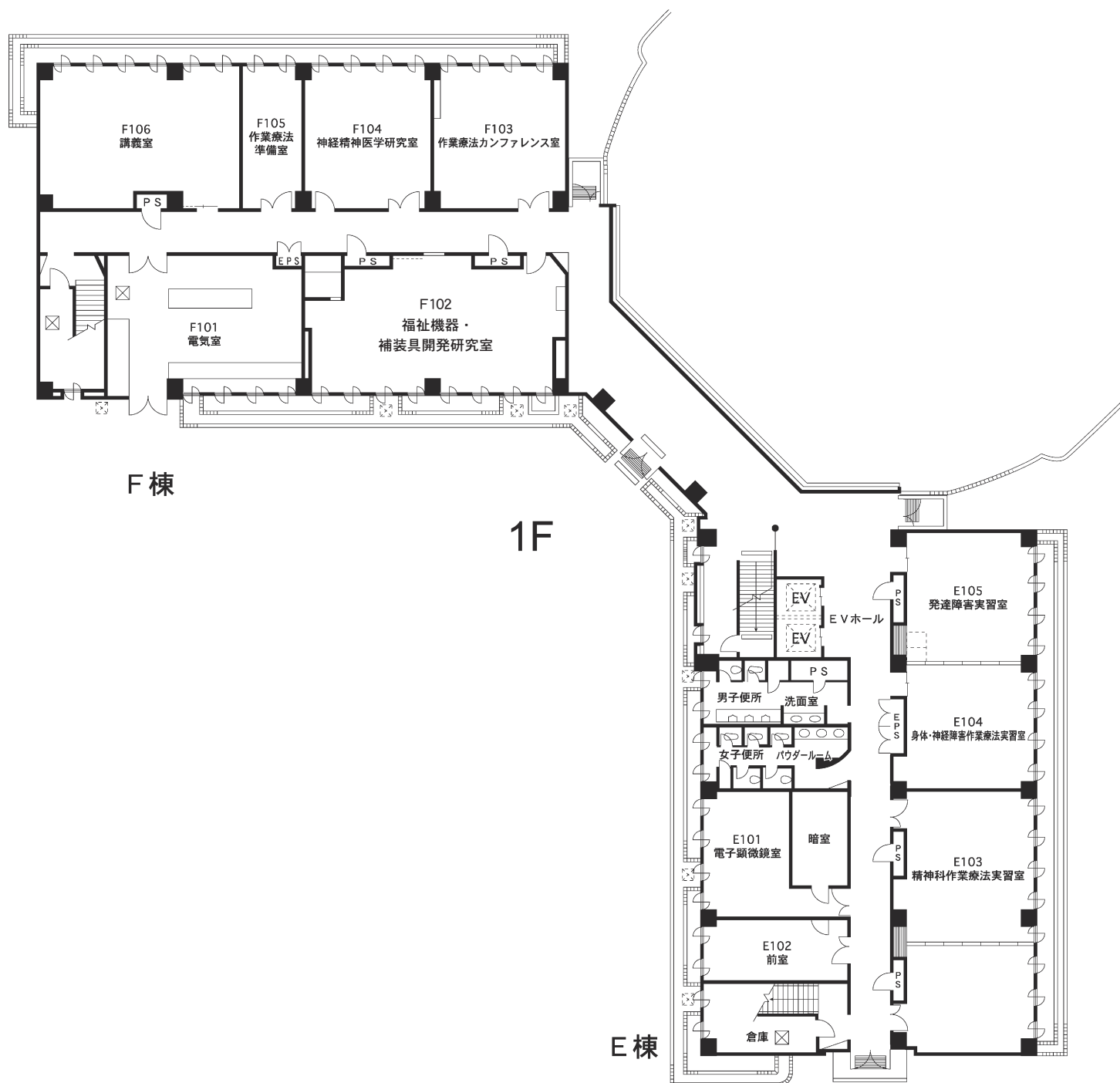
C505 健康科学センター事務室 アジア健康科学フロンティアセンター		C504 院生研究室		C503 運動学・運動療法実習室		C502 生理機能解析室	C501 脳機能測定室
C506 研究 室員	C507 研究 室員	C508 研究 室員	C509 研究 室員	C510 研究 室員	C511 交流 大	便所 (女)	便所 (男)
EV							C512 生理学実習室

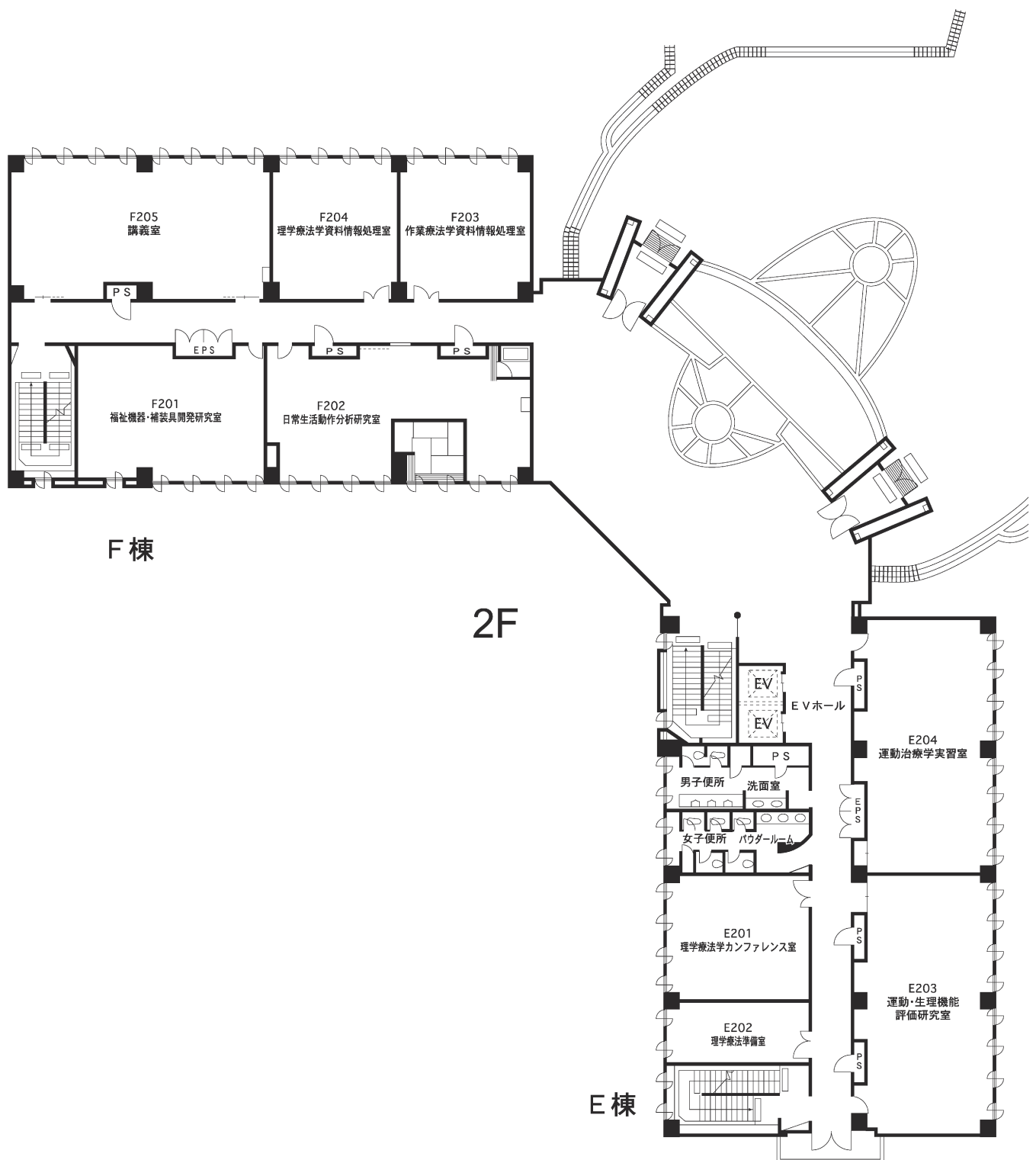
6F

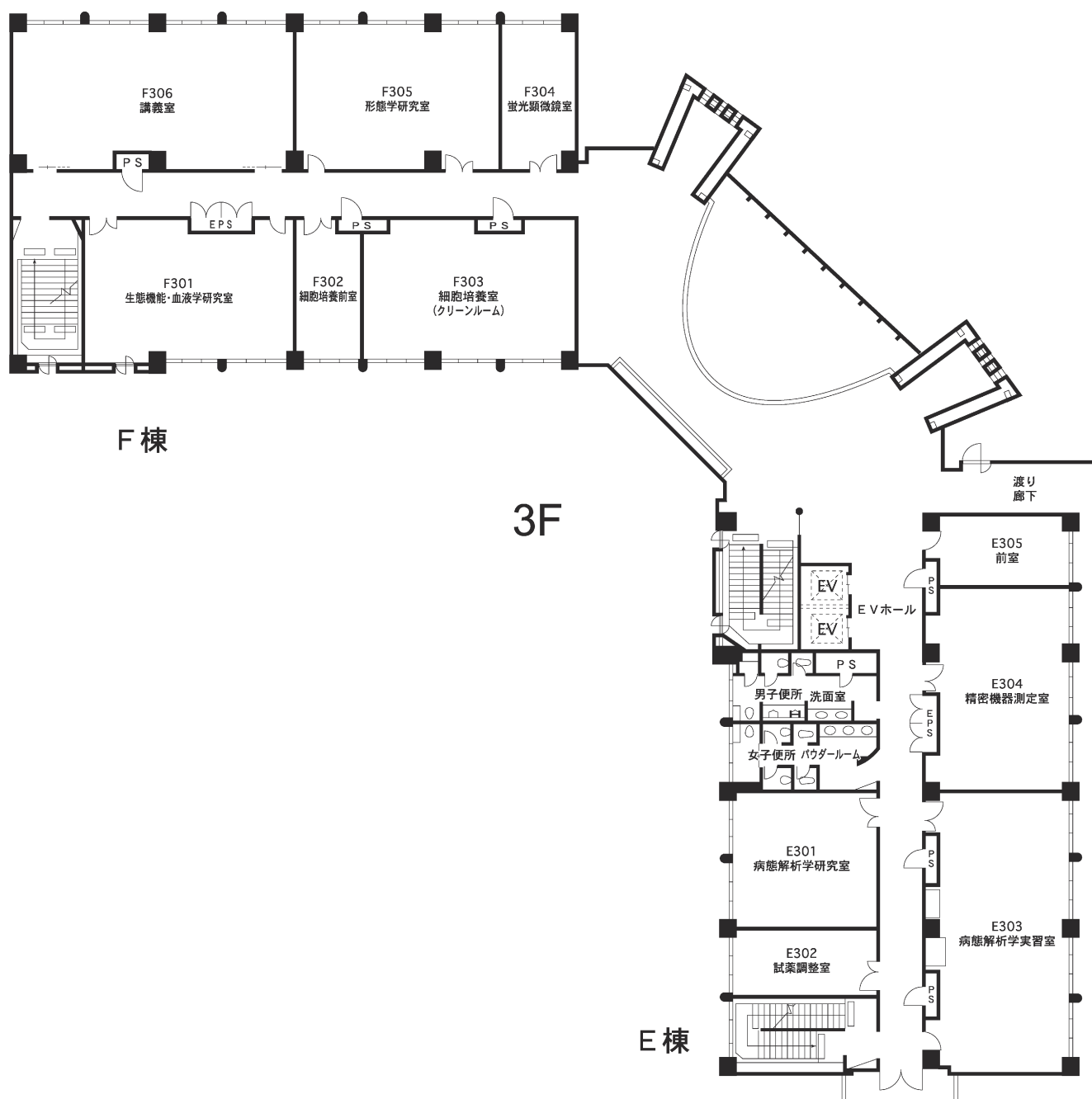
C棟

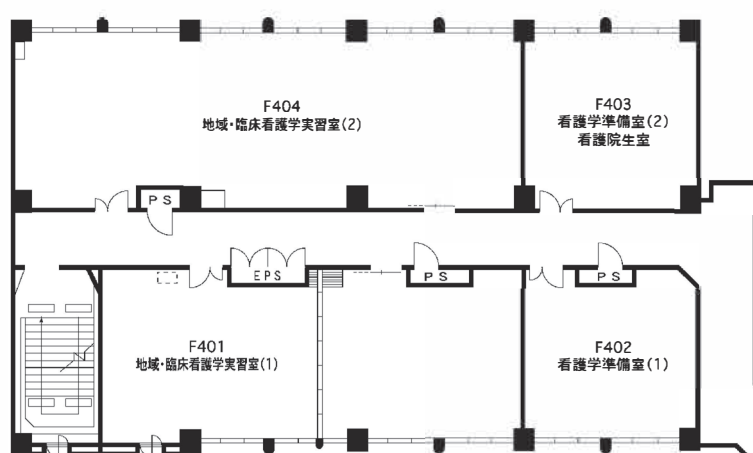
C605 病理学実習室		C604 病理学研究室 細胞培養室		C603 研 究 室	C602 倉 庫	C601 大会議室	
C606 ス キ ル ラ ボ	C607 研究 室員	C608 研究 室員	C609 研究 室員	C610 研究 室員	C611 交流 大	便所 (女)	便所 (男)
EV							

◎校舎平面図（E・F棟）







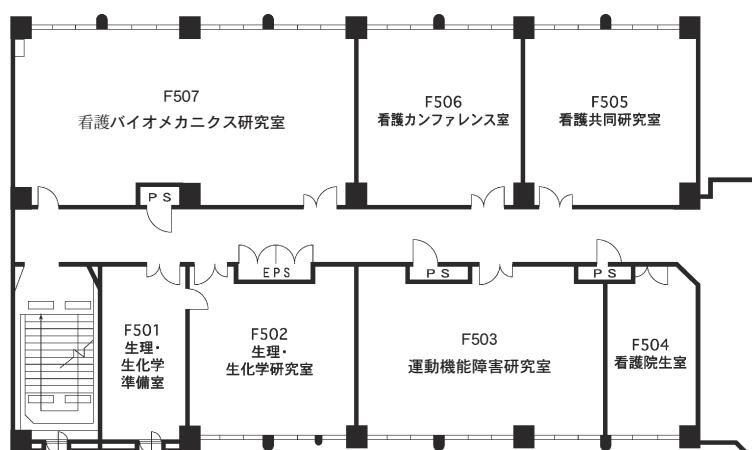


F 棟

4F



E 棟



F 棟

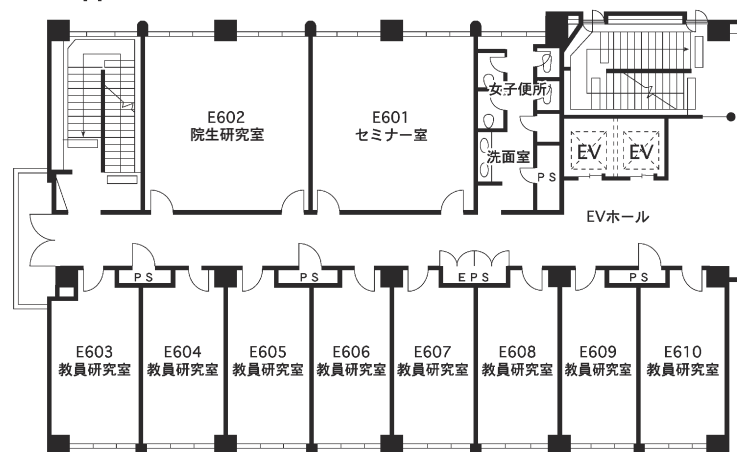
5F



E 棟

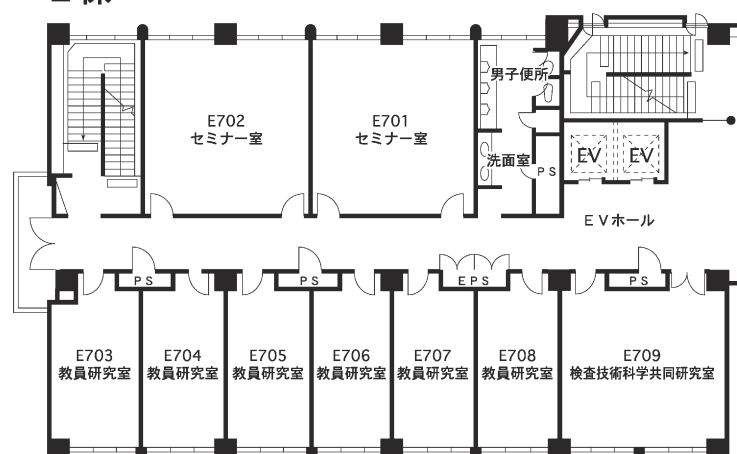
6F

E棟



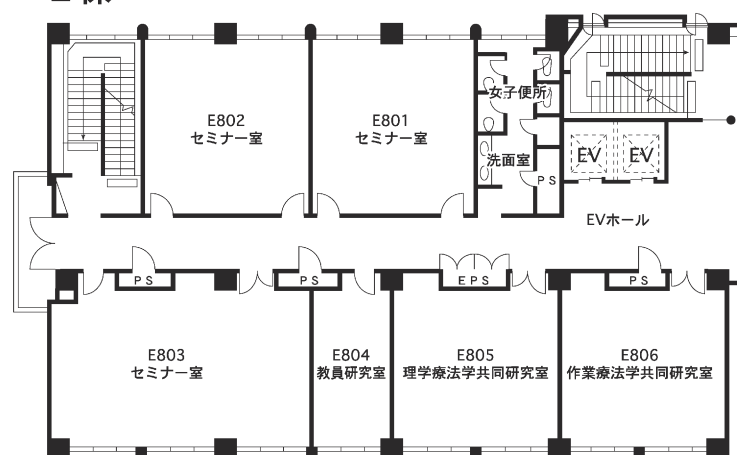
7F

E棟



8F

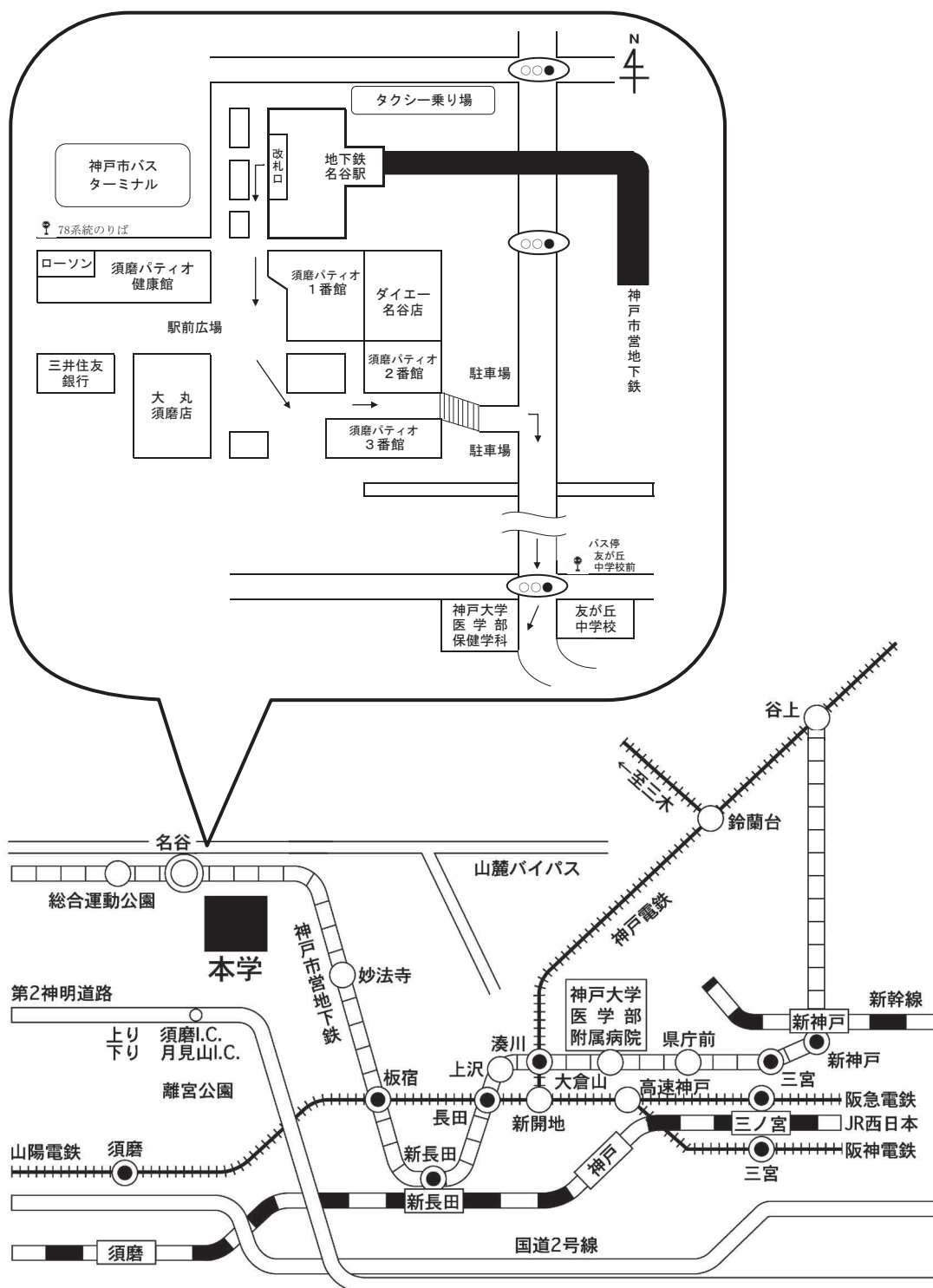
E棟



◎体育館平面図



◎神戸大学医学部保健学科への道順



利用交通機関

- ▶ 神戸市営地下鉄「名谷駅」下車、南へ徒歩約15分。
(神戸市営地下鉄「三宮駅」～「名谷駅」間約20分)
- ▶ 市バス・78系統「友が丘中学校前」下車徒歩3分。

◎印は他線との乗換え可能な駅を示す

神戸大学大学院保健学研究科

〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7丁目10番2

電 話 神戸 (078) 796-4504

FAX 神戸 (078) 796-4509